

令和4年6月

**第208回国会（常会）  
通過議案要旨集**

**衆議院調査局**

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、令和4年6月15日現在で取りまとめたものです。

なお、この電子ファイルには、取りまとめ日（6月15日）の後に公布された法律の公布日及び法律番号も記載しました。

# 目 次

I	第208回国会（常会）議案審議等概況	1
II	第208回国会（常会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	8
	○参法	15
	○予算	18
	○条約	18
	○承認	19
	○承諾	20
	○決算・国有財産等	21
	○決議案	22
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	25
	○総務委員会	43
	○法務委員会	55
	○外務委員会	62
	○財務金融委員会	71
	○文部科学委員会	77
	○厚生労働委員会	86
	○農林水産委員会	99
	○経済産業委員会	113
	○国土交通委員会	120
	○環境委員会	133
	○安全保障委員会	138
	○予算委員会	140
	○決算行政監視委員会	150
	○議院運営委員会	152
	○災害対策特別委員会	154
	○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	160
	○沖縄及び北方問題に関する特別委員会	161
	○消費者問題に関する特別委員会	165
	○東日本大震災復興特別委員会	169
	○地方創生に関する特別委員会	172
IV	決議案	175
V	通過議案概要一覧	179
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	199

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

会派略称	会派名
自民	自由民主党
立民	立憲民主党・無所属
維新	日本維新の会
公明	公明党
国民	国民民主党・無所属クラブ
共産	日本共産党
有志	有志の会
れ新	れいわ新選組
無	無所属

# I 第208回国会（常会）議案審議等概況

## 1 会 期

令和4年1月17日から6月15日までの150日間

## 2 議案件数

閣 法	61件（成立 61件）
衆 法	69件（成立 15件、継続 42件、審査未了 3件、 否決 8件、撤回 1件）
参 法	35件（成立 2件、参議院未付託未了 33件）
予 算	5件（成立 5件）
条 約	7件（承認 7件）
承 認	1件（承認 1件）
承 諾	12件（承諾 4件、継続 8件）
決 算 等	12件（継続 9件、審査未了 3件）
決 議 案	7件（可決 4件、否決 2件、審査未了 1件）
（参考）	
委員会決議	6件（内閣委員会、総務委員会、文部科学委員会、 災害対策特別委員会2件、 沖縄及び北方問題に関する特別委員会）



## Ⅱ 第 208 回国会（常会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)	財務金融	2/1	2/21	可決	有	2/22	可決	3/22	可決	3/22	可決	3/31 (4)
208	警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	内 閣	2/24	3/2	可決	有	3/3	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (6)
208	地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)	総 務	2/8	2/21	可決		2/22	可決	3/22	可決	3/22	可決	3/31 (1)
208	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	総 務	2/8	2/21	可決		2/22	可決	3/22	可決	3/22	可決	3/31 (2)
208	関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	財務金融	3/3	3/8	可決	有	3/10	可決	3/24	可決	3/25	可決	3/31 (5)
208	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	財務金融	3/8	3/11	可決	有	3/15	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (13)
208	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	内 閣	3/3	3/9	可決		3/10	可決	4/5	可決	4/6	可決	4/13 (17)
208	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	内 閣	3/3	3/9	可決		3/10	可決	4/5	可決	4/6	可決	4/13 (18)
208	国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	内 閣	3/3	3/9	可決		3/10	可決	4/5	可決	4/6	可決	4/13 (19)
208	保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	財務金融	3/10	3/23	可決		3/24	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (11)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	総務	4/4	4/7	可決		4/12	可決	4/21	可決	4/22	可決	5/2 (35)
208	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	法務	3/1	3/9	可決	有	3/10	可決	4/14	可決	4/15	可決	4/22 (30)
208	裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	法務	3/1	3/9	可決		3/10	可決	4/14	可決	4/15	可決	4/22 (31)
208	雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	厚生労働	3/3	3/16	可決	有	3/17	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (12)
208	令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出第15号）	国土交通	3/1	3/9	可決		3/10	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (15)
208	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	安全保障	3/23	3/25	可決		3/29	可決	4/5	可決	4/6	可決	4/13 (23)
208	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	倫理選挙	3/9	3/17	可決		3/24	可決	3/30	可決	3/31	可決	4/6 (16)
208	電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	総務	4/7	4/19	可決	有	4/21	可決	6/2	可決	6/3	可決	6/10 (63)
208	土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	農林水産	3/1	3/15	可決	有	3/17	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (9)
208	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	国土交通	3/22	3/30	可決	有	3/31	可決	4/26	可決	4/27	可決	5/9 (38)
208	沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	沖縄北方	3/3	3/9	可決	有	3/10	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (7)
208	情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（内閣提出第22号）	内閣	3/10	3/16	可決	有	3/17	可決	4/22	可決	4/27	可決	5/9 (39)
208	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	震災復興	4/26	5/10	可決	有	5/12	可決	5/18	可決	5/20	可決	5/27 (54)



提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出第24号）	外 務	3/10	3/16	可決		3/17	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (14)
208	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	環 境	3/24	4/5	可決	有	4/7	可決	5/24	可決	5/25	可決	6/1 (60)
208	防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	安全保障	3/8	3/15	可決	有	3/17	可決	4/12	可決	4/13	可決	4/20 (26)
208	構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	地方創生	3/9	3/16	可決		3/17	可決	5/20	可決	5/25	可決	6/1 (58)
208	貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	経済産業	3/8	3/16	可決	有	3/17	可決	4/7	可決	4/8	可決	4/15 (25)
208	旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	外 務	3/29	4/6	可決	有	4/7	可決	4/19	可決	4/20	可決	4/27 (33)
208	東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案（内閣提出第30号）	外 務	3/29	4/6	可決		4/7	可決	4/19	可決	4/20	可決	4/27 (34)
208	博物館法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	文部科学	3/15	3/23	可決	有	3/24	可決	4/7	可決	4/8	可決	4/15 (24)
208	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案（内閣提出第32号）	農林水産	3/15	3/30	可決	有	3/31	可決	4/21	可決	4/22	可決	5/2 (37)
208	植物防疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	農林水産	3/16	3/30	可決		3/31	可決	4/21	可決	4/22	可決	5/2 (36)
208	教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	文部科学	3/24	4/8	可決	有	4/12	可決	5/10	可決	5/11	可決	5/18 (40)
208	国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案（内閣提出第35号）	文部科学	4/14	4/27	可決	有	4/28	可決	5/17	可決	5/18	可決	5/25 (51)
208	自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）（参議院送付）	国土交通	5/24	6/8	可決	有	6/9	可決	4/12	可決	4/13	可決	6/15 (65)
208	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第37号）	内 閣	3/17	4/6	可決	有	4/7	可決	5/10	可決	5/11	可決	5/18 (43)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	こども家庭庁設置法案（内閣提出第38号）	内閣	4/19	5/13	可決	有	5/17	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (75)
208	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第39号）	内閣	4/19	5/13	可決	有	5/17	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (76)
208	公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	財務金融	4/4	4/8	可決		4/12	可決	5/10	可決	5/11	可決	5/18 (41)
208	消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	消費者問題	3/25	4/19	可決	有	4/21	可決	5/20	可決	5/25	可決	6/1 (59)
208	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	厚生労働	3/31	4/15	可決	有	4/19	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (47)
208	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	経済産業	4/5	4/22	可決	有	4/26	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (46)
208	航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	国土交通	4/19	4/22	可決		4/26	可決	6/2	可決	6/3	可決	6/10 (62)
208	宅地造成等規制法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	国土交通	3/29	4/20	修正	有	4/21	修正	5/19	可決	5/20	可決	5/27 (55)
208	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	環 境	4/14	4/22	可決	有	4/26	可決	5/10	可決	5/11	可決	5/18 (42)
208	安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	財務金融	5/10	5/17	可決		5/19	可決	6/2	可決	6/3	可決	6/10 (61)
208	電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	総 務	4/25	5/12	可決	有	5/13	可決	6/10	可決	6/13	可決	6/17 (70)
208	児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	厚生労働	4/14	5/13	修正	有	5/17	修正	6/7	可決	6/8	可決	6/15 (66)
208	高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	経済産業	4/26	5/11	可決	有	5/12	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (74)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第51号)(参議院送付)	地方創生	4/27	5/12	可決		5/13	可決	4/13	可決	4/15	可決	5/20 (44)
208	道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第52号)(参議院送付)	内 閣	4/13	4/15	可決	有	4/19	可決	4/12	可決	4/13	可決	4/27 (32)
208	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第53号)(参議院送付)	農林水産	5/10	5/18	可決	有	5/19	可決	4/7	可決	4/8	可決	5/25 (49)
208	民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第54号)	法 務	3/22	4/20	可決	有	4/21	可決	5/17	可決	5/18	可決	5/25 (48)
208	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第55号)	農林水産	4/5	4/20	可決	有	4/21	可決	5/19	可決	5/20	可決	5/27 (56)
208	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第56号)	農林水産	4/5	4/20	可決	有	4/21	可決	5/19	可決	5/20	可決	5/27 (53)
208	刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第57号)	法 務	4/21	5/18	修正	有	5/19	修正	6/10	可決	6/13	可決	6/17 (67)
208	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第58号)	法 務	4/21	5/18	可決		5/19	可決	6/10	可決	6/13	可決	6/17 (68)
208	関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第59号)	財務金融	4/12	4/13	可決		4/14	可決	4/19	可決	4/20	可決	4/20 (27)
208	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出第60号)	財務金融	4/12	4/13	可決		4/14	可決	4/19	可決	4/20	可決	4/20 (28)
208	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第61号)	国土交通	5/12	5/24	可決	有	5/25	可決	6/10	可決	6/13	可決	6/17 (69)

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
207	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(足立康史君外1名提出、第207回国会衆法第1号)	議院運営	1/17					閉会中 審査					
207	揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案(足立康史君外2名提出、第207回国会衆法第2号)	財務金融	1/17					閉会中 審査					
207	現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案(末松義規君外7名提出、第207回国会衆法第3号)	財務金融	1/17					閉会中 審査					
207	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(篠原孝君外7名提出、第207回国会衆法第4号)	議院運営	1/17					閉会中 審査					
207	新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案(足立康史君外4名提出、第207回国会衆法第6号)	財務金融	1/17		審査 未了								
207	自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案(前原誠司君外1名提出、第207回国会衆法第9号)	安全保障	1/17					閉会中 審査					
207	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案(中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号)	内 閣	1/17					閉会中 審査					
207	領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案(篠原豪君外14名提出、第207回国会衆法第11号)	安全保障	1/17					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
208	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤田文武君外6名提出、衆法第1号)	議院運営	6/14						閉会中 審査					
208	令和3年度子育て世帯臨時特別給付金の支給を受けていない特定養育者を支援するための特定養育者支援給付金の支給等に関する法律案(城井崇君外10名提出、衆法第2号)	内 閣	6/14		審査 未了									
208	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案(山岡達丸君外9名提出、衆法第3号)	経済産業	6/14						閉会中 審査					
208	豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(近藤和也君外11名提出、衆法第4号)			3/15	撤回									
208	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(中島克仁君外16名提出、衆法第5号)	厚生労働	3/31	4/15	否決		4/19	否決						
208	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案(小宮山泰子君外7名提出、衆法第6号)	国土交通	6/14						閉会中 審査					
208	消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案(柚木道義君外7名提出、衆法第7号)	消費者問題	3/25		審査 未了									
208	子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(城井崇君外11名提出、衆法第8号)	内 閣	4/19	5/13	否決		5/17	否決						
208	津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第9号)	審査省略					3/15	可決	3/23	可決	3/25	可決	3/31 (3)	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案(足立康史君外2名提出、衆法第10号)	内 閣	3/17	4/6	否決		4/7	否決					
208	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第11号)	審査省略					3/17	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (10)
208	豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第12号)	審査省略					3/17	可決	3/25	可決	3/30	可決	3/31 (8)
208	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第13号)	審査省略					3/17	可決	4/6	可決	4/6	可決	4/13 (20)
208	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第14号)	審査省略					3/17	可決	4/6	可決	4/6	可決	4/13 (21)
208	国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第15号)	審査省略					3/17	可決	4/6	可決	4/6	可決	4/13 (22)
208	日本銀行法の一部を改正する法律案(足立康史君外2名提出、衆法第16号)	財務金融	6/14					閉会中 審査					
208	日本放送協会改革推進法案(中司宏君外2名提出、衆法第17号)	総 務	6/14					閉会中 審査					
208	特定土砂等の管理に関する法律案(足立康史君外2名提出、衆法第18号)	国土交通	3/29					閉会中 審査					
208	土砂等の置場の確保に関する法律案(足立康史君外2名提出、衆法第19号)	国土交通	3/29					閉会中 審査					
208	新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案(中島克仁君外16名提出、衆法第20号)	厚生労働	3/31	4/15	否決		4/19	否決					
208	新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(中島克仁君外16名提出、衆法第21号)	厚生労働	3/31	4/15	否決		4/19	否決					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案(鈴木庸介君外5名提出、衆法第22号)	法 務	6/14					閉会中 審査					
208	所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(末松義規君外9名提出、衆法第23号)	財務金融	6/14					閉会中 審査					
208	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案(落合貴之君外9名提出、衆法第24号)	経済産業	6/14					閉会中 審査					
208	こども基本法案(加藤勝信君外10名提出、衆法第25号)	内 閣	4/19	5/13	可決	有	5/17	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (77)
208	情報通信行政の改革の推進に関する法律案(中司宏君外2名提出、衆法第26号)	総 務	4/7	4/19	否決		4/21	否決					
208	子ども育成基本法案(三木圭恵君外2名提出、衆法第27号)	内 閣	4/19	5/13	否決		5/17	否決					
208	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外12名提出、衆法第28号)	厚生労働	4/14					閉会中 審査					
208	国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第29号)	審査省略					4/14	可決	4/15	可決	4/15	可決	4/22 (29)
208	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外16名提出、衆法第30号)	厚生労働	4/21					閉会中 審査					
208	刑法等の一部を改正する法律案(米山隆一君外2名提出、衆法第31号)	法 務	4/21	5/18	否決		5/19	否決					
208	現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案(足立康史君外2名提出、衆法第32号)	財務金融	6/14					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第33号)	審査省略					4/26	可決	5/11	可決	5/13	可決	5/20 (45)
208	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝君外6名提出、衆法第34号)	憲法審査会	4/28					閉会中 審査					
208	自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外15名提出、衆法第35号)	経済産業	6/14					閉会中 審査					
208	インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案(岩谷良平君外5名提出、衆法第36号)	総務	6/14					閉会中 審査					
208	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出、衆法第37号)	審査省略					5/17	可決	6/10	可決	6/13	可決	6/17 (72)
208	国立国会図書館法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第38号)	審査省略					5/17	可決	5/25	可決	5/25	可決	6/1 (57)
208	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外4名提出、衆法第39号)	倫理選挙	6/14					閉会中 審査					
208	公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案(落合貴之君外6名提出、衆法第40号)	厚生労働	6/14					閉会中 審査					
208	労働者協同組合法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第41号)	審査省略					5/25	可決	6/10	可決	6/13	可決	6/17 (71)
208	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第42号)	審査省略					5/25	可決	6/10	可決	6/13	可決	6/13 (64)



提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第43号）	審査省略					5/27	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (78)
208	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外4名提出、衆法第44号）	農林水産	6/14					閉会中 審査					
208	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外4名提出、衆法第45号）	農林水産	6/14					閉会中 審査					
208	中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外8名提出、衆法第46号）	経済産業	6/14					閉会中 審査					
208	地方自治法の一部を改正する法律案（中司宏君外4名提出、衆法第47号）	総 務	6/14					閉会中 審査					
208	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、衆法第48号）	倫理選挙	6/14					閉会中 審査					
208	政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、衆法第49号）	倫理選挙	6/14					閉会中 審査					
208	インターネット投票の導入の推進に関する法律案（井坂信彦君外17名提出、衆法第50号）	倫理選挙	6/14					閉会中 審査					
208	在外教育施設における教育の振興に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第51号）	審査省略					6/7	可決	6/10	可決	6/13	可決	6/17 (73)
208	国家賠償法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、衆法第52号）	法 務	6/14					閉会中 審査					
208	民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外10名提出、衆法第53号）	法 務	6/14					閉会中 審査					
208	性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外11名提出、衆法第54号）	内 閣	6/9					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
208	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(大河原まさこ君外10名提出、衆法第55号)	内 閣	6/14					閉会中 審査					
208	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(山崎誠君外6名提出、衆法第56号)	経済産業	6/14					閉会中 審査					
208	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案(田嶋要君外5名提出、衆法第57号)	経済産業	6/14					閉会中 審査					
208	多文化共生社会基本法案(中川正春君外7名提出、衆法第58号)	内 閣	6/14					閉会中 審査					
208	消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案(小川淳也君外7名提出、衆法第59号)	財務金融	6/14					閉会中 審査					
208	特定人権侵害行為への対処に関する法律案(松原仁君外5名提出、衆法第60号)	外 務	6/14					閉会中 審査					
208	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(馬場伸幸君外2名提出、衆法第61号)	議院運営	6/15					閉会中 審査					

[参 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
208	政党助成法を廃止する法律案(井上哲士君外2名提出、参法第1号)											審議 未了	
208	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第2号)											審議 未了	
208	賃金水準の上昇を伴う経済成長等を図るために講ずべき税制上の措置に関する法律案(磯崎哲史君外1名提出、参法第3号)											審議 未了	
208	児童福祉法の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君外2名提出、参法第4号)											審議 未了	
208	総合的経済安全保障施策推進法案(大塚耕平君外2名提出、参法第5号)											審議 未了	
208	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第6号)											審議 未了	
208	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案(厚生労働委員長提出、参法第7号)	厚生労働	4/13	5/18	可決		5/19	可決			4/13	可決	5/25 (52)
208	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、参法第8号)	厚生労働	4/13	5/18	可決	有	5/19	可決			4/13	可決	5/25 (50)
208	財政法の一部を改正する法律案(大塚耕平君外1名提出、参法第9号)											審議 未了	
208	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部を改正する法律案(大塚耕平君外1名提出、参法第10号)											審議 未了	
208	難民等の保護に関する法律案(石橋通宏君外4名提出、参法第11号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（石橋通宏君外4名提出、参法第12号）											審議 未了	
208	消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案（川合孝典君外1名提出、参法第13号）											審議 未了	
208	公職選挙法の一部を改正する法律案（片山大介君外3名提出、参法第14号）											審議 未了	
208	政治資金規正法の一部を改正する法律案（井上哲士君外2名提出、参法第15号）											審議 未了	
208	国会における各党派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案（東徹君外1名提出、参法第16号）											審議 未了	
208	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案（東徹君外1名提出、参法第17号）											審議 未了	
208	政治資金規正法の一部を改正する法律案（石井章君外1名提出、参法第18号）											審議 未了	
208	租税特別措置法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第19号）											審議 未了	
208	政治資金規正法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第20号）											審議 未了	
208	公職選挙法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第21号）											審議 未了	
208	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（東徹君外1名提出、参法第22号）											審議 未了	
208	大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第23号）											審議 未了	
208	地方自治法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第24号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（東徹君外1名提出、参法第25号）											審議 未了	
208	消費税の税率の引下げ及び適格請求書等保存方式の導入の中止のために講ずべき措置に関する法律案（岩渕友君外2名提出、参法第26号）											審議 未了	
208	遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等の禁止等に関する法律案（片山大介君外1名提出、参法第27号）											審議 未了	
208	刑法等の一部を改正する法律案（有田芳生君外2名提出、参法第28号）											審議 未了	
208	水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等に関する法律案（田名部匡代君外5名提出、参法第29号）											審議 未了	
208	後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置に関する法律案（倉林明子君外2名提出、参法第30号）											審議 未了	
208	農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（田名部匡代君外3名提出、参法第31号）											審議 未了	
208	児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（小西洋之君外1名提出、参法第32号）											審議 未了	
208	こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案（矢田わか子君外2名提出、参法第33号）											審議 未了	
208	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の一部を改正する法律案（矢田わか子君外2名提出、参法第34号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
208	持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案（福山哲郎君外1名提出、参法第35号）											審議 未了	

〔予 算〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
208	令和4年度一般会計予算	予算	1/17	2/21	可決	2/22	可決	3/22	可決	3/22	可決
208	令和4年度特別会計予算	予算	1/17	2/21	可決	2/22	可決	3/22	可決	3/22	可決
208	令和4年度政府関係機関予算	予算	1/17	2/21	可決	2/22	可決	3/22	可決	3/22	可決
208	令和4年度一般会計補正予算（第1号）	予算	5/25	5/27	可決	5/27	可決	5/31	可決	5/31	可決
208	令和4年度特別会計補正予算（特第1号）	予算	5/25	5/27	可決	5/27	可決	5/31	可決	5/31	可決

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
208	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	3/1	3/11	承認	3/15	承認	3/24	承認	3/25	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
208	刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	4/26	5/11	承認	5/12	承認	6/7	承認	6/8	承認
208	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	4/19	4/27	承認	4/28	承認	5/19	承認	5/20	承認
208	2025年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	4/19	4/27	承認	4/28	承認	5/19	承認	5/20	承認
208	強制労働の廃止に関する条約（第105号）の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	外 務	4/26	5/11	承認	5/12	承認	6/7	承認	6/8	承認
208	1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	外 務	4/26	5/11	承認	5/12	承認	6/7	承認	6/8	承認
208	万国郵便連合憲章の第10追加議定書、万国郵便連合憲章の第11追加議定書、万国郵便連合一般規則の第2追加議定書、万国郵便連合一般規則の第3追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	外 務	4/19	4/27	承認	4/28	承認	5/19	承認	5/20	承認

〔承 認〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
208	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	総 務	3/23	3/24	承認	有	3/25	承認	3/29	承認	3/30	承認

〔承 諾〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
207	令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めの件）（第207回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/17	4/11	承諾	4/12	承諾	5/16	承諾	5/18	承諾
207	令和2年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めの件）（第207回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/17	4/11	承諾	4/12	承諾	5/16	承諾	5/18	承諾
207	令和2年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めの件）（第207回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/17	4/11	承諾	4/12	承諾	5/16	承諾	5/18	承諾
207	令和2年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めの件）（第207回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/17	4/11	承諾	4/12	承諾	5/16	承諾	5/18	承諾
208	令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めの件）	決算行政監視	6/14				閉会中 審査				
208	令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めの件）	決算行政監視	6/14				閉会中 審査				
208	令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めの件）	決算行政監視	6/14				閉会中 審査				
208	令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めの件）	決算行政監視	6/14				閉会中 審査				
208	令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めの件）	決算行政監視	6/14				閉会中 審査				
208	令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めの件）	決算行政監視	6/14				閉会中 審査				
208	令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めの件）	決算行政監視	6/14				閉会中 審査				
208	令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めの件）	決算行政監視	6/14				閉会中 審査				



〔決算・国有財産等〕

＜ 決 算 ＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
200	平成30年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/17				閉会中審査	/
	平成30年度特別会計歳入歳出決算							
	平成30年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成30年度政府関係機関決算書							
203	令和元年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/17				閉会中審査	
	令和元年度特別会計歳入歳出決算							
	令和元年度国税収納金整理資金受払計算書							
	令和元年度政府関係機関決算書							
207	令和2年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/17				閉会中審査	
	令和2年度特別会計歳入歳出決算							
	令和2年度国税収納金整理資金受払計算書							
	令和2年度政府関係機関決算書							

＜ 国 有 財 産 ＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
200	平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/17				閉会中審査	/
200	平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/17				閉会中審査	
203	令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/17				閉会中審査	
203	令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/17				閉会中審査	
207	令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/17				閉会中審査	
207	令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/17				閉会中審査	

<NHK決算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
200	日本放送協会平成30年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/17		審査未了			/
203	日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/17		審査未了			
207	日本放送協会令和2年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/17		審査未了			

〔決議案〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
208	新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案（古屋圭司君外4名提出、決議第1号）	審査省略				2/1	可決
208	ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案（森英介君外6名提出、決議第2号）	審査省略				2/8	可決
208	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案（山口俊一君外12名提出、決議第3号）	審査省略				3/1	可決
208	強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰50周年に関する決議案（國場幸之助君外9名提出、決議第4号）	審査省略				4/28	可決
208	衆議院議長細田博之君不信任決議案（馬淵澄夫君外2名提出、決議第5号）	審査省略				6/9	否決
208	岸田内閣不信任決議案（西村智奈美君外2名提出、決議第6号）	審査省略				6/9	否決
208	議員吉川赳君の議員辞職勧告に関する決議案（青柳陽一郎君外1名提出、決議第7号）	議院運営	6/15		審査未了		

(参 考)

<委員会決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
208	持続可能な地方税財政基盤の確立並びに新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等への対応に関する件	総 務	2/21
208	豪雪地帯対策の充実強化に関する件	災害対策	3/16
208	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の強化に関する件	災害対策	4/21
208	沖縄の本土復帰50年及び沖縄問題の解決促進に関する件	沖縄北方	4/21
208	性行為映像制作物への出演に係る被害の防止及び出演者の救済に関する件	内 閣	5/25
208	在外教育施設における教育の振興に関する件	文部科学	6/3



### Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

#### 【内閣委員会】

#### ○警察法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、最近におけるサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等を追加するとともに、警察庁が当該活動を行う場合における広域組織犯罪等に対処するための措置に関する規定を整備するほか、警察庁の組織について、サイバー警察局を設置する等の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する規定等の整備
  - 1 サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案を「サイバー事案」と、当該事案のうち一定の重大なものを「重大サイバー事案」と位置付け、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の態勢に関する事務及び重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務を追加すること。
  - 2 関東管区警察局に、全国を管轄区域として、警察庁の所掌事務のうち重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務を分掌させること。
  - 3 広域組織犯罪等に対処するための措置に関して、警察庁と都道府県警察が重大サイバー事案について行う共同処理に関する規定及び重大サイバー事案の処理に関して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官の職権に関する規定を設けること。
- 二 警察庁の組織について、サイバー警察局を設置し、その所掌事務としてサイバー事案に関する警察に関する事務等を定めるとともに、情報通信局を廃止し、長官官房の所掌事務に警察通信に関する事務等を追加すること。
- 三 その他、所要の規定の整備を行うこと。
- 四 この法律は、令和4年4月1日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 重大サイバー事案に対処し、国民の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を守るため、万全の対策を講ずるとともに国民への適切な情報提供に取り組むこと。
- 二 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を行うに当たっては、プライバシーの権利、通信の秘密等の基本的人権を不当に侵害しないようにすること。
- 三 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等に関する国民からの苦情申出に対しては真摯に対応すること。また、国家公安委員会に対する苦情申出制度について、国民に十分周知すること。
- 四 重大サイバー事案の対象となる重要インフラ等については、具体的かつ明確に示すこと。
- 五 国境を越えた重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を効果的に行うため、諸外国及び国際機関との緊密な協力関係を構築するとともに、国際共同捜査に積極的に参画すること。
- 六 サイバー事案に適確に対処するため、警察庁及び都道府県警察において、高度専門人材を十分に確保するとともに、民間の技術や知見も活用すること。なお、民間の技術や知見の活用にあたっては、捜査情報等が漏えいすることのないよう情報管理を徹底すること。
- 七 サイバー警察局及びサイバー特別捜査隊の創設にあたっては、サイバー事案に係る犯罪に関する都道府県警察の捜査能力が低下することのないよう配慮するとともに、都道府県警察の捜査能力をさらに向上させるため、必要な措置を講ずること。
- 八 サイバー事案に係る犯罪を未然に防止するとともに被害を最小化するため、犯罪の手口及び対処技術について関係省庁、都道府県警察、事業者等との情報共有を行うこと。

## ○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告（以下「人事院勧告」という。）に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 期末手当の支給月数を年間0.15月分引き下げること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。
- 三 人事院勧告の令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月

の期末手当から減額することで調整を行うこと。

### **○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨**

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の額の改定を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣等の特別職の職員（秘書官を除く。）の期末手当の支給月数について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間0.1月分引き下げること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。
- 三 一般職の職員の給与改定に準じ、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこと。

### **○国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨**

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、行政執行法人の非常勤の職員について介護休業の取得要件を緩和するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一般職の国家公務員及び防衛省の職員について、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、特別の事情がある場合を除き、2回以内とすること。
- 二 一の育児休業の回数には、現行では子の出生の日から人事院規則で定める期間内にする最初の育児休業を含めないこととされているものを、当該期間内にする2回目の育児休業についても含めないこととすること。
- 三 行政執行法人の非常勤の職員について、介護休業の取得要件のうち、1年以上の雇用期間の要件を廃止すること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、三については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## ○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、国の歳入等の納付に係る関係者の利便性の向上を図るため、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を可能とするために必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 各省各庁は、国の歳入等の納付で主務省令で定めるものについては、当該納付に関する他の法令の規定にかかわらず、納付者が情報通信技術を利用して自ら納付する方法であって主務省令で定めるものにより当該歳入等の納付を行わせることができるものとする。
- 二 各省各庁は、国の歳入等の納付で主務省令で定めるものについては、指定納付受託者に当該歳入等の納付を委託して納付する方法により当該歳入等の納付を行わせることができるものとする。
- 三 各省各庁の長は、委託を受けて国に歳入等を納付する事務を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める者を、その申請により、指定納付受託者として指定することができるものとする。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 情報通信技術を利用する方法による納付（以下「キャッシュレス納付」という。）が、広く国の歳入等一般の納付について可能となるよう努めること。
- 二 指定納付受託者の未納付により、歳入等の納付者が二重払い等の不利益を被ることのないよう、万全の措置を講ずること。
- 三 指定納付受託者を指定するに当たっては、納付事務を適切かつ確実に実施することができるよう、指定納付受託者の要件を適切に定めること。
- 四 システム障害等によりキャッシュレス納付を行えなくなる事態に備えるため、他の納付方法を確保するなど必要な措置を講ずること。
- 五 指定納付受託者等による納付者の個人情報不正利用や流出を防ぐため、必要な措置を講ずること。
- 六 キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担について、国による負担、納



付者による負担の現状等について整理の上、その在り方について検討すること。

- 七 広く行政の手續においてキャッシュレス納付を導入するため、キャッシュレス納付のシステム導入等に資するよう、地方公共団体に対する支援等、必要な措置を講ずること。

## **○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第37号）要旨**

本案は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度として、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある重要な物資の安定供給確保を図るため、特定重要物資を指定し、事業者の取組を支援するとともに、安定供給確保が困難と認めるときは政府が更なる対策を講ずる制度を創設すること。
- 二 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度として、国民生活及び経済活動の基盤となる特定の役務の安定的な提供を確保するため、妨害行為の手段として使用されるおそれがある重要な設備等を審査する制度を創設すること。
- 三 特定重要技術の開発支援に関する制度として、先端的技術のうち、当該技術が外部に不当に利用された場合等において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある技術の研究開発の促進と適切な活用のため、必要な情報の提供、資金の確保、調査研究等の措置を講ずる制度を創設すること。
- 四 特許出願の非公開に関する制度として、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の特許出願につき、出願公開等の手續を留保し、発明の開示や実施を制限することを可能にする制度を創設すること。
- 五 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 六 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 基本方針の策定に当たっては、以下の事項に配慮すること。
  - 1 安全保障に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するに当たっては、自由かつ公正な経済活動の促進との両立が図られるようにするとともに、新たな国際経済秩序の形成の促進の重要性に留意すること。
  - 2 「経済活動に与える影響」(本法第5条)を考慮するに当たっては、経済成長に及ぼす影響に配慮するとともに、事業者の事業活動における自主性を尊重し、事業者間の適正な競争関係を不当に阻害することのないようにすること。
  - 3 安全保障に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するに当たっては、事業者及び国民に対し十分な説明を行い、その理解を得るようにすること。
  - 4 本法第90条の規定に基づき、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないようにすること。
- 二 特定重要物資を指定する政令及び安定供給確保支援法人の指定に関する主務省令並びに特定社会基盤事業者の指定基準を定める主務省令は、関係事業者、関係事業者の団体その他の関係者の意見を考慮して制定するとともに、特定技術分野を定める政令は、安全保障の確保に関する経済施策、産業技術その他特許出願の非公開に関し知見を有する者の意見を考慮して制定すること。
- 三 特定重要物資、特定社会基盤事業者及び指定基金の指定並びに特定技術分野の選定は、客観的かつ公平に行うこと。
- 四 物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対する報告徴収(本法第48条第1項)及び特定重要設備の導入等後等の勧告(本法第55条第1項)においては、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないことについて一層配慮すること。

- 五 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずる（本法第44条第6項）際においては、輸送手段の確保について十分配慮すること。
- 六 「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し必要な特定社会基盤事業者その他の関係者との連携に関する事項」（本法第49条第2項第5号）は、特定社会基盤事業者に対する相談、助言その他の援助の必要性を考慮して定めること。
- 七 特定重要技術の開発支援については、我が国の技術的優位性ひいては不可欠性を確保することにつながるか否かを十分に検証した上で、対象となる技術をしっかりと見定めていくとともに、真に必要なものに対し、集中的に行うこと。
- 八 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るに当たっては、宇宙科学技術、海洋科学技術、量子科学技術及び人工知能関連技術の重要性に留意すること。
- 九 特定重要技術の開発を支援するため、十分な財政措置を講ずること。
- 十 保全対象発明の選定に当たっては、産業への影響を考慮して対象をできる限り限定的なものとする。その際、デュアルユース技術については、国費による委託事業の成果である技術や、防衛等の用途で開発された技術、あるいは出願人自身が了解している場合などを念頭に、支障が少ないケースに限定すること。
- 十一 特許出願の非公開制度の運用に当たっては、特許出願人が手続を円滑に行うことができるよう配慮すること。
- 十二 本法第80条に基づく損失の補償に当たっては、特許出願人が過度な不利益を被ることのないよう十分配慮すること。
- 十三 本法の施行状況については、遅滞なく国会を含め、国民に公表すること。
- 十四 国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて、必要な措置を講ずること。
- 十五 安全保障の確保に関する経済施策に関する情報の収集、整理及び分析を推進する観点から必要があると認めるときには、その体制の整備について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 十六 本法第48条第1項の規定による報告又は資料の提出の状況を勘案し、必

要があると認めるときは、同項の規定による報告又は資料の提出の実効性を確保するための方策について、本法の施行後適当な時期において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

十七 ウクライナ情勢はじめ世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、経済安全保障に関する諸施策の実効性を伴う総合的な推進を図るための方策について、本法の施行後適当な時期において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### ○こども家庭庁設置法案（内閣提出第38号）要旨

本案は、こども政策を我が国社会のまんなかに据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進するこども家庭庁を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 こども家庭庁は、こども家庭庁長官を長とし、内閣府の外局として設置されること。

二 こども家庭庁は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とするとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とすること。

三 こども家庭庁は、二の任務を達成するため、子ども・子育て支援給付に関することやこどもの保育、虐待の防止に関することなど、こどもの福祉や保健、子育て支援等に関する事務を移管するとともに、小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保、こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、いじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備、こどもの権利利益の擁護等をつかさどるほか、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項や結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向

けた基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整をつかさどること。

四 こども家庭庁長官は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができること。

五 こども家庭庁に、こども家庭審議会等を置くほか、特別の機関として、少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部及び子どもの貧困対策会議を置くこと。

六 この法律は、令和5年4月1日から施行すること。

七 政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 こども施策の実施に当たっては、関係府省庁、地方公共団体等の連携を十分に確保すること。特にこどもの教育に関しては、こども施策に関する総合調整機能を担うこども家庭庁と教育行政をつかさどる文部科学省との緊密な連携の確保を図ること。

二 こども家庭審議会は、メンバー及び運営の公平性・透明性に加え、こどもを取り巻く諸課題に迅速に対処するために必要な課題の把握・検証を不断に行い、関係府省庁、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などに対する実効性のある施策の実現に取り組むこと。

三 こども施策の検討に当たっては、こどもや若者の意見を把握するために、特定の手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携すること。また、こどもの意見形成を促進するために、こどもの年齢及び発達を考慮し、こどもが理解しやすかつアクセスしやすい多様な方法で十分な情報提供を行うこと。

四 こどもの年齢及び発達の程度に応じ、こどもの意見を尊重し、その最善の

利益を優先して考慮するための方針を早期に具体化し、その実施に当たっては、関係府省庁に対しその趣旨を徹底するとともに、実効性の確保に向けて恒常的な連携を図ること。

- 五 我が国の家族関係社会支出が諸外国と比べて低水準となっているとの指摘を踏まえ、政府はこども政策に関する予算の確実な確保とともに、更なる予算確保のための中長期的な方策及びそのための安定財源の確保の検討に早期に着手すること。

### **○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第39号）要旨**

本案は、こども政策について、こども家庭庁の下で一元的に推進し、こども及びこどものある家庭に対する支援を効果的に図ることができるようにするため、こどもの福祉の増進や保健の向上、子育てに対する支援等を行う法律を移管する等関係法律について所要の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 児童福祉法その他の関係法律について、内閣総理大臣及びこども家庭庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものとする。
- 二 内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものとする。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、こども家庭庁設置法の施行の日から施行するものとするほか、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとする。

#### **（附帯決議）**

こども家庭庁設置法案に対する附帯決議と同内容（33頁参照）

### **○道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）要旨**

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、特定自動運行に係る許可制度を創設するとともに、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定並びに特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 運転者がいない状態で一定の基準を満たす自動運行装置を使用して自動車を運行することを「特定自動運行」と定義し、「運転」の定義から除くこと。
- 二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管

轄する都道府県公安委員会に特定自動運行計画等を提出して、許可を受けなければならないこととし、都道府県公安委員会は、特定自動運行計画が一定の基準に適合するかどうかを審査して、許可をしなければならないこととする。

三 原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技術を要しないものである車として一定の基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」と定義し、その交通方法等に関する規定を整備すること。

四 人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であって遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当するものであり、かつ、一定の基準に適合する非常停止装置を備えているものを「遠隔操作型小型車」と定義し、その交通方法等に関する規定を整備するとともに、遠隔操作型小型車の使用者は、当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する都道府県公安委員会に届出をしなければならないこととする。

五 運転免許を現に受けている者のうち、当該運転免許について運転免許証のみを有するもの等は、いつでも、その者の個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請することができることとし、特定免許情報が記録された個人番号カードは、運転免許証の携帯及び提示義務に係る規定の適用については、運転免許証とみなすこととする。

六 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、三は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から、五は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 本法により特定小型原動機付自転車（以下「電動キックボード等」という。）に関する交通ルールが整備されることを踏まえ、新たな交通ルールの周知徹底を図ること。

二 電動キックボード等及び自転車による事故が頻発していることを踏まえ、悪質な運転に対する取締りを強化すること。また、交通事故情報等を収集・

- 分析し、交通安全の更なる向上に努めること。
- 三 遠隔操作型小型車（以下「自動配送ロボット等」という。）が歩行者の安全を脅かすことのないよう、悪質な使用をする者に対し厳正に対処すること。
  - 四 電動キックボード等の車体の安全性に関する基準を速やかに策定するとともに、基準に適合しない車両や不正に改造された車両に対する取締りを徹底すること。
  - 五 電動キックボード等及び自転車の安全な走行環境を確保するため、自転車道の整備等に努めること。また、今後電動キックボード等の普及が見込まれることに鑑み、駐車環境の整備等に努めること。
  - 六 電動キックボード等が又貸しされる場合等においては、販売事業者等が利用者に直接交通安全教育を行うことが困難であることに鑑み、電動キックボード等を実際に利用する者に対する交通安全教育が確実に行われるよう努めること。
  - 七 視覚障害者を始めとする身体障害者やお年寄り、子どもなどが安心して歩道を通行することができるよう、電動キックボード等及び自動配送ロボット等の歩道走行の在り方について検討した上で、必要な措置を講ずること。
  - 八 ヘルメットの着用が事故による致死率の低下等につながることに鑑み、電動キックボード等及び自転車について、ヘルメット着用の義務化も含め、ヘルメット着用率の向上に向けた方策を検討した上で、必要な措置を講ずること。
  - 九 本法により16歳未満の者による電動キックボード等の運転が禁止されることを踏まえ、当該規定の遵守を徹底するための方策について検討した上で、必要な措置を講ずること。
  - 十 電動キックボード等については、人力により作動する自転車に比べ利用者による制御が難しいことや今後の技術開発の状況、事故の発生状況等を踏まえ、免許制の導入も含め、規制の在り方について検討した上で、必要な措置を講ずること。
  - 十一 電動キックボード等が、類似の一般原動機付自転車と容易に判別可能となるよう、外観表示の在り方について検討した上で、必要な措置を講ずること。
  - 十二 自動配送ロボット等については、事故や非常停止が生じた場合の対応を速やかに行うことができるよう、自動配送ロボット等の利用者による対応方法等を検討した上で、必要な措置を講ずること。



十三 特定自動運行に関する制度の在り方については、今後の技術開発の状況や事故の発生状況等を踏まえ、特定自動運行に係る業務に従事する者の資格要件の創設も含めて検討した上で、必要な措置を講ずること。

十四 特定自動運行の許可制度の運用に当たっては、許可の審査、条件の付与、変更又は追加、特定自動運行計画の変更等の手続において、事業者の負担や予見可能性に配慮し、手続の効率化や手続が求められる要件の明確化に努めること。

十五 運転免許証とマイナンバーカードの一体化に当たっては、国民への十分な周知を図るとともに、個人情報の保護を徹底すること。

### ○こども基本法案（加藤勝信君外10名提出、衆法第25号）要旨

本案は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいうこと。また、「こども施策」とは、こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいうこと。

二 こども施策は、全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること等を基本理念として行われなければならないこと。

三 国及び地方公共団体の責務並びに事業主及び国民の努力について規定すること。

四 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならないこと。

五 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならないこと。また、都道府県は、こども大綱を勘案して、都道府県こども計画を定めるよう努めるものとし、市町村は、こども大綱等を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする。

- 六 基本的施策として、五に掲げるもののほか、こども施策に対するこども等の意見の反映、こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等、関係者相互の有機的な連携の確保等、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知、こども施策の充実及び財政上の措置等について規定すること。
- 七 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議を置くこと。また、同会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 八 この法律は、令和5年4月1日から施行すること。
- 九 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### **(附帯決議)**

- 政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。
- 一 こども施策の実施に当たっては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、こどもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体でこどもの成長を支援する社会の実現を目指すこと。また、社会全体でこどもの成長を支援する社会の実現を担保するための方策について検討した上で、必要な措置を講ずること。
- 二 こども施策の実施に当たっては、いじめ、不登校、自殺、虐待等、こどもを取り巻く状況が深刻化していることを踏まえ、全てのこどもの生存と安全、教育を受ける権利等の保障に万全を期すこと。また、教育及びこどもの福祉に係る施策のより一層の連携確保を図ること。
- 三 こども施策を実施するための予算及び人員を十分に確保し、全てのこどもの成長の支援に万全を期すこと。また、教育を受ける機会が等しく与えられるよう、義務教育のほか、幼児教育、高等学校教育、大学教育など、教育の全過程について必要な負担軽減策に取り組むこと。
- 四 こども施策の推進は、全てのこどもについて、こどもの年齢及び発達の程

- 度に応じて、こどもの意見を聴く機会及びこどもが自ら意見を述べるができる機会を確保し、その意見を十分に尊重することを旨として行うこと。
- 五 こども施策の実施に当たっては、希望する者が安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、結婚、妊娠・出産、育児及びこどもの成長に関する支援が切れ目なく行われるよう十分配慮すること。また、これまで支援が届きにくかった中学校卒業後又は高等学校中退後に修学も就業もしていないこどもや若者も支援の対象とすること。
- 六 長引くコロナ禍の影響等により、子育て世帯の生活が厳しさを増していることを踏まえ、子育て世帯への支援の拡充策について検討した上で、必要な措置を講ずること。
- 七 保護者の経済的な状況など生まれ育った環境によってこどもの成長が左右されることのないよう、子どもの貧困率の低減に取り組むこと。
- 八 保育士や幼稚園教諭をはじめ、子育て支援の現場で働く職員について、更なる処遇改善について検討を行うこと。また、子育て支援の現場で働く職員数の不足等により、必要な支援が停滞することがないよう新たな人材を確保するための方策を検討するとともに、職員の業務負担の軽減に努めること。
- 九 こどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置について、個人情報 の適正な取扱いを確保するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の義務規定を遵守するだけでなく、その基本理念を踏まえ、経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会勧告も参考としつつ、こども及び父母その他の保護者の私生活の自由に配慮するものとする。
- 十 こどもに関するデータや統計の活用にあたっては、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携してデータを収集・分析する環境を構築するとともに、収集したデータに基づいて各種施策の評価及び改善策の検討を行い、その内容を必要に応じ国会に報告すること。
- 十一 日本国内のこども並びにこどもに関わる大人及びこどもを養育中の保護者を含むあらゆる大人に対する、児童の権利に関する条約の趣旨や内容等についての普及啓発に、その認知度を把握しつつ取り組むこと。
- 十二 基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策については、必要に応じ、本法の施行後5年を待つことなく、速やかに検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。

**○性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第43号）要旨**

本案は、性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため、出演契約等に関する特則を定める等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「性行為映像制作物」とは、性行為に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録又はこれに係る記録媒体であって、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するものをいうこと。
- 二 性行為の強制の禁止並びに他の法令による契約の無効及び性行為その他の行為の禁止又は制限をいささかも変更するものではないとのこの法律の実施及び解釈の基本原則を明らかにすること。
- 三 出演契約の締結及び履行等に当たっての制作公表者等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例を定めること。
- 四 性行為映像制作物の制作公表の各段階における、出演者等のための相談体制の整備等について定めること。また、国及び地方公共団体は、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生を未然に防止するために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとする。
- 五 制作公表者等が、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者に対し、出演契約の任意解除等に関する事項等につき、不実のことを告げる行為をした場合又は出演者を威迫して困惑させた場合等の罰則を設けること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日の翌日から施行すること。

七 この法律の規定については、この法律の施行後2年以内に、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

八 七の検討に当たっては、性行為映像制作物の公表期間の制限及び無効とする出演契約等の条項の範囲その他の出演契約等に関する特則の在り方についても、検討を行うようにするものとする。

## ＜委員会決議＞

### ○性行為映像制作物への出演に係る被害の防止及び出演者の救済に関する件

政府は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 性行為映像制作物（以下「AV」という。）への出演により甚大な被害が発生していることを踏まえ、性暴力被害者、いわゆる虐待サバイバー・発達特性のある人も含め、全てのAV出演被害者の尊厳と人格を尊重し、被害の予防や救済の実現に万全を期すこと。また、本法が公序良俗に反する契約や違法な行為を容認又は合法化するものではないことを周知徹底すること。
- 二 本法の適切な運用を図るため、本法の趣旨及び内容について関係機関等に周知徹底するとともに、成立に至る経緯について周知すること。また、若年層に対するAV出演被害に関する啓発を行うなど、本法の被害防止・救済に関する広報・普及啓発をより具体的かつ積極的に行うこと。
- 三 AV出演被害者に対する適切な支援を行うため、被害の実態調査を実施すること。また、内閣府におけるAV出演被害対策のための体制を整えること。関係機関・団体と連携し、実効性のある相談体制を構築するとともに、被害者の支援に必要な財政上の措置を講ずること。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、法テラス、インターネットを通じた被害防止・救済に取り組む関係機関、地方公共団体の男女共同参画窓口等の関係構築を促進し、支援環境の整備に努めること。警察における相談支援体制を強化し、女性警察官の配置の強化など、AV出演被害者が相談しやすい環境の確保、傷ついた心理に寄り添う対応の強化を図ること。
- 四 被害者が制作公表者の氏名・住所を知らないまま海外のウェブサイトやサーバーを経由した被害が拡散していることに鑑み、被害者が本法の定める

解除、取消、差止請求を実施できるよう必要な支援を行うこと。また、AV出演被害者が拡散防止措置を迅速に、困難なく申請できるよう、時機にかなった必要な支援を行うこと。AV出演被害者救済のためのサイト運営事業者の役割などを明らかにし、対策を強化すること。また、サイト運営事業者自身による契約約款や利用規約等に基づく主体的な削除等の取組を支援するとともに、迅速・的確な拡散防止の対応ができるよう環境整備を行うこと。

五 本法施行後において、差止請求、拡散防止及び被害の相談件数等について実態を把握するとともに、その結果に基づいて検討を行い必要な措置を講ずること。

六 AV出演被害については、本法の罰則規定とともに、刑法の強要罪、強制性交等罪等、職業安定法、労働者派遣法、売春防止法、著作権法、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ対策法）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）による厳正な取締りを強化すること。また、本法の趣旨及び罰則規定の意義、本法制定の背景であるAV出演被害の特徴と重大性について、必要な研修を職員に行い、法曹関係者に周知すること。右決議する。

## 【総務委員会】

### ○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする措置を講ずること。
- 二 法人事業税について、付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等を行うこと。
- 三 個人住民税について、住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うこと。
- 四 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行すること。

### ○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和4年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

##### 1 地方交付税の総額の特例

- (一) 令和4年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税の法定率分の額に、法定加算額154億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額5,000億円、同特別会計借入金利子支払額709億円等を控除した額18兆538億円とすること。
- (二) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和4年度及び令和5年度の償還額を増額し、令和36年度までに償還することとする。
- (三) 令和4年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用を取りやめること。

##### 2 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 令和4年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」において、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、

令和4年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

(二) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

### 3 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、令和4年度分の地方交付税の総額に929億円を加算するほか、令和4年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

## 二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を廃止すること。

## 三 施行期日

この法律は、令和4年4月1日から施行すること。

## ○地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、国家公務員と同様に、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る介護休業の取得要件を緩和しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、特別の事情がある場合を除き、現行の1回までを2回までとすること。また、子の出生の日から一定期間内の育児休業については、現行の最初の育児休業に加え、2回目の育児休業についても、育児休業の回数制限に含めないこととすること。

二 非常勤職員について、介護休業の取得要件から、1年以上の雇用期間の要件を廃止すること。

三 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## ○電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、電波の公平かつ能率的な利用を促進するため、電波監理審議会の機



能強化、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備、電波利用料制度の見直し等を行うほか、近年の放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、基幹放送の業務に係る認定申請書等の記載事項に外国人等が占める議決権の割合等を追加し、その変更を届出義務の対象に追加する等情報通信分野の外資規制の見直しを行うとともに、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための還元目的積立金の制度を整備する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 これまで総務大臣が行ってきた電波の有効利用の評価を、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される電波監理審議会が行うこと。
- 二 既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数について、その周波数を使用する特定基地局の開設指針の制定を希望する者は、その旨を総務大臣に申し出ることができる制度を創設するとともに、その開設指針は、総務大臣が、申出に係る開設指針の制定が必要である旨を決定したとき、電波の有効利用の評価の結果が一定の基準を満たしていないと認めるとき等に制定すること。
- 三 令和4年度から令和6年度までの電波利用共益費用等の見込みを勘案した電波利用料の料額の改定を行うとともに、電波利用料の使途として、研究開発のための補助金の交付を追加すること。
- 四 情報通信分野の外資規制について、基幹放送の業務に係る認定申請書、基幹放送局の免許申請書の添付書類等の記載事項として、外国人等が占める議決権の割合等を追加するとともに、当該事項の変更を届出義務の対象に追加するほか、外資規制に違反した場合にその事情を考慮して認定基幹放送事業者の認定等の取消しを一定期間猶予できる措置について、所要の制度の見直しを行うこと。
- 五 日本放送協会は、毎事業年度の損益計算において生じた収支差額の一定額を還元目的積立金として積み立て、受信料の額の引下げの原資に充てなければならないこととするほか、関連事業持株会社への日本放送協会の出資に関する制度及び受信契約の締結義務の履行を遅滞した者から日本放送協会が徴収することができる割増金の額に関する制度を整備すること。
- 六 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、情報通信分野の外資規制の見直しに関する規定、還元目的積立金に関する規定等は、公布の日から起算して1年を

超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 政府は、総務大臣に代わり新たに電波の有効利用評価を行うこととなる電波監理審議会については、同審議会委員に技術的知見を有する委員を多く任命するなど、実効性ある機能強化を図ること。
- 二 政府は、携帯電話等の周波数の再割当てに際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移動通信システムの利用者に係る不利益も十分に考慮すること。
- 三 政府は、今後の電波利用料の見直しに際しては、電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平等に留意して、予算規模及び料額を決定すること。なお、当該決定に当たっては、議論の透明性を確保すること。また、電波利用料の用途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、更なる適正化を図ること。
- 四 政府は、電波利用料の料額について、免許人が負担の増額について予測できるように、見直しに関しては、料額が急激に増加することのないように留意しつつ、原則として3年ごとに検討し、必要があると認めるときは、その検討結果に基づいて所要の措置を講ずること。なお、事情の変更により3年の期間内に電波共益費用の財源が不足した場合は、電波法第103条の3第2項の規定に基づき、過去の電波利用料の余剰金を優先的に活用することとし、安易な料額の引上げは慎むこと。
- 五 政府は、情報通信分野の外資規制については、経済安全保障の観点からも重要であることに鑑み、外資規制の実効性が担保されるよう、審査手続及び審査体制を整備すること。
- 六 政府は、無線局の免許、放送事業者の認定等の業務の遂行に際しては、いやしくも行政がゆがめられたとの疑いをもたれないよう、公平・公正を旨とすること。
- 七 政府は、協会の事業収支差金のうち財政安定のために留保する金額の上限設定に際して、協会の財政安定と視聴者への還元を慎重に考慮し、明確かつ適正な水準を設定すること。また、協会は、割増金制度について、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力し、真にやむを得ない場合にのみ割増金の徴収を行うこと。

八 協会は、中間持株会社の設置と並行して子会社の再編を進める際には、関係する職員の雇用等に留意すること。

## ○電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）要旨

本案は、電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備を行うとともに、電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いに関する制度の整備を行うほか、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する制度の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備

基礎的電気通信役務に一定の高速度データ伝送電気通信役務を位置付け、当該役務を提供する電気通信事業者に対し、契約約款の届出等を義務付けるとともに、不採算地域において当該役務を提供する電気通信事業者に対する交付金制度を創設することとする。

### 二 電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いに関する制度の整備

1 電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いを確保するため、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、当該情報の安全管理に関する事項等を定めた規程の策定等を義務付けることとする。

2 電気通信事業者等が、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を、当該利用者以外の者に送信させる電気通信の送信を行おうとするときは、あらかじめ、一定の事項を当該利用者へ通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならないこととする。

3 検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者は、電気通信事業の届出等をしなければならないこととする。

### 三 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する制度の整備

特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、当該役務の提供を義務付けるとともに、当該役務の提供に関する契約の締結を申し入れた者からの求めに応じて、当該契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項を提示することを義務付けることとする。

### 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範

圏内において政令で定める日から施行すること。

### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 誰一人取り残されないデジタル社会の実現のため、本法による措置を含め、全国でのブロードバンドの整備に万全を尽くすとともに、デジタル活用を促すための支援を行い、デジタルディバイドの解消に努めること。
- 二 第二種適格電気通信事業者への交付金の算定に当たっては、支援区域ごとの事情等を考慮し、ブロードバンド事業の継続に支障のないよう配慮すること。また、交付金の意義及び算定の根拠について国民の理解を得られるよう努めること。
- 三 特定利用者情報となる情報の範囲及び特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けられる事業者の基準について総務省令で定めるに当たっては、利用者保護及び電気通信事業の健全な発展の双方の重要性を十分に踏まえ、適正に定めるとともにその内容を広く国民に周知すること。
- 四 特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること。
- 五 本改正法附則第6条による法施行後3年経過後の検討に当たっては、保護の対象となる利用者に関する情報の範囲や情報の外部送信に係る利用者に対する確認の機会の付与の在り方などについて、個人情報保護法等の関連法令の施行状況及び諸外国における個人情報の保護等に関する状況も考慮して行うこと。
- 六 卸電気通信役務に関しては、卸元事業者と卸先事業者との間で適正かつ実質的な協議が行われるよう、その動向を注視すること。
- 七 非常時における情報通信インフラの重要性を踏まえ、本法による措置を含め、平時から、強靱な情報通信インフラの整備・維持及び情報通信インフラの安全性・信頼性の向上に取り組むこと。

### **○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）**

本件は、日本放送協会の令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、「令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画の執行に当たっては、引き続き経費削減に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を確保することが求められる」とされている。

## 一 収支予算

- 1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ10億円減少の6,890億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ240億円減少の6,890億円となっている。
- 2 受信料の額は、令和2年10月1日より、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約1,225円、衛星契約2,170円、継続振込等の場合、地上契約1,275円、衛星契約2,220円等となっている。

## 二 事業計画

- 1 放送センター建替えを進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備及び地域放送会館の整備等を行う。
- 2 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新情報を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第26回参議院議員通常選挙やテレビジョン放送開始70年関連番組の放送を実施する。

- 3 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。
- 4 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たして

いくために、インターネットならではの特性を生かして、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。

- 5 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。
- 6 受信料の公平負担と経費削減の両立に向けて、契約・収納活動の抜本的な構造改革を推進し、巡回訪問営業から、訪問によらない営業を主軸とした業務モデルへ転換するとともに、受信料制度の理解促進を図ることで、支払率の維持及び受信料収入の確保に努める。
- 7 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- 8 グループガバナンスの強化に向けて、子会社への株式の集約等のために必要な出資を行う。
- 9 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。
- 10 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- 11 人事制度改革を推進するとともに、受信料の価値を最大化するため、効率的な業務体制の確立や、視聴者コミュニケーション改革、グループ全体でのガバナンスの強化等を進める。

### 三 資金計画

令和4年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,279億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,151億円をもって施行する。

#### (附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、放送番組の編集に当たっては、受信料を財源とする公共放送の性格を定めた放送法の趣旨を十分踏まえ、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保つとともに、「人にやさしい放送」のさらなる拡充により放送のバリアフリー化を進め、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者に開かれた公共放送とし

て信任を得られるよう努めること。

- 二 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。また、経営委員会委員の任命に当たっては、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者から、教育、文化等の各分野及び全国各地が公平に代表され、かつ、女性の比率を引き上げるなど多様な意見が反映されるよう幅広く選任するよう努めること。
- 三 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに原則としてこれを公表すること。
- 四 協会は、平成29年12月の最高裁判決にも鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となって、一層努めること。また、受信契約の締結に際しては、今後訪問によらない営業においても、関係者に対する影響等に留意するとともに、視聴者の理解を得ながら適正に行われるべきことを、職員に指導し、周知徹底すること。
- 五 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。
- 六 経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を担保するために、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、職務を遂行するに当たっては、放送法を遵守し、特に、何人からも介入されることのない個別の放送番組の編集への経営委員会の介入が疑われるような行為は厳に慎むこと。また、協会が放送法に定められた役割を的確に果たせるよう、監督権限を行使すること。
- 七 協会は、協会本体及びグループの職員による一連の不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、協会一体となって綱紀を粛正しコンプライアンスを徹底した運営を行うことで、信頼回復に努め

ること。また、子会社を含むグループ全体としての経営改革に組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。

八 協会は、過去の記者が過労で亡くなった事実等を踏まえ、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先とし、適正な業務運営と労働環境確保に努め、長時間労働による被害を二度と起こさないよう、全力で取り組むこと。また、ハラスメントの防止など職場の環境改善を進め、障害者の雇用率の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

九 協会は、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料の在り方について、引き続き真剣に検討し、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

十 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正確な情報が国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十一 協会は、インターネット常時同時配信等通信分野での業務について、社会実証の結果や民間放送事業者の見解に十分留意しつつ、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図り、協会における通信分野の業務の在り方について、できるだけ明確にその姿勢を示すよう努めること。

十二 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、世界情勢や感染症の現状に鑑み、在外邦人に対し、生命と身体の安全に関する情報を適切に伝えるよう努めること。

## <委員会決議>

### ○持続可能な地方税財政基盤の確立並びに新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等への対応に関する件

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共団体が住民生活に必要な行政サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であることに鑑み、政府は、次の諸点について措置すべきである。

一 交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費その他の拡大する行政需要に合わせて



- 充実させるよう最大限努力すること。
- 二 地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生、地域社会のデジタル化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること。
  - 三 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。また、基準財政需要額の算定に当たっては、社会保障関係費の自然増、保健所における感染症対策等のための人員配置に係る経費を適切に反映するとともに、条件不利地域等、地域の実情に十分配慮すること。
  - 四 地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響等によって、地方交付税の原資となる税収の見込額が減額される場合においては、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において十分な補填措置を講ずること。
  - 五 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、税負担軽減措置等の創設や拡充など減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重に対処するとともに、代替の税源の確保等の措置を講ずること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。
  - 六 原油価格の高騰が国民生活や地域経済に影響を及ぼしている現状に鑑み、その影響を緩和するための方策を幅広く検討すること。
  - 七 地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。
  - 八 臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

- 九 今後とも、臨時財政対策債の発行抑制や交付税特別会計借入金の着実な償還に努め、地方財政の健全化を進めること。
- 十 新型コロナウイルス感染症対策に関しては、感染拡大防止、医療提供体制の確保、雇用の維持、事業の継続等の各分野において、地方公共団体が極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、感染状況に即して、追加的な支出が必要となる場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を始め、国の責任において迅速かつ十分な財政支援を行うこと。
- 十一 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、公立病院が担う役割の重要性が再認識されたことを踏まえ、地域医療構想の推進及び公立病院経営強化ガイドラインの策定に当たっては、公立病院の病床削減・統廃合を前提とせず、地域医療の確保のための地方公共団体の主体的な取組を十分に尊重すること。
- 十二 東日本大震災からの復旧・復興事業が着実に実施できるよう、復旧・復興事業が完了するまでの間、震災復興特別交付税を始め、必要な財源を確実に確保するなど、万全の支援措置を講ずること。
- 十三 近年、集中豪雨、台風、地震、豪雪などの自然災害が頻発化・激甚化し、全国各地で住民生活の安全・安心を脅かす甚大な被害が発生していることを踏まえ、地方公共団体において、更なる防災・減災対策の推進や、被災地の迅速な復旧・復興に取り組むことができるよう、十分な人的・財政的支援を行うこと。
- 右決議する。

## 【法務委員会】

### ○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事補の員数を40人減少すること。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人減少すること。
- 三 この法律は、令和4年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 平成25年3月26日、平成28年3月18日、平成29年3月31日、令和2年4月3日及び令和3年3月12日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
- 五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。
- 六 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事

務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。

## ○裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号） 要旨

本案は、裁判官について育児休業の取得回数の制限を緩和しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官が同一の子について育児休業をすることができる回数（当該子の出生の日から裁判官が産後の休業をすることができる期間を考慮して最高裁判所規則で定める期間内に、裁判官（当該期間内に当該子の出産により産後の休業をした裁判官を除く。）が当該子についてした最初の育児休業及び2回目の育児休業に係るものを除く。）を、最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除き、2回以内とすること。
- 二 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## ○民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）要旨

本案は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、電子情報処理組織を使用することができる申立て等の範囲の拡大、申立て等に係る書面及び判決書等を電子化する規定並びに映像と音声の送受信による口頭弁論の手続を行うことを可能とする規定の整備、当事者の申出により一定の事件について一定の期間内に審理を終えて判決を行う手続の創設、訴えの提起の手数料等に係る納付方法の見直し等の措置を講ずるとともに、離婚の訴えに係る訴訟等において映像と音声の送受信による手続で和解の成立等を可能とする規定を整備するほか、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、民事関係手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を秘匿する制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 民事訴訟法の一部改正

- 1 電子情報処理組織を使用することができる申立ての範囲を拡大するとともに、弁護士等による申立てについては、原則として電子情報処理組織を使用する方法に限定すること。

- 2 申立て等に係る書面の電子化に係る規定及び訴訟記録のうち電磁的記録に係る部分の閲覧等の規定を整備するとともに、判決書等を電磁的記録として作成しなければならない旨の規定を新設すること。
- 3 電子情報処理組織を使用する方法による電磁的記録の送達の新設を創設すること。
- 4 映像と音声の送受信による通話の方法により口頭弁論期日における手続を行うことを可能とする規定を整備すること。
- 5 当事者双方の申出等により、消費者契約に関する訴え等を除いた事件について手続が開始した期日から6月以内に審理を終え、審理の終結から1月以内に判決の言渡しをする手続を創設すること。
- 6 犯罪被害者等の氏名等が手続の相手方に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあるときに、これを相手方に秘匿することができる制度を創設すること。

## 二 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

訴えの提起の手数料等について、原則として現金で納めるものとする規定を設けるなどとする。

## 三 人事訴訟法及び家事事件手続法の一部改正

離婚等の訴えに係る訴訟又は離婚等についての調停において、映像と音声の送受信による通話の方法により手続を行う期日においても和解の成立等を可能とする規定を整備すること。

## 四 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。
- 二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後5年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。

- 三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。
- 四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。
- 五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、誰でも分かりやすく使いやすいものとするよう努めること。
- 六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。
- 七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。
- 八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。
- 九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により、適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘も踏まえつつ、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。
- 十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。
- 十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。
- 十二 附則第126条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。

## ○刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）要旨

本案は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設等の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 罪を犯した者の施設内・社会内処遇のより一層の充実

1 懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとする。

### 2 執行猶予制度の拡充

(一) 再度の刑の全部の執行猶予の言渡しが可能な宣告刑の上限を1年から2年に引き上げるなど、対象者の範囲を拡大すること。

(二) 刑の執行猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がなされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができることとする。

### 3 施設内・社会内処遇に関する規定の整備

(一) 受刑者ごとに定めるものとされている処遇要領は、できる限り速やかに、矯正処遇の目標並びに作業・指導ごとの内容及び方法をできる限り具体的に記載して定めることとする。

(二) 再び保護観察付執行猶予を言い渡された者について、少年鑑別所による鑑別を行うなどして再犯の要因を的確に把握し保護観察を実施することとする。

(三) 受刑者・保護観察対象者等について、刑事施設の長等による被害者等から聴取した心情等を踏まえた指導等に関する規定を整備すること。

### 二 侮辱罪の法定刑の引上げ

侮辱罪の法定刑を「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げること。

### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

### (修正要旨)

政府は、侮辱罪の法定刑引上げの規定の施行後3年を経過したときは、法定刑引上げ後の侮辱罪の規定の施行の状況について、当該規定がインターネット上の誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>に適切に対処することができるかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加すること。

### (附帯決議)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
- 一 インターネット上の誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。
  - 二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。
  - 三 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
  - 四 侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際上は想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。
  - 五 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。
  - 六 本法の附則に基づく3年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。



- 七 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。
- 八 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。
- 九 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・AI技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。
- 十 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。
- 十一 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開等を図るための十分な財政的措置を講ずること。
- 十二 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るためには、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うこと。

## **○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第58号）要旨**

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど所要の整理等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしている。

## 【外務委員会】

### ○2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出第24号）要旨

本案は、令和7年に開催される2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）に関し、国際博覧会条約（以下「条約」という。）の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 外務省に、特別職の国家公務員かつ外務公務員である2025年日本国際博覧会政府代表（以下「代表」という。）1人を置くこと。
- 二 代表は、大阪・関西万博に関する事項について、条約の定めるところにより、日本国政府を代表することを任務とすること。
- 三 関係府省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。
- 四 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。
- 五 この法律は、令和4年4月1日から施行し、大阪・関西万博の終了の日から起算して1年を経過した日に効力を失うこと。

### ○旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、旅券に関する国際的な動向及び情報技術の進展を踏まえ、申請者の利便性の向上、旅券事務の効率化、旅券の国際的な信頼性の維持その他社会情勢の変化に対応した制度の見直しを図るために必要な規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 旅券の発給申請手続等の電子化を進めるため、必要な事項等を定める規定を整備すること。
- 二 旅券の信頼性の維持のため、旅券の査証欄の増補を廃止すること。
- 三 一般旅券の発給を申請した者が発行日から6月以内に当該旅券を受領せず、当該旅券が失効した場合であって、かつ、申請者が失効から5年以内に再度一般旅券の発給の申請をした場合には、当該失効した旅券の発行経費を徴収すること。
- 四 国外において発行された一般旅券については、外務大臣又は領事官がやむを得ない事情があると認めるとき、当該旅券の発給を申請した者が発行日から6月以内に当該旅券を受領しない場合においてもその効力を失わないこと

とすることができること。

五 大規模な災害に際して、申請者の経済的負担の軽減を図るため特に必要があると外務大臣が認める場合には、手数料を減額し、又は免除することができること。

六 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法施行に当たり、次の点に十分配慮するべきである。

一 旅券の発給申請手続き等の電子化に当たっては、国民の利便性向上及び行政の効率化に資するよう配慮を行うこと。

二 申請者が現に所有する一般旅券の査証欄に余白がなくなった場合、有効期間及び種類が同一である新たな一般旅券を発行することとなるところ、国民負担を可能な限り圧縮するため、配慮を行うこと。

右決議する。

### **○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案（内閣提出第30号）要旨**

本案は、令和3年3月12日以降、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年法律第64号）に基づき震災特例旅券の発給の申請が行われることは想定されないため、同法を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止すること。

二 この法律は、公布の日から施行すること。

三 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の廃止に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）について所要の改正を行うこと。

### **○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨**

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維

持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、日米間の経費負担の原則を定める日米地位協定第24条についての新たな特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 我が国は、2022年から2026年までの我が国の会計年度において、我が国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与等の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。
- 二 我が国は、2022年から2026年までの我が国の会計年度において、合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。
- 三 我が国は、2022年から2026年までの我が国の会計年度において、アメリカ合衆国政府が、施設及び区域に設置される訓練能力に関連する資機材等を調達するための経費（当該訓練能力が、日米安全保障条約の目的を達成し、即応性を向上させ、並びに困難を増す安全保障環境において多様な運用上の所要に対応するために抑止力及び対処力を強化すること（合衆国軍隊と我が国の自衛隊の相互運用性を強化することを含む。）に寄与する場合に限る。）に係る費用の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。
- 四 我が国は、2022年から2026年までの我が国の会計年度において、日米合同委員会における我が国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が、合衆国軍隊の訓練のための場所を施設及び区域から他の施設及び区域に又はアメリカ合衆国の施政下の領域若しくは同国の領域に変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費に係る費用の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。
- 五 アメリカ合衆国は、前記一から四までの経費の節約に一層努めること。
- 六 我が国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報すること。
- 七 日米両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができること。
- 八 この協定は、2027年3月31日まで効力を有すること。

### **○刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨**

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とベトナム社会主義共和国との間の、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を実施するための枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること。
- 二 共助には、(1)証言又は供述の取得、(2)物件（証拠となる書類、記録その他の物）の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）、(3)人、物件又は場所の見分、(4)人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、(5)公的機関の保有する物件の提供、(6)請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達、(7)拘禁されている者の身柄の一時的な移送であって証言の取得その他の目的のためのもの、(8)刑事手続に関する文書の送達、(9)犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、(10)被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたものを含むこと。
- 三 各締約国は、中央当局（日本国は法務大臣又は国家公安委員会等、ベトナム社会主義共和国は最高人民検察院）を指定し、この条約の実施に当たっては、中央当局間で相互に直接連絡を行うこと。
- 四 被請求国の中央当局は、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等においては、共助を拒否することができること。
- 五 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができること。

## **○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第3号） 要旨**

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国とスイスとの間の現行租税条約を改正し、投資先の国（源泉地国）における免税の対象拡大等、二重課税の除去のための規定を拡充するほか、脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事業利得に対する課税に関する規定の新設

一方の国の企業が、他方の国内に保有する恒久的施設を通じて事業を行ったことにより生じる、他方の国の課税対象となる恒久的施設に帰属する事業利得の算定に当たっては、恒久的施設の果たす機能及び事実関係に基づいて、外部取引、資産、リスク及び資本を恒久的施設に帰属させ、恒久的施設と本店等との内部取引を認識し、その内部取引が独立企業間価格で行われたものとして算定すること。

## 二 配当に対する源泉地国免税の対象拡大

配当に対する源泉地国免税の対象を、「配当支払法人の議決権等の50%以上を6か月以上の期間所有する法人」から、「配当支払法人の議決権等の10%以上を365日以上期間所有する法人」に改めること。

## 三 利子に対する源泉地国免税

利子（債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。）について、源泉地国免税とすること。

## 四 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定

納税者により申し立てられた課税事案が、相互協議（税務当局間の検討）で解決することができない場合における仲裁手続を新設すること。

## 五 条約の特典の濫用を防止するための規定

条約の特典の濫用を防止するための規定を、国際標準に沿った内容（条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合について、条約の特典を認めない。）に改めること。

## ○2025年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号） 要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）に際し、参加する国及び国際機関、博覧会国際事務局（以下「B I E」という。）等の関係者の活動の円滑化を図るため、我が国とB I Eとの間で、参加国等が事前に指定する陳列区域代表事務所（代表は、参加国等により任命され、その展示について責任を有する。）、B I E等に対して特権及び免除を付与すること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 B I Eは、博覧会に関して国際博覧会条約の適用を監督し、及び確保する責任を負うこと。

- 二 日本国政府は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「開催者」という。）による義務の履行を保証し、並びに開催者が博覧会の準備及び運営に関する任務を遂行することを確保すること。
- 三 日本国政府は、日本国の法令に従い、陳列区域代表事務所の職員等の日本国への入国及び日本国における滞在を容易にするために必要な全ての措置をとること。
- 四 日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所又はB I E並びにそれらの財産、資産及び収入は、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除されること。
- 五 陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国の法令に従い、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除されること。
- 六 博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員又はB I Eの代表者は、当該陳列区域代表事務所又はB I Eの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税等を免除されること。
- 七 この協定によって与えられる特権及び免除は、博覧会のためにのみ与えられるものであって、特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、日本国政府は、陳列区域代表事務所、B I E又は関係する者に対し、濫用された特権又は免除の許与を日本国の法令に従って停止する権利を有すること。

## **○強制労働の廃止に関する条約（第105号）の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨**

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、一定の行為に対する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約を批准する国際労働機関（以下「ILO」という。）の各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること。

- 1 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁
  - 2 経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法
  - 3 労働規律の手段
  - 4 同盟罷業に参加したことに対する制裁
  - 5 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段
- 二 この条約を批准する I L O の各加盟国は、前記一の強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束すること。

### **○1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨**

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、漁船の安全のための国際的な規則を定めるため、未発効である1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書（以下「トレモリノス議定書」という。）の規定の修正、実施等について定めるものであり、この協定の締約国は、この協定によって修正されるトレモリノス議定書の規定（一部の規定を除く。）を実施することとなる。この協定の規定並びにこの協定により修正され、及び実施されるトレモリノス議定書の規定の主な内容は、次のとおりである。

#### 一 協定の規定

締約国は、この協定の各条の規定及びこの協定によって修正されるトレモリノス議定書の規定（一部の規定を除く。）を実施すること。

#### 二 協定により修正され、及び実施されるトレモリノス議定書の規定

- 1 この議定書は、締約国を旗国とする海上航行の漁船について適用すること。
- 2 附属書（漁船の構造及び設備に関する規則）の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ24m以上の新船について適用すること。主管庁（漁船の旗国である国の政府）は、附属書の全ての章について、測定的基础として、長さに代えて総トン数を使用することを決定することができること。
- 3 主管庁は、附属書の規則に定める関係要件に適合する漁船に対し、最初の検査（漁船の就航前に行う検査）又は更新検査（主管庁の定める5年を



超えない間隔で行う検査)の後に国際漁船安全証書を発給すること。

- 4 附属書の規則の規定に従って証書を備えることが要求される漁船は、発給された証書が有効であることを確認するためのものである限り、他の締約国の港において、当該他の締約国の監督に服すること。
- 5 締約国は、この議定書の締約国でない国の漁船に関し、この議定書に定める要件であって、当該漁船がより有利な待遇を与えられることがないことを確保するために必要なものを当該漁船について適用すること。

## **○万国郵便連合憲章の第10追加議定書、万国郵便連合憲章の第11追加議定書、万国郵便連合一般規則の第2追加議定書、万国郵便連合一般規則の第3追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号） 要旨**

本件は、標記の追加議定書及び条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

これらの追加議定書及び条約は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章及び万国郵便連合一般規則を改正し、現行の万国郵便条約を更新するものであり、その主な変更内容は次のとおりである。

### 一 万国郵便連合憲章の第10追加議定書

連合の政府間機関としての位置付けを明確にするるとともに、郵便業務理事会の理事国の活動の位置付けを明確にすること。

### 二 万国郵便連合憲章の第11追加議定書

連合の文書の改正を簡素な手続により行うことを可能にするるとともに、万国郵便条約の改正は追加議定書により行うこととし、同条約の有効期限は廃止すること。

### 三 万国郵便連合一般規則の第2追加議定書

- 1 郵便業務理事会の構成等を変更するとともに、連合の常設機関の間の調整を行う「調整委員会」を新設すること。
- 2 分担金の未払金額についての利子の割合を引き下げるとともに、連合の経費の分担等級を細分化すること。

### 四 万国郵便連合一般規則の第3追加議定書

- 1 諮問委員会の構成及び権限を改正し、自律的な活動の範囲を拡大すること。

- 2 加盟国が滞納している分担金の支払についての規定を改正するとともに、連合の経費の分担等級についての規定を改正すること。
- 3 仲裁手続について国際事務局が仲裁者として行動することを可能にすること。

## 五 万国郵便条約

- 1 到着料（配達手数料）の現行の適用料率の引上げを行うこと。
- 2 巨大郵便物及び小形包装物の到着料について、加盟国の指定された事業者が到着料率を自己申告することを可能とする制度を新たに規定するとともに、当該制度の利用に際して、2018年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が75,000トンを超える加盟国の指定された事業者について例外規定を設けること。

## 【財務金融委員会】

### ○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げ等を促す観点からの賃上げに係る税制措置の拡充等及びオープンイノベーション促進税制の拡充等を行うこと。
- 二 カーボンニュートラルを実現する等の観点から、住宅ローン控除制度の見直しを行うこと。
- 三 住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。
- 四 この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律案の狙いである、成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向け、賃上げ及びオープンイノベーションの促進に係る税制の拡充や住宅ローン控除制度の見直し等の措置がどのように貢献したのかについて、効果を検証し、かつ公表することで政策効果を適切に把握できるように努めること。さらに、租税特別措置は、政策誘導をするための行政手段としては、その効果について、さまざまな問題が指摘される中、不断の見直しと改革に努めること。
- 二 成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現するため、実効性のある戦略の下、民間企業の賃上げ等を支援する中で、積極的な賃上げ等の機運が醸成できるよう制度の適切な広報・周知を図り、利用を促進するとともに、税制上の措置と補助金等を適切に組み合わせることで、政策効果を最大化するよう努めること。
- 三 感染症の影響もあり、特に貧困世帯の増加や所得格差の拡大・固定化は深刻度を増している。また、少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化や経済のデジタル化の進展等の経済社会の構造変化も加速している。こうした状況を踏まえ、再分配機能の強化を検討するとともに、公平で中立的な課税に配慮しつつ、税体系全般の大胆な見直しを早急に進め、その

結果をもって必要な改革をちゅうちょなく実行するよう努めること。

四 法人税や消費税等の税収の見積りと実績のかい離が生じた場合には、国債発行額などに影響を与える可能性もあることから、政府経済見通しや税収の見積りに当たっては、経済や産業構造の変化等を的確に分析し、これらの変化等が税収に与える影響について検討し、消費の実態を適切に捉えているかなど不断の見直しを行うよう努めること。

五 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

六 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

### ○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 令和4年3月末に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長等を行うこと。

二 海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定する等の改正を行うこと。

三 この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和4年4月1日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 最近におけるグローバル化の進展や地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金等の密輸を阻止し、水際において国民の安全・安心等を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
- 三 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点からも、水際における業務遂行やテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、税関における定員の確保及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備並びに安全管理の徹底、また職員への感染症対策に万全を期すこと。
- 四 海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品の水際取締りが強化されるよう職員の配置及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

## ○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 （内閣提出第6号）要旨

本案は、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなることに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 国際開発協会の第20次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、4,205億5,724万円の範囲内において追加出資することができること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、我が国の厳しい財政状況のもと、多額の資金を拠出することに鑑み、我が国の国際貢献として効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう、然るべき国際機関の計画・方策に反映させるべく努め、国際社会における我が国の評価を高めるよ

う最大限尽力し、計画的に取り組むこと。また、国際機関の運営等に関して、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを発揮するなど、我が国の国際的プレゼンスの向上に努めること。

- 二 国際機関の活動や我が国の貢献について一層の広報活動及び情報公開を行い、当該資金拠出に関し国民の理解を得るよう努めること。
- 三 我が国の国際貢献機会を拡大する観点から、国際機関において日本人職員の登用機会を更に広げる活動を推進し、有能な人材が円滑に採用されるよう努めるとともに、枢要なポストの獲得にも尽力すること。
- 四 開発途上国の抱える債務問題が深刻化する中、国際開発協会など世界銀行グループにおいても債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国間で当該債務データの共有を促進していくとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけていくこと。

### **○保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨**

本案は、保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を的確に行うため、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限延長を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 政府補助の特例措置の延長

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の措置を令和9年3月31日まで延長すること。

#### 二 この法律は、公布の日から施行すること。

### **○公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨**

本案は、会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、企業財務書類の信頼性を高めるため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に関する登録制度を導入すること。

#### 二 監査法人の社員の配偶者が会社等の役員等である場合における当該監査法

人に対する業務制限を見直すこと。

三 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### **○安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨**

本案は、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 いわゆるステーブルコインへの対応として、電子決済手段の取引等を業として行う者について、登録制を導入し、利用者保護などの措置を求めること。
- 二 マネー・ローンダリング対策等の実効性向上のため、複数の銀行等の委託を受けて、為替取引のモニタリング等を業として行う者について、許可制を導入し、業務を適正かつ確実に遂行できる体制の整備などの措置を求めること。
- 三 高額な価値の電子的移転が可能である前払式支払手段への対応として、その発行者について、業務実施計画の届出を求めるとともに、犯罪による収益の移転防止に関する法律における特定事業者と位置付け、取引時の本人確認等を求めること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### **○関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）要旨**

本案は、最近における内外の情勢を踏まえ、国際関係の緊急時において、関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適当でないときに適用する関税率等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率の規定の整備を行うこと。
- 二 この法律は、公布の日の翌日から施行すること。

### **○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）要旨**

本案は、支払規制及び資本取引規制をより一層効果的なものとするため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 暗号資産に関する取引を資本取引とみなす取引として新たに定義することにより、財務大臣の許可を受ける義務を課す資本取引規制の対象とすること。
- 二 暗号資産交換業者に資産凍結措置（支払等又は資本取引等を許可の対象とする措置をいう。）に係る確認義務等を課すこと。
- 三 この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。



## 【文部科学委員会】

### ○博物館法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 博物館法の目的に、文化芸術基本法の本質に基づくことを追加すること。
- 二 博物館の設置者を、国及び独立行政法人以外の法人とすること。
- 三 博物館が行う事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること並びに学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを追加すること。
- 四 博物館は、他の博物館等と相互に連携・協力するよう努めるとともに、地域の多様な主体との相互の連携・協力により、地域の文化の振興等を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 五 登録の審査
  - 1 登録の申請に係る博物館について、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究を行う体制等が、都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであることとするとともに、1年を通じて150日以上開館することとする。
  - 2 都道府県教育委員会は、1に掲げる基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとし、登録を行うときは、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする。
- 六 博物館の設置者は、その運営の状況について、定期的に都道府県教育委員会に報告しなければならないこととし、都道府県教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする。
- 七 博物館に相当する施設
  - 1 博物館に相当する施設として指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）は、博物館及び他の指定施設等と相互に連携・協力するよう努めるものとする。
  - 2 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し等の必要な協力を行うよう努めるものとする。

八 学芸員補となる資格要件を、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したものとすることとする。

九 この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行するものとする。

### (附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法による新たな博物館登録制度が十分に活用されるよう、登録により各博物館の信用や認知度の向上につながる制度の実現に向けた施策を推進するとともに、新たな登録制度の活用状況や博物館の振興に及ぼす効果等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二 登録博物館について、その設置主体が民間の法人等に拡充されることから、登録の審査に当たっては、博物館の社会教育施設としての役割を尊重し、過度に利益を求めないという非営利性に配慮の上、公益性及び公共性の確保に十分留意すること。また、登録後の博物館の運営状況について、定期報告等を通じ、博物館が持続的に活動できるよう経営の改善・向上を継続的に図るための支援を行うこと。

三 博物館の中核的職員である学芸員については、文化審議会の答申においても中長期的な課題とされたことから、学芸員に求められる専門的な能力を再定義するなど学芸員の在り方について制度的な検討を行い、必要な見直しを行うこと。また、学芸員をはじめ、学芸員補など様々な専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めるとともに、研修及び調査研究助成等を充実させることにより、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保等に努めること。

四 博物館の活動や経営の向上においては、責任者として事業や業務に十分な見識を持つ館長の果たす役割が重要であることから、学芸員で高度かつ専門的な知見を有する者の登用や研修等の実施を通じ継続的にその専門性の向上を図るなど、館長としての職責を十分果たすことのできる環境の整備に努めること。

五 これからの博物館には、地方公共団体や民間団体等と連携し、社会的・地域的課題の解決を図ることが期待されることから、国立博物館を中核として設置者の枠を越えた全ての博物館の連携を促進するとともに、地域の多様な主体とのネットワークの形成が円滑に実現するよう、必要な支援を行うこと。

六 博物館については、多くの博物館が非常に厳しい財政状況にあり、施設・

設備の老朽化への対応も求められる中、従来担ってきた社会教育施設としての機能に加え、文化施設としての新たな役割も担うこととなる。多様な役割を担う博物館の更なる振興を図るため、博物館に対する財政上の措置の拡充や新たな税制上の優遇策の検討などの様々な振興策を講ずるとともに、博物館の持続的経営を可能とする新たな運営指針の策定など、各博物館が長期的に安定して資金を確保し得る仕組みの構築に向けた支援を行うこと。また、博物館に対する公的支援の必要性等に関し広く国民の理解が得られるよう、博物館が担う社会的機能の重要性等について広報活動を実施すること。なお、振興策を講ずるに当たっては、社会教育法及び文化芸術基本法に基づき、博物館の多様性を尊重すること。

## ○教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員（以下「教員等」という。）の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を廃止する等の措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 教育公務員特例法の一部改正

- 1 「研修実施者」及び「指導助言者」を定義すること。
- 2 教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加えること。
- 3 教員等の任命権者は、研修等に関する記録を作成しなければならないこととし、研修等に関する記録には、当該教員等が受講した研修実施者実施研修に関する事項等を記載するものとする。
- 4 資質の向上に関する指導助言等
  - (一) 指導助言者は、教員等に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その際、当該教員等の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該教員等の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。
  - (二) 指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構及び大学等に対し、これらの者が行う研修等の資質の向上のための機会に関する情報の提供等の必要な協力を求めることができることとする。

## 二 教育職員免許法の一部改正

- 1 普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除すること。
- 2 主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上とすること。
- 3 普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を追加すること。

## 三 施行期日等

- 1 この法律は、令和4年7月1日から施行すること。ただし、一については令和5年4月1日から施行すること。
- 2 この法律の施行の際現に効力を有し、改正前の教育職員免許法の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状については、この法律の施行日以後は、有効期間の定めがないものとする。

### **（附帯決議）**

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」については、教員の意欲・主体性と調和したものとすることが前提であることから、指導助言者は、十分に当該教員等の意向をくみ取って実施すること。
- 二 オンデマンド型の研修を含めた職務としての研修は、正規の勤務時間内に実施され、教員自身の費用負担がないことが前提であることについて、文部科学省は周知・徹底すること。
- 三 本法による新たな研修制度が円滑に機能するよう、新制度への移行に向けた支援の充実を図るとともに、その周知に万全を期すこと。また、教育委員会等は、教員の資質の向上につながり、子どもの実態に即して教員が必要とする研修を実施すること。
- 四 文部科学省及び各教育委員会は、本法の施行によって、教員の多忙化をもたらすことがないよう十分留意するとともに、教員が研修に参加しやすくなるよう時間を確保するため、学校の働き方改革の推進に向けて実効性ある施策を講ずること。また、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成に当たって、当該教員から研修の報告等を求める場合には、負担増とならない

ように留意すること。

- 五 任命権者による教員の研修等に関する記録の作成については、各学校で実施する校内研修・授業研究及び教育公務員特例法第22条第2項に規定する本属長の承認を受けて勤務場所を離れて行う研修も「任命権者が必要と認めるもの」として、その記載対象とするものとする。
- 六 地方公務員法の規定により、現在行われている人事評価は、職務を遂行することに当たり発揮した能力及び挙げた業績を基に実施されており、本法による研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等は、この人事評価制度と趣旨・目的が異なることを周知すること。
- 七 「教師不足」を解消するためにも、改正前の教育職員免許法の規定により教員免許状を失効している者が免許状授与権者に申し出て再度免許状が授与されることについて、広報等で十分に周知を図るとともに、都道府県教育委員会に対して事務手続の簡素化を図るよう周知すること。また、休眠状態の教員免許状を有する者の取扱いについて、周知・徹底すること。

## **○国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案（内閣提出第35号）要旨**

本案は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、基本方針の作成、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）による助成等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 文部科学大臣は、基本方針（国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針）を定めるものとする。
- 二 大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。
- 三 国際卓越研究大学（二の認定を受けた大学）の設置者は、当該国際卓越研

究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができるものとする。

四 機構は、認可設置者（三の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者）が設置する国際卓越研究大学に対し、実施方針に従って、認可計画（三の認可を受けた計画）に記載された事業に関する助成を行わなければならないものとする。

五 機構は、基本方針に即して、文部科学省令で定めるところにより、実施方針（四の助成の実施方法及び実施条件その他の四の助成の実施に必要な事項に関する方針）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。

六 認可設置者は、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならないものとする。

七 国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならないものとする。

八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

#### **（附帯決議）**

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 基本方針の策定における総合科学技術・イノベーション会議等の意見聴取に当たっては、多様な分野の研究者からの意見を十分に反映するとともに議事の内容を公表するなど、透明性を確保すること。また、国際卓越研究大学の認定、計画の認可に当たっては、大学の自治を堅持するとともに、早期に研究成果の活用が見込まれやすい応用研究が優先されることがないよう、研究成果の活用までに時間のかかることが多いものの人類が新たな知識を得る観点からも大きな意義を持つ基礎研究等を含め、研究の多様性を確保すること。

二 国際卓越研究大学が欧米主要大学の運営方法をいたずらに模倣し、教育研究内容の充実に関係なく、単に大学の財政基盤の強化を目的とする授業料等の増額等を行うことで、学生の教育機会に経済的な制限がかかるような事態を招くことがないようにすること。

- 三 大学において任期を付さない、安定的な身分の研究者及び正規雇用職員を増やし、研究力の強化を図るため、大学ファンドによる支援に関わらず、人件費の基礎となる国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を確実に措置すること。
- 四 政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。
- 五 政府は、我が国の研究者全体の研究力の向上を図るため、個々の研究者がそれぞれの研究環境において多様かつ独創的な研究に継続的かつ発展的に取り組めるよう、科学研究費助成事業や特別研究員制度等の研究者に対する支援策を拡充すること。
- 六 高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、これまで措置されてきた国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費や競争的研究費などの大学への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

### ○在外教育施設における教育の振興に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第51号）要旨

本案は、在外教育施設が在留邦人の子の教育を受ける機会の確保を図る上で重要な役割を果たしていることに鑑み、及び在外教育施設における教育を取り巻く環境の変化に対応するため、在外教育施設における教育の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 在外教育施設における教育の振興は、在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること、在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること、在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすることを基本理念として行われなければならないこと。
- 二 国は、一の基本理念にのっとり、在外教育施設における教育の振興に関す

る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

三 国は、在外教育施設における教育の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、関係省庁相互間その他関係機関、在外教育施設の設置者等の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

四 政府は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

五 文部科学大臣及び外務大臣は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めなければならないこと。

六 国は、基本的施策として、在外教育施設の教職員の確保、在外教育施設の教職員に対する研修の充実等その他の必要な施策を講ずるものとする。

七 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、海外から帰国した児童及び生徒であって日本語に通じないものに対する支援の一層の充実のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、在留邦人の子のために海外に設置された教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、当該教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

## <委員会決議>

### ○在外教育施設における教育の振興に関する件

我が国の国際的諸活動の進展に伴い、多くの日本人が海外で勤務しており、家族を帯同する者も少なくない。このような海外で暮らす日本人の子供たちの教育を受ける機会の確保を図る上で、日本人学校、補習授業校等の在外教育施設は重要な役割を果たしており、令和3年4月時点で、3万4,000人を超える義務教育段階の児童生徒が学んでいる。

在外教育施設の在り方は時代とともに大きく変容し、昨今では、在籍する児童生徒の多様化、また高等部や幼稚部設置のニーズの高まりなど、その教育を取り巻く環境の変化に対応する必要がある。

このような状況を踏まえ、本委員会において、在外教育施設における教育の



振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項等を定める「在外教育施設における教育の振興に関する法律案」を起草する運びとなった。

政府は、同法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 在外教育施設が自主的な活動として日本語の普及を行うに当たっては、世界各地に日本にルーツを持つ子供たちが在住している現状を踏まえ、日本語指導体制の整備、敬語等を含めた日本語教育内容の充実が図られるよう十分な支援を行うこと。また、在留邦人の子以外の者であってその教育を受けることを希望するものの受入れを行うに当たっては、教育環境が各国で異なっている等の事情も勘案した上で、当該在外教育施設に適切な支援を行うこと。
  - 二 在外教育施設は国際的な交流拠点や日本文化の紹介の拠点としての機能も有することが法律上明確化されたことを契機として、在外教育施設の自主性を尊重しつつ、その機能強化を図るための支援を充実するとともに、在外教育施設には、海外において日本文化への関心喚起にも資する可能性があることを広く周知すること。
  - 三 在留邦人の子供たちの学ぶ権利を保障する観点から、在外教育施設における教育に関しては、教員の確保、現地採用の教員の待遇、特別な支援を必要とする子供たちへの対応等の課題があることに鑑み、在外教育施設の実態を踏まえ、必要な支援を行うこと。
- 右決議する。

## 【厚生労働委員会】

### ○雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢及び雇用保険財政への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 失業等給付の基本手当について、雇止めによる離職者の給付日数の特例等の期限を延長するとともに、離職後に事業を開始した者の受給期間の特例を創設するほか、公共職業安定所長が受講を指示する公共職業訓練等の対象に求職者支援制度に基づく訓練を追加すること。
- 二 失業等給付に係る保険料率について、令和4年4月1日から同年9月30日までは1,000分の2、同年10月1日から令和5年3月31日までは1,000分の6とすること。
- 三 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の国庫負担額について、雇用保険財政や雇用情勢に応じて、当該費用の4分の1又は40分の1に相当する額とすること。また、国庫が、雇用保険財政を踏まえ、必要がある場合には、失業等給付等に要する費用の一部を負担できることとすること。
- 四 当分の間、職業訓練受講給付金の国庫負担額について、国庫が負担すべき額の100分の55に相当する額とするとともに、令和4年度から令和6年度までの介護休業給付及び育児休業給付の国庫負担額について、国庫が負担すべき額の100分の10に相当する額とすること。
- 五 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、国庫が、令和4年度の失業等給付等に要する費用の一部を負担できることとするとともに、同年度の雇用安定事業に要する費用のうち政令により算定した額を負担すること。
- 六 育児休業給付費及び雇用安定事業費の財源について、失業等給付の積立金からの借入れを可能とする暫定措置を令和6年度まで継続するとともに、当該借入額について、返済の猶予及び免除を可能とすること。
- 七 職業安定法における「募集情報等提供」の定義を拡大し、労働者の募集を行う者等からの依頼なく収集した募集情報等を提供するもの等を対象に含めるとともに、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制を創設すること。
- 八 募集情報等提供事業を行う者等に対し、求人等に関する情報についての的確な表示を義務付けるとともに、厚生労働大臣による改善命令等の対象に募集情報等提供事業を行う者を加えること。

- 九 地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるよう、都道府県の区域ごとに関係者による協議会を組織する仕組みの創設等を行うこと。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行すること。

### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 雇用保険の各種給付の水準をできる限り維持することを前提に、必要となる財源の確保に努めること。
- 二 労働政策審議会の委員に対し、雇用情勢及び雇用保険の財政状況の推移を逐次報告するとともに、委員から求めがあった際には審議会を開催し、安定的な労働保険特別会計雇用勘定の運営に向け、これまで以上に臨機応変な検討を行うこと。
- 三 労働保険特別会計雇用勘定については、必要な積立金の水準を達成するまでの間は、単年度においても黒字となる収支構造を目指し、一般会計からの繰入れ等により必要な積立金水準の確保を図るとともに、積立金が必要な水準に達した後もその水準の維持を図ることを中期的な雇用保険財政の運営方針とすること。
- 四 令和4年度の失業等給付においては、労働保険特別会計雇用勘定の安定の観点から、機動的に一般会計を雇用勘定に繰り入れられる仕組みの活用も含め、対応に万全を期すこと。
- 五 社会保障関係費に現在位置付けられている失業等給付の国庫負担について、負担割合を将来的に従来の本則の水準（25%）とする措置も含め、国の財政・財源の構造から検討すること。
- 六 失業等給付の国庫負担割合の判定基準とされる「基本手当受給者実人員70万人以上」について、新型コロナウイルス感染拡大後の雇用構造も踏まえ、実態に応じて適宜見直しの検討をすること。
- 七 雇用保険部会報告に示された新たな国庫繰入制度の運用の考え方を尊重し、雇用保険法第72条における重要事項として労働政策審議会の意見を聴くとともに、省令等への規定について検討すること。
- 八 令和6年度までに、育児休業給付等の国庫負担割合の引下げの暫定措置の見直しだけでなく、育児休業給付の財源確保の在り方を含め、雇用労働者に限らず、フリーランスとして就業する者など育児・子育てを広く社会で支援

する体制の構築を検討すること。

- 九 失業者の再就職を促進するためには受け皿となる産業・企業、雇用機会の創出が不可欠であり、厚生労働省においても、雇用政策の一環として、必要な予算措置を行った上で、地域における雇用機会の創出にこれまで以上に取り組むこと。
- 十 雇用調整助成金等については、特に業況が厳しい企業・地域において、今後も最大10分の10の特例措置を含め、あらゆる必要な制度設計や手続の検討を行うこと。

### **○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）要旨**

本案は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 緊急時において、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等による健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品等について、当該医薬品等の使用以外に適当な方法がない場合に、安全性の確認を前提に、有効性が推定されたとき、その適正な使用の確保のために必要な条件及び期限を付した上で迅速に薬事承認を与える仕組みを創設すること。
- 二 医師等が電子処方箋を提供できる仕組みの創設及び社会保険診療報酬支払基金等が行う電子処方箋関連業務に関する規定の整備等を行うこと。
- 三 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

#### **（附帯決議）**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 緊急承認された医薬品等について、当該承認後に改めて行う承認申請に当たっては基本的に検証的臨床試験の成績の提出を求めるとともに、当該承認時に付された期限の延長は原則として1年間の延長が1回限りとなるよう運用し、当該承認時に認められた安全性、有効性等が確認できない場合には速やかに承認を取り消すこと。
- 二 緊急承認制度の運用における透明性、公平性を確保するため、審査報告書や審議会議事録の早期公表、承認済みや開発中の医薬品等の情報開示や情報

発信に努めること。

- 三 緊急承認制度により承認された医薬品等の市販後の安全対策を徹底するため、製造販売業者による安全性監視計画の設定、徹底したリスク管理、安全性についての情報収集及び収集した情報の専門家による迅速な評価を実施すること。
- 四 緊急承認制度により承認された医薬品等の副作用、副反応による健康被害が生じた場合には、当該健康被害の情報を速やかに開示するとともに、医薬品副作用健康被害救済制度の対象となることを確実に周知すること。
- 五 電子処方箋については、早期に全ての医療機関、薬局等において導入されるよう、システムの導入を支援するとともに、医療機関や薬局に過度な負担とならないよう必要な配慮を行うこと。
- 六 重複投薬の防止等の電子処方箋導入による効果を十分に発揮できるようにするため、電子処方箋の意義、効果を国民に周知するとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた措置を講ずること。また、国民が広くマイナポータルで処方内容を確認できるようになるまでの暫定的措置として行う紙の処方内容の控えの交付を終了するに当たっては、マイナンバーカードを利用しない患者が処方内容を確認できる方策を講ずること。
- 七 国民が自らの保健医療情報を把握できるようにするとともに、医療機関が連携して質の高い医療を提供できるようにするため、標準規格に準拠した電子カルテの普及促進に向けた医療機関への財政支援等を講ずることにより、電子カルテ情報についても医療機関間で共有できるよう仕組みを速やかに構築し、データヘルス改革を一層推進すること。
- 八 国民の健康づくりにつながる新たなサービス創出のため、パーソナル・ヘルス・レコードの取組を推進するとともに、オンライン診療やオンライン服薬指導を含め、患者の利便性向上に寄与する保健医療分野におけるデータの利活用やデジタル化等のデータヘルス社会の実現に向けた取組を推進すること。
- 九 薬事承認制度が製薬企業からの申請に基づくものであることを踏まえ、製薬企業の研究開発支援、申請時の企業負担の軽減、治験等の手続の簡素化、企業相談の実施その他の製薬企業の薬事承認申請を促進するとともに、緊急時には国が主導して医薬品等を確保する仕組みを検討し整備するための措置を講ずること。

- 十 国内外の創薬イノベーション基盤強化のため、臨床研究中核病院間のネットワーク形成による効率的な治験データ収集体制の構築、国際共同治験実施のための現地人材育成、臨床研究及び治験ネットワーク構築並びに拠点整備支援等の国内外における治験環境の整備拡充その他の官民におけるデータ利活用の環境整備、薬価制度上の創薬イノベーションの適切な評価を実施すること。
- 十一 医薬品等による副反応疑い報告制度の運用において情報不足により評価不能とされる事例の割合が多いことを踏まえ、副作用や副反応を疑う症状が発生した場合における健康被害調査の充実、当該症状を訴える患者に対応できる医療機関の紹介その他の当該症状に悩む者への支援を充実すること。また、健康被害救済制度に関し、厳密な医学的因果関係までを求めない健康被害の救済を確実に実施するとともに因果関係を証明するデータが不足する場合における救済や支援について諸外国の制度を含め情報収集し、検討すること。
- 十二 医薬品等の市販後の安全対策を充実するため、患者自らが医薬品の副作用、副反応が疑われる事例を報告できる仕組みについて、報告方法の改善、当該報告に対するフォローアップの拡充、添付文書の改訂等の安全措置への反映その他の当該報告の活用、予防接種の実施状況と副反応疑い症状の発現状況等を個人単位で連結して報告、把握するシステムの整備、予防接種の安全性等に関する調査を的確に行うためのデータベースの整備を実施すること。
- 十三 国内におけるワクチン、治療薬の開発、生産体制確立のため、治験費用や薬事承認に係る費用の補助、治験や臨床研究に関する国民の理解の増進、医療系ベンチャー企業の育成等の医薬品等の研究開発から実用化までの各段階を総合的に支援すること。
- 十四 疾病の治療又は予防に関し使用価値を有する医薬品について、特に緊急時に医療上の必要が認められた場合に、当該疾病に関する学会等の意見を参考にして当該医薬品を優先かつ迅速に承認する制度の活用について検討を加えるとともに、国民の生命及び健康の保護の観点から必要不可欠な医薬品、医療機器及び再生医療等製品の国内における生産体制の整備及び研究開発の推進のための施策について検討を加え、これらの結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 十五 自宅療養者等の病状等に応じて着実に健康観察や必要な医療を提供するため、日頃から患者のことをよく知るかかりつけ医が自宅療養者等の健康観

察や緊急承認された治療薬の適切な投与等の医療提供を実施できるよう、オンライン診療拡充の支援、感染症対策に係る知識の普及及び医薬品、衛生用品等の提供、その他のかかりつけ医等が自宅療養者等に感染の前後を問わず対応するための体制整備に努めること。

十六 緊急承認された医薬品等が迅速かつ確実に自宅療養者等に届けられる環境の重要性に鑑み、日頃から患者のことをよく知るかかりつけ医により自宅療養者等が迅速かつ確実に医療を受けることが望ましいことを踏まえ、高齢者や基礎疾患を有する者等が感染時にかかりつけ医等による医療を迅速に受けられるよう、往診やオンライン診療が可能な医療機関の事前確保その他診療・検査医療機関や健康観察・診療医療機関の拡充を行うこと。

十七 コロナ死亡者のうち高齢者の占める割合が高いことを踏まえ、施設に対する感染制御・業務継続支援チームの迅速な派遣体制の構築、医師や看護師の往診・派遣、その他的高齢者施設等における医療支援体制強化、自宅での医療提供体制強化を推進すること。

十八 コロナ治療薬の供給における課題や感染急拡大時にマスク、検査キット等の医療物資供給不足が発生したことを踏まえ、感染症発生時における医薬品、医療機器、衛生用品等の必要数量の予測から、確保、配布までの総合的な供給体制を整備すること。

十九 かかりつけ医機能の明確化と、患者・医療者双方にとってかかりつけ医機能が有効に発揮されるための具体的方策について迅速に検討するとともに、コロナ禍において自宅療養者等への医療提供に課題が生じたことを踏まえ、コロナ医療対応を強化するためのかかりつけ医への支援等により、高齢者、基礎疾患を有する者等へのコロナ医療に対応するかかりつけ医が増加するよう、かかりつけ医の有効活用の推進を含め、必要な措置を講ずること。

## ○児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）要旨

本案は、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置とともに、身近な子育て支援の場における相談機関の整備に努めること。また、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業を創設し、これらを含む家庭

支援の事業について市町村が必要に応じ利用勧奨及び措置を実施すること。  
さらに、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう、児童発達支援の医療型と福祉型を一元化すること。

- 二 一時保護施設の設備及び運営基準を策定してその環境改善を図ること。また、民間との協働による親子再統合の事業、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設するとともに、里親支援センターを児童福祉施設に位置付けること。
- 三 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化するとともに、社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設するほか、障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体を都道府県等とした上で、移行が困難である場合は満23歳に達するまでの入所継続を可能とすること。
- 四 児童相談所長等は、入所措置や一時保護等の際に、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置をとらなければならないこととすること。また、都道府県は、児童の権利擁護に向けた必要な環境整備を行うこと。
- 五 児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の仕組みを創設すること。
- 六 児童福祉の実務者の専門性の向上を図るため、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識及び技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加すること。
- 七 児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理を厳格化するとともに、認可外保育施設に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とすること。
- 八 この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行すること。

### **(修正要旨)**

家庭的保育事業等及び児童福祉施設並びに一時保護施設の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として「児童の安全の確保」を追加すること。

### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の再編や支援計画



の作成については、地方自治体における負担増によって、それぞれの機能が停滞することのないよう、必要な人材確保のための支援を行うとともに、円滑な施行に向け、地方自治体と適切に連携すること。

- 二 保育士の人材確保が困難な状況にある中、新たに身近な子育て支援の場として保育所等を活用し、地域子育て相談機関とするに当たっては、保育士等の一層の処遇改善と職員配置基準の改善を併せて検討すること。
- 三 子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の各事業の実施に当たっては、各市町村による担い手の確保が重要であることから、必要な人材確保のための支援を行うとともに、業務に見合った処遇について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 四 一時保護所の設備・運営基準の策定に当たっては、職員の立場ではなく子どもの視点に立って子どもの最善の利益を考慮するため、子どもから意見を聴取し、可能な限りその意見を反映すること。
- 五 里親支援センターの設備・運営基準の策定に当たっては、里親等の当事者から意見を聴取し、可能な限りその意見を反映して実効性のあるものとする事。
- 六 自ら公的な支援にアクセスできない妊婦との接点を持つための具体的方策を検討するほか、妊産婦等生活援助事業の実施に当たっては、支援が必要な妊産婦に対し適切な支援を提供できるよう、新たな人材を確保するため職員の処遇改善を含む方策を検討し必要な措置を講ずるとともに、充実した研修を実施し、資質の向上を図ること。また、人材不足を理由とした人員配置の弾力運用を安易に行うことのないようにすること。
- 七 意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によって差が生じることで子どもに不利益となることがないように、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと。
- 八 意見表明等支援事業が都道府県等の努力義務であるため、子どもの意見等が適切に反映されないおそれがあることから、導入した自治体と導入しなかった自治体を科学的に比較して効果測定を行い、適宜その仕組みを改良していくこと。また、次期児童福祉法改正時に都道府県等の体制が整備されるよう、義務化を含め必要な見直しを検討すること。
- 九 意見表明等支援事業が児童相談所等による意見聴取等の補佐的な事業として位置付けられていることについて、当該事業が権利主体である子どもの自

- 由な意見・意向の表明を支援する独自の機能を持つべきものであることに鑑み、必要に応じて見直しを検討すること。
- 十 意見表明等支援員が児童相談所、都道府県その他の関係機関から独立した立場で子どもの自由な意見・意向の表明を支援することが可能となるよう、独立性及び守秘義務等の必要な措置を講ずること。
- 十一 意見表明等支援員には専門的な知識や技術が求められることから、科学的な評価がなされているプログラムにより育成することとし、十分な資質を持つ者を活用すること。
- 十二 意見表明等支援事業において、子どもの視点に基づいたKPI（重要業績評価指標）で表すこと。
- 十三 子どもの最善の利益のため、一時保護時の子どもへの意見聴取等を適切に行い、子どもの意見・意向を考慮した対応の徹底を図ること。
- 十四 一時保護時の司法審査の運用や実務の詳細を施行までに定める作業チームには、一時保護が子どもの権利や親権の行使等に対する制限であることを踏まえて、現に一時保護を経験した子ども又は親権者等及びその意見を正確に反映できる実務者も構成員に加えること。
- 十五 一時保護時の司法審査に対応するための児童相談所の人材確保と処遇改善を検討すること。
- 十六 国連児童の権利委員会の日本政府に対する総括所見が、親子分離は子及びその親の意見を聴取した後に行われるよう要請していることを踏まえて、裁判所が一時保護状を発するに当たっては、子ども及び親権者等の意見が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずること。
- 十七 裁判所が一時保護状を発した場合、行政不服審査や行政訴訟の提起が可能であること等を理由に子ども又は親権者等の不服申立て手続を設けなかったことに鑑み、児童の権利に関する条約第9条第2項の趣旨を踏まえ、行政不服審査や行政訴訟の活用実態を把握し、次期児童福祉法改正時に必要な見直しを検討すること。
- 十八 新たな子ども家庭福祉分野の資格取得者の質の担保を図るほか、資格取得者の児童相談所、市町村、児童福祉施設等における配置が進み、地方自治体において実効性が上がるような方策を財政措置を含めて検討し、必要な措置を講ずること。
- 十九 子どもをわいせつ行為から守る環境整備について、保育所等では保育士資格を持たない者が保育補助として勤務している実態があることから、保育

士に限らず、子どもに接する業務に携わる者全体を対象に対策を講ずることについて検討すること。また、万が一冤罪等であった場合には、身分回復を行う等の必要な対応を講ずること。

二十 アダルトビデオ出演被害の問題は重大な人権侵害であり、かつ、成年年齢引下げにより未成年者取消権行使ができないために高校生のアダルトビデオ出演が増えるような事態は、高校生や子どもへの性犯罪・性暴力を助長するなど児童福祉法の理念である「児童の健全育成」に反するものであることを踏まえ、アダルトビデオ出演被害の問題の解決に向けた取組を一層強化すること。

### **○労働者協同組合法等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第41号）要旨**

本案は、労働者協同組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度を創設するとともに、認定を受けた労働者協同組合に対する税制上の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 労働者協同組合は、その定款に剰余金の配当を行わない旨の定め及び解散した場合において組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがあること等の基準に適合するときは、特定労働者協同組合としての認定を受けることができること。
- 二 特定労働者協同組合に係る特例として、外部監事の設置、報酬規程等の公開等、剰余金の配当の禁止、残余財産の分配等の規定を設けること。
- 三 法人税法において、特定労働者協同組合を公益法人等の範囲に加え、収益事業から生じた所得以外の所得を非課税とする等の特定労働者協同組合に対する税制上の措置を講ずること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、労働者協同組合法の施行の日（令和4年10月1日）から施行すること。

### **○令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第42号）要旨**

本案は、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら給付金を

使用することができるようにするため、給付金の支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、給付金として支給を受けた金銭の差押えを禁止する措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

## ○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案（参議院提出、参法第7号）要旨

本案は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、困難な問題を抱える女性が最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること等を定めること。
- 二 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有すること、また、当該施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間、支援機関と関係機関間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならないこととすること。
- 三 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針を定め、地方公共団体は、基本方針に即して、当該施策の実施に関する基本的な計画を定めることとすること。
- 四 女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置及び女性自立支援施設の設置等について規定すること。
- 五 地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、女性の意向に留意しながら、発見、相談その他の支援に関する業務を行うこととすること。
- 六 地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される支援調整会議を組織するよう努めることとし、支援調整会議は、必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行うこととすること。
- 七 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関し、教育及

び啓発、調査研究の推進、人材の確保等並びに民間の団体に対する援助に努めることとする。

八 費用の支弁等について、地方公共団体が五の業務を行う場合における民間の団体の活動に要する費用への補助を含めた規定を設けること。

九 この法律の施行に伴い、売春防止法第3章（補導処分）及び第4章（保護更生）を削り、婦人補導院法を廃止すること。

十 この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行すること。

### **○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案（参議院提出、参法第8号）要旨**

本案は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念として、障害者による情報の取得等に係る施策の推進は、障害者による情報の取得等に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること、障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること等を旨として行われなければならないことを定めること。

二 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、障害者による情報の取得等に係る施策を策定し、及び実施する責務を有すること。また、国及び地方公共団体は、当該施策が障害者でない者による情報の十分な取得等にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとし、当該施策を講ずるに当たっては、障害者等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないものとする。

三 国及び地方公共団体は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進を図るため、当該機器等に関し、開発及び提供に対する助成その他の支援、規格の標準化、障害者又はその介助を行う者に対する情報提供及び入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。また、国は、当該機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、関係者によ

る協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

四 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

五 国及び地方公共団体は、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得すること等ができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

六 この法律は、公布の日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通への配慮に努めて開発した情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務を優先的に調達する制度について、検討を行うこと。

二 情報コミュニケーション・アクセシビリティの推進のため、障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずること。

三 情報コミュニケーション・アクセシビリティに関する相談窓口の設置を検討すること。

四 行政機関に提出する書類のバリアフリー化、災害時の情報保障、選挙における情報アクセシビリティの改善、資格試験など各種試験のバリアフリー化など、情報コミュニケーション・アクセシビリティのさらなる促進について財政的な措置を含め必要な検討を行うこと。

五 本法同様に47全都道府県と1741全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。

## 【農林水産委員会】

### ○土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、農用地の利用の集積を促進するため、農業用排水施設の豪雨対策を目的とした急施の防災事業の実施、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 急施の防災事業の拡充

国、都道府県又は市町村は、ため池等の農業用排水施設の豪雨対策を目的とした土地改良事業を急速に行う必要があると認める場合には、現行の耐震化を目的とした事業と同様に、事業参加資格者の申請及び同意なく事業を実施できることとし、事業参加資格者の費用負担は原則として不要とすること。

#### 二 農地中間管理機構関連事業の拡充

都道府県は、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象に、一定の場合に、土地改良施設や農用地の改良・保全のための施設を整備する事業を実施する場合には、同機構の同意のみをもって、事業参加資格者の申請、同意及び費用負担なく実施できることとすること。

#### 三 土地改良事業団体連合会の事業の拡充

##### 1 土地改良事業団体連合会が委託を受けて行う土地改良事業の工事

全国土地改良事業団体連合会又は都道府県土地改良事業団体連合会は、市町村、土地改良区等から委託を受けて、土地改良事業の工事を行うことができることとすること。

##### 2 全国土地改良事業団体連合会が行う資金の交付

土地改良区等が行う土地改良事業の円滑な実施のための資金の調達・交付ができるよう、全国土地改良事業団体連合会が、長期借入金の借入れ及び債券の発行をすることができることとすること。

#### 四 土地改良区の組織変更制度の創設

土地改良区は、その選択により、一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更ができることとすること。

#### 五 施行期日

この法律は、令和4年4月1日から施行するものとする。ただし、四については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令

で定める日から施行するものとする。

### (附帯決議)

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効活用を通じて、農業の生産性の向上、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 記

- 一 農業者の申請によらず、費用負担及び同意を求めずに実施する急施の防災事業の拡充に当たっては、地域の農業者の理解と納得を得た上で事業が実施されるよう、丁寧な説明を行うとともに、事業要件の透明性を確保し、適切な運用を図ること。
  - 二 農地中間管理機構関連事業の拡充に関連して、都道府県が、当該事業を実施するに当たっては、各市町村において実質化の取組が進められている人・農地プランの推進に資するよう引き続き配慮するとともに、適切に整備された農用地が確実かつ円滑に担い手に貸し付けられるよう指導・助言を行うこと。
  - 三 土地改良区の組織変更制度の創設に当たっては、土地改良施設の管理は土地改良区が行うことが原則であることを踏まえた上で、制度の対象となる土地改良区及び土地改良施設の基準を明確に示すこと。また、土地改良区が一般社団法人又は認可地縁団体に組織を変更した場合には、地域の農業者が安心して営農を継続することができるよう、土地改良施設の維持・管理に係る支援を含め、必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

### ○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、農林水産物等の生産等の過程において環境への負荷低減が図られ、かつ、当該農林水産物等の流通及び消費が広く行われる食料システム（以下「環境と調和のとれた食料システム」という。）の確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等（以下「環境負荷



低減事業活動」という。)に関する計画の認定制度を設け、所要の支援措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 基本理念等

- 1 環境と調和のとれた食料システムは、農林漁業者、事業者、消費者等の関係者の理解の下、これらの者が連携するとともに、環境負荷低減と生産性向上との両立に資する技術の研究開発等の推進及び農林水産物等の円滑な流通を確保することにより、その確立が図られなければならないものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、環境と調和のとれた食料システムの確立を図る上で必要な施策を策定及び実施する責務を有するものとする。また、農林漁業者、食品産業等の事業者は事業活動を通じて、消費者は農林水産物等の選択を通じて、環境への負荷の低減に努めなければならないものとする。

#### 二 認定制度等の創設

- 1 農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動の促進の意義、目標等に関する基本方針を定めるものとする。また、1又は2以上の市町村及び都道府県は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を作成し、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができるものとする。
- 2 農林漁業者は、環境負荷低減事業活動又は特定の区域内で環境負荷低減効果を高める特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。また、その認定を受けた農林漁業者に対し、支援措置を講ずるものとする。
- 3 特定の区域内の一団の農用地の所有者等は、有機農業の生産団地を形成するため、全員の合意に基づき、有機農業を促進するための栽培管理等を定めた協定を締結し、市町村長等の認可を受けることができるものとする。また、その認可を受けた協定の効力について特例措置を講ずるものとする。
- 4 農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するための事業を行おうとする者は、当該事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができるものとする。また、その認定を受けた事業者に対し、支援措置を講ずるものとする。

#### 三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

近年、気候変動や生物の多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、農林漁業及び食品産業における環境への負荷を低減していくことが重要となっている。また、世界情勢の変化により国民の食料安全保障への関心が高まる中、将来にわたる農林漁業及び食品産業の持続的な発展と食料の安定供給を確保するため、農林水産物等の生産から販売に至る各段階で環境への負荷を低減し、こうした農林水産物等の流通及び消費が広く行われる環境と調和のとれた食料システムを確立することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 記

- 一 環境と調和のとれた食料システムについては、農林漁業者、食品事業者、消費者等の幅広い関係者の理解の下、これらの者が連携することにより、その確立が図られるものであることに鑑み、国が必要な施策の検討及び実施を行うに当たっては、農林漁業者等、特定の者のみに過度な負担をもたらすことがないように配慮するとともに、農林水産物・食品の付加価値を高め、農林漁業者をはじめとする関係者の経営の発展、農山漁村の活性化に資するよう努めること。
- 二 農林漁業における環境への負荷の低減の取組が正当に評価されるよう、特に消費者及び食品事業者の理解の醸成、学校教育等の場を通じた食育の推進に取り組むこと。具体的には、販売面における対策の強化として、消費者等に分かりやすい表示・広報、環境への負荷の低減の状況を把握する手法、販路開拓に向けた支援の在り方等について検討し、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 三 環境への負荷の低減に向けて、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とした有機農業の実践を生産現場で容易にする栽培技術の確立や、当該技術を普及する人材の育成・確保に努めること。
- 四 環境と調和のとれた食料システムの確立に向けた先進的な取組の実践等に寄与した農林漁業者並びに食品製造・加工業、卸売・小売等の流通業、飲食

業その他の食品事業者等の顕彰に努めること。

五 基本方針の作成に当たっては、食料システムを構成する生産から消費に至る各段階の関係者の意見を丁寧に聴取し反映させること。

六 市町村及び都道府県の基本計画の作成等に当たっては、地域の合意形成に配慮して行われるよう国としても必要な助言等を行うとともに、これらの事務を担う市町村及び都道府県に過度な負担をもたらすことがないよう、市町村及び都道府県の実情に応じた適切な配慮を行うこと。

七 農林漁業において、規模の大小を問わず多様な経営体が重要な役割を果たしていることに鑑み、これらの経営体が意欲を持って環境負荷低減事業活動等に携わることができるよう必要な支援を行うこと。

八 有機農業等に取り組む生産者は慣行農業に取り組む生産者とともに地域農業を担う主体であることを十分に踏まえ、これらの生産者の交流・連携が一層進展するよう環境整備を図ること。

右決議する。

## ○植物防疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、近年の有用な植物を害する動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、有害動植物の国内への侵入状況等に関する調査事業の実施、緊急防除の迅速化、発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告及び命令等の措置の導入、植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡充等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 侵入調査の実施

農林水産大臣は、農林水産大臣が指定する国内に存在することが確認されていない等の一部の有害動植物を対象に、国内への侵入又は国内での分布の状況を調査する事業を行うものとする。

### 二 緊急防除の迅速化

農林水産大臣は、緊急防除の対象となる有害動植物について、防除内容等に係る基準をあらかじめ定めた場合には、当該有害動植物に対する緊急防除を行う際の事前の告示の期間を30日から10日まで短縮することができるものとする。

### 三 発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告、命令等の措置の導入

1 国内に広く存在する有害動植物のうち、その防除に特別の対策を要するものとして農林水産大臣が指定するものに関し、農林水産大臣が発生の予

防を含めた総合的な防除を推進するための基本指針を、都道府県知事が当該防除の実施に関する計画を定めるものとする。また、都道府県知事は、当該計画において農業者の遵守事項を定めることができるものとする。

- 2 都道府県知事は、1の遵守事項に即した防除の実施に必要な指導及び助言を行うとともに、当該指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に即した防除が行われず、農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、当該農業者に対し勧告、命令を行うことができるものとする。

#### 四 植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡充

植物防疫官が行う立入検査、輸出入検査及び国内検査並びに緊急防除のために講ずる措置の対象に農機具等の物品を追加するとともに、出入国旅客の携帯品に対する検査権限を強化すること。

#### 五 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部の実施

輸入国が輸出国の植物検疫証明を必要としている植物等の輸出に当たり、農林水産大臣の登録を受けた者が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することができるものとする。

#### 六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### ○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第53号)(参議院送付) 要旨

本案は、農林水産物及び食品の輸出の更なる拡大を図るため、農林水産物又は食品の輸出先国での需要の開拓等の業務を行う団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する金融上の措置の拡充等を行うとともに、日本農林規格の制定対象への有機酒類の追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の一部改正

##### 1 農林水産物・食品輸出促進団体の認定制度の創設

主要な品目について、生産から販売に至る関係者が連携し、需要の開拓等、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、主務大臣が認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定し、認定を受けた団体は、独立

行政法人日本貿易振興機構による助言等の支援措置を受けることができるものとする。

## 2 輸出事業者に対する支援の拡充

輸出事業計画について、施設の整備に関する事項を記載できることとし、農林水産大臣の認定を受けた場合に、株式会社日本政策金融公庫による融資等の支援措置を受けることができるものとする。

## 3 民間検査機関による輸出証明書の発行

主務大臣の登録を受けた民間検査機関が、輸出先国の政府機関から輸出証明書を発行するよう求められている場合に、輸出証明書を発行することができるものとする。

## 二 日本農林規格等に関する法律の一部改正

有機酒類に日本農林規格による格付の表示を可能とし、輸出先国での有機認証を受けずに輸出できることを目的に、日本農林規格の制定対象に有機酒類を追加すること。

## 三 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務に、認定農林水産物・食品輸出促進団体の規格策定に係る協力業務を追加すること。

## 四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

### (附帯決議)

我が国の食市場は、人口減少や高齢化を背景に今後縮小する一方で、世界の食市場の拡大が見込まれている。農林水産物・食品の輸出の拡大は、我が国農林水産業の生産基盤を維持・強化し、持続的な食料システムを構築するとともに、農山漁村の活性化を図るためにも重要である。これまでの産地、関係団体及び国一丸となった取組により、令和3年の輸出額は、1兆円に達したところである。しかしながら、輸出先国政府による食品安全、動植物検疫上の規制が輸出拡大の障害となる事例があることに加え、一部の国・地域が東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う輸入規制措置を依然として実施しているなど乗り越えるべき課題も残されている。また、新型コロナウイルス感染症、気候変動等に加え、ウクライナ情勢により食料及び生産資材の安定供給への世界的な影響が懸念されており、食料安全保障の確保が求められている。こうした状況を十分踏まえ、農林水産物・食品の輸出の促進に戦略的・計画的に取り組む必

要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

#### 記

- 一 農林水産物・食品の輸出の促進に取り組むに当たり、農林漁業者をはじめとする関係事業者及び農村地域関連の所得向上が図られることが重要であり、これまでの輸出促進に係る諸施策の効果を検証し、効果的かつ効率的な施策を講ずること。その際、効果を正確に把握するための手法を速やかに検討すること。
- 二 農林水産物・食品の輸出をオールジャパンで推進していくため、農林水産物・食品輸出促進団体の運営基盤の強化に向けた支援を行うとともに、団体の適正な業務運営の確保及び団体間の連携の推進を図ること。
- 三 輸出拡大のために施設整備や海外現地法人の設立等に取り組む事業者や新たに輸出に取り組む事業者に対し、輸出事業計画の認定を通じて、補助、融資、税制面できめ細かな支援措置を実施すること。
- 四 高鮮度で付加価値の高い輸出物流の構築や輸出に係るコストの低減のため、輸出産地との密接な連携が可能となる地域の空港や港湾の活用など効率的なサプライチェーンの構築を促進すること。
- 五 農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の発行手続及び相談についてのワンストップサービスの充実を更に進め、輸出に取り組む事業者の負担軽減に取り組むこと。
- 六 輸出支援プラットフォームについては、在外公館や日本貿易振興機構海外事務所等の構成者間の連携を強化するとともに、現地事情に精通した人材を活用し、農林水産物・食品の輸出に取り組む関係事業者と海外バイヤー等との効果的なマッチングの実現に努めること。
- 七 原発事故に伴う輸入規制措置については、政府間交渉に必要な情報及び科学データの収集、分析等を十分に行い、諸外国・地域に正確な情報を提供し、あらゆる機会を捉えて輸入規制措置の撤廃を強く要請すること。また、動植物検疫に関し、輸出解禁に向けた協議を推進すること。
- 八 日本産農林水産物・食品のブランド力を維持・向上し、競争力を強化するため、GAP認証等、世界の食市場において通用する認証の取得を更に支援するとともに、JAS等の我が国発の規格の国際標準化に向けた取組を推進すること。また、地理的表示の相互保護を行う国・地域の拡大、種苗法に基

づく登録品種の海外持出制限等の制度の厳格な運用及び海外での品種登録への支援など、農林水産物・食品に関する知的財産の戦略的な創出・保護・活用を図ること。

九 酒類を含む国産有機食品の海外での販路拡大に向けて、認証取得の負担を軽減するため、同等性の承認を得る国・地域の拡大に向けた交渉を推進すること。

十 現下の国際情勢を受けた原材料価格の高騰など、原材料の調達に不安定さが増している現況に鑑み、国産農産物の安定的な生産・供給に努め、加工食品における国産原材料の使用を推進するとともに、その消費拡大を図ること。右決議する。

## ○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村（以下「同意市町村」という。）による地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の作成について定め、地域計画の区域において担い手に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 農業経営基盤強化促進法の一部改正

- 1 同意市町村は、農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域等について、農業者や地域の関係者による協議の場を設け、協議結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定めるものとする。また、地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示するものとし、農業委員会はその素案を作成するものとする。
- 2 都道府県知事が定める農業経営基盤強化促進基本方針等に農業を担う者の確保及び育成に関する事項等を追加するものとし、都道府県は、農業を担う者の確保及び育成を図るため、農業経営の助言、指導等を行う農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとする。
- 3 株式会社日本政策金融公庫が認定農業者に貸し付ける農業経営の安定に必要な資金等の据置期間は、20年等を超えない範囲内で、同公庫が定める

期間とすること。

## 二 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

農地中間管理機構（以下「機構」という。）の事業に、農作業等の受委託を追加することとし、機構は、地域計画の区域内的の農用地等の所有者に対して農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的に申し入れるものとする。また、同意市町村が定める農用地利用集積計画と機構が定める農用地利用配分計画を統合し、機構は、農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。

## 三 農業委員会等に関する法律の一部改正

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないものとする。

## 四 農地法の一部改正

農地等の権利取得に当たっての下限面積の要件を廃止すること。

## 五 農業協同組合法の一部改正

農業協同組合による農業経営に係る組合員の同意手続を緩和すること。

## 六 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。同意市町村は、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、地域計画を定めることができるものとする。

### （附帯決議）

農業者の減少や耕作放棄地の拡大が一層進み、地域の貴重な資源である農地が適切に利用されなくなる懸念がある中、農業の生産性を高め、将来にわたって安定的な農業生産を確保していくため、地域において目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を描くことで、農地集約化等の加速化、農業を担う者の確保・育成とともに、農山漁村の活性化を図ることが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 記

一 地域計画は、地域の話合いにより、農業の将来の在り方を考え、実現していくために不可欠なものであることから、それぞれの地域において円滑かつ着実に策定されるよう、法改正の内容を丁寧に周知するとともに、地域での取組に対して十分な支援を行うこと。その際、地域計画策定の前提となる協議の場については、既存の協議会を活用するなど関係者の負担軽減に努める



とともに、地域を取り巻く環境が多種多様であることに鑑み、地域計画が地域の実情を反映したものとして策定され、状況の変化に応じて柔軟に変更がなされるよう配慮すること。

二 農地の集約化等農業上の利用を進める地域計画及び農地の保全等を進める活性化計画の策定をはじめとする両法に基づく措置については、地域における農地の利用・保全の計画的推進はもとより、国内の農業生産に必要となる農地の確保とその有効利用が確実に担保されることを旨として、総合的に推進すること。その際、地方自治体等の事務負担にも配慮しつつ、農業・農村の将来像を念頭に地域の土地利用に関する話合いが一体的に行われるよう、必要な措置を講ずること。

三 農業委員会による目標地図の素案については、地域における農地の現状を把握し、農地の出し手及び受け手の意向等を踏まえ、作成することとし、目標地図を含む地域計画が適合すべき基準については、地域における意欲的な取組が促されることを旨として定めること。

四 地域計画の策定及び達成に向けた取組に当たっては、市町村のみならず、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が一丸となって進める体制を構築するとともに、地方自治体等における農業関係部局の実情を踏まえ、体制整備のために必要な支援措置を十分に講ずること。

五 農用地等の所有者等が、利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構に限定する旨を地域計画に定めることを提案しようとするため、その3分の2以上の同意を得るに当たっては、極力、全ての所有者等の同意が得られるよう努めること。

六 農地中間管理機構を通じた転貸等を強力に促進するため、農家負担のない農地中間管理機構関連事業や、地域でまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けた際に交付される地域集積協力金等について十分な予算を確保するとともに、継続的かつ効果的な支援を行うこと。

七 農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画の策定に当たっては、農地の権利移動は促進計画に統合される市町村の農用地利用集積計画に基づくものが過半を占めるという現状に十分留意し、地域における農地集積の取組に混乱を来すことのないよう、適切な指導・助言を行うこと。また、現場における事務負担の軽減に資するよう、農地の権利移動に係る手続の迅速化や書類の簡素化など必要な措置を講ずること。

- 八 都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するに当たっては、中小・家族経営、兼業農家等の多様な経営体も含め、地域の将来の農業を担う者を幅広く確保・育成するため、就農から経営発展まで一貫したきめ細かなサポートが行われるよう、国、地方公共団体、関係団体の協力・連携体制を整備するとともに、積極的な支援措置を講ずること。
- 九 農地等の権利取得に係る下限面積要件を廃止するに当たっては、現行制度の下で約7割の市町村において別段の面積が設定されているという実情及び農業を担う者の確保・育成を図るといふ法改正の趣旨を周知するとともに、改正後の農地等の権利移動許可制度の適正な運用が確保されるよう指導すること。
- 十 都道府県又は市町村が作成する活性化計画に記載できる事項として、農用地の保全等に関する事業を新たに位置付けるに当たっては、優良農地の確保及び農山漁村の活性化に資するよう、その周知徹底及び適切な運用を図ること。
- 十一 農地でなくなった土地を農地に復旧することは極めて困難であることに鑑み、農用地の保全等のための林地化については、当該土地及び周辺の土地の状況等を考慮し、様々な政策努力を払い、その必要性を十分に検討した上で進めること。また、林地化した場合には、森林法の地域森林計画対象民有林として適切な施業が実施されるよう支援すること。
- 十二 食料安全保障の強化を図る上で農地・農業者の確保等が極めて重要であることに鑑み、地域計画の策定を基礎とした農地の集約化等、農業を担う者の確保・育成、農用地の保全等による農山漁村の活性化の取組状況とその効果を評価・検証し、その結果に基づき実効ある施策を構築すること。
- 右決議する。

### **○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）要旨**

本案は、人口の減少、高齢化の進展等により農用地の荒廃が進む農山漁村における農用地の保全等を図るため、都道府県又は市町村が作成する定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という。）の記載事項として、農林漁業団体等が実施する農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業であって、定住等及び地域間交流の促進に

資するもの（以下「農用地の保全等に関する事業」という。）を新たに位置付けることとし、当該事業の実施に必要な農林地等についての所有権の移転等を促進するための措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 活性化計画の記載事項等

活性化計画に記載できる事項として、農用地の保全等に関する事業を追加すること。また、市町村が活性化計画に記載する事業について、都道府県知事に協議し、その同意を得た場合には、農地法に基づく農地転用に係る許可、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為に係る許可、都市計画法に基づく開発行為等に係る許可等についての手続の迅速化を図るものとする。

#### 二 所有権移転等促進計画の記載事項

農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理を行う所有権移転等促進計画の対象に、農用地の保全等に関する事業を追加すること。

#### 三 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の特例

農用地の保全等に関する事業が活性化計画に記載される場合について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく認定申請に係る手続を簡略化すること。

#### 四 活性化計画の作成等に係る協議会

都道府県又は市町村は、活性化計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

#### 五 農林漁業団体等の法人化の推進

国及び地方公共団体は、農用地の保全等に取り組む農林漁業団体等の法人化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

#### 六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

#### **(附帯決議)**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議と同内容（108頁参照）

**○特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第11号）要旨**

本案は、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良の対策事業を引き続き実施することにより、法に定める所期の目的を達成するため、法律の有効期限を令和9年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

## 【経済産業委員会】

### ○貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、本邦企業の国際的な事業展開を取り巻く環境の変化に対応して、円滑な外国貿易その他の対外取引の進展を図るため、輸出入、貸付け及び海外投資に係る貿易保険の填補事由等の拡大、新たな貿易保険の創設、株式会社日本貿易保険による外国法人への出資業務の追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 業務の範囲等に係る規定の見直し

株式会社日本貿易保険の業務に、経済産業大臣の認可を受けて、貿易保険により填補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う外国法人に対する出資を行うことができることを追加すること。

#### 二 普通貿易保険の拡充

1 普通貿易保険が填補する損失として、輸出者等が輸出契約等の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（当該輸出契約等に基づく債務以外の輸出者等に対する債務に係るものを含み、輸出者等の責めに帰することができないものに限る。）等により受ける損失を追加すること。

2 普通貿易保険が填補する損失として、輸出者等が仕向国において実施される輸入の制限又は禁止等により、運賃その他の政令で定める費用を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失を追加すること。

#### 三 海外投資保険の拡充

海外投資保険が填補する損失として、海外投資を行った者が株式等（海外投資の相手方の出資（2以上の段階にわたる出資を含む。）に係る外国法人の株式等を含む。）の元本等を外国政府等により奪われたこと等により受ける損失を追加すること。

#### 四 スワップ取引保険及び信用状確認保険の新設

株式会社日本貿易保険は、スワップ取引保険及び信用状確認保険を引き受けることができるものとする。

#### 五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

#### 一 ロシアのウクライナへの侵攻及びこれに伴う経済制裁等による国際情勢の

不安定化も踏まえ、今後生じ得る様々な国際取引を巡るリスクの高まりに対応し、我が国企業が安心して対外取引を行うことができるよう、株式会社日本貿易保険における貿易保険業務の一層の充実強化に努めるとともに、政府においても更なるリスクの軽減のための適切な支援を行うこと。

二 株式会社日本貿易保険が貿易保険事業を行う外国法人への出資を行うに当たっては、出資先との連携による情報共有の強化等を通して利用者の利便性の向上を図るなど、我が国企業の海外における事業展開等に資するものとなるよう努めること。

三 株式会社日本貿易保険において、認められていない外国債の保有及び保険料の誤徴収があったことを踏まえ、貿易保険業務を適切に行うための法令遵守意識の向上及び組織・人員等の体制整備に引き続き努めるとともに、政府においても適切に監督を行うこと。

## **○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）要旨**

本案は、第6次エネルギー基本計画等を踏まえ、我が国のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に安定的なエネルギー供給を確保するため、省エネルギーの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正

1 エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加し、エネルギー全体の使用の合理化を図ること。

2 工場等で使用するエネルギーについて、化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換を図り、一定規模以上の事業者に対して非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求めること。

二 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正

1 水素等を非化石エネルギー源として位置付け、その利用を促進すること。

2 二酸化炭素回収・貯蔵技術を備えた火力発電を法律上位置付け、その利用を促進すること。

三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の名称を独立行政法人エネ

ルギー・金属鉱物資源機構と改め、その業務について次のとおり見直しを行うこと。

- 1 洋上風力発電のための地質構造調査等の業務を追加すること。
- 2 出資・債務保証業務の対象に水素等の製造・液化等や貯蔵等を追加すること。
- 3 出資・債務保証業務等の対象に二酸化炭素回収・貯蔵事業及びそのための地層探査を追加すること。
- 4 出資・債務保証業務の対象に国内におけるレアメタル等の選鉱・製錬を追加すること。

#### 四 鉱業法の一部改正

レアアースを鉱業法の適用を受ける鉱物に追加すること。

#### 五 電気事業法の一部改正

- 1 発電所の休廃止について、「事後届出制」を「事前届出制」に改めること。
- 2 蓄電池を電気事業法上の発電事業に位置付け、系統への接続環境を整備すること。

#### 六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 我が国が国際的に約束した2050年カーボンニュートラルや2030年度温室効果ガス排出量削減目標の達成、また気候変動に関する政府間パネルの報告への対応等に向けて、更なるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の一層の促進等に必要な技術開発や支援措置等にできるだけ早急に取り組むこと。また、太陽熱や廃熱等も含め、大規模投資や長期間のリードタイムが不要な既存のエネルギー源等の活用の在り方についても積極的に検討を進めること。
- 二 ロシアによるウクライナ侵略及びこれに伴う経済制裁等を踏まえ、我が国のエネルギー安全保障の確保、我が国産業や国民経済に必要な資源・エネルギーの安定供給及び価格の抑制に全力で取り組むこと。

とりわけ、電力需給逼迫の常態化や電力コストの高騰など安定的で効率的な電力需給基盤の先行きに懸念が生じている現状に鑑み、喫緊の措置として、再生可能エネルギーその他国内で稼働可能な電源の最大限の活用により当面

の電力供給の確保のための実効性のある施策を講ずること。

併せて、事業者に対する支援等を通じて、資源・エネルギーの調達先の一層の多角化及び適切なポートフォリオによる化石燃料の安定調達に努めるとともに、代替資源の研究開発支援、再生可能エネルギー等の一層の導入促進、蓄電池の活用、地域間連系線の整備や大規模発電施設に偏らない小規模分散型電源への転換促進への支援、我が国海域における鉱物資源の開発及び事業化支援等による資源・エネルギーの自給率の向上に向けた実効性のある取組等を総合的かつ早急に進めること。

三 電力自由化の下での我が国全体の供給力確保に対しては国が最終的な責任を負うべきであることに鑑み、中長期的に必要な規模の電源の維持・確保に向け、容量市場について、その制度目的に照らし不十分な点や改善すべき点がないか検証しつつ、その安定的で着実な運用を図るとともに、電力自由化の下での安定供給とカーボンニュートラルの両立に資する投資環境を早急に整備すること。併せて、発電所休廃止に係る事前届出制の運用に当たっては、休廃止を行おうとする事業者の自律的で合理的な経営判断を最大限尊重すること。

四 揚水発電は、電力需要変動に対する調整機能や再生可能エネルギーの出力制御の抑制等に有用であることに加え、災害等により他の発電方式が十分活用できない場合の電力供給源として極めて重要な役割を果たしていることを踏まえ、揚水発電の最大限の活用及び維持開発が図られるよう、必要な制度措置の検討を早急に進めること。

五 水素・アンモニアについては、その特性に応じ、エネルギー効率及び経済性に配慮しつつ、用途毎の利用の在り方を明確にして活用するよう努めること。また、今後の再生可能エネルギーの導入状況や技術開発の進展状況、製造コスト等の観点から不断に検討を加え、できるだけ早期に温室効果ガスの排出を可能な限り抑えた製造方法等への移行を進めること。

六 大きなポテンシャルを有する営農型太陽光発電の導入拡大に向けて、政府においても逐次その状況を把握し、引き続き、関係省庁で連携して、導入促進のため必要な措置を講ずるよう努めること。

七 「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」の出資・債務保証の範囲拡大に伴う業務の実施に当たっては、多額の国費を用いるものであることを踏まえ、我が国に必要な資源・エネルギーを確保するための支援措置の有効性及び効率性に十分に配慮するよう留意すること。



八 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針の策定に当たっては、気候変動対策及びサステナビリティに関する国際的な議論及び動向を踏まえ、市場メカニズムを通じた民間企業による企業価値と競争力を高めるための経営判断及び自助努力による取組に十分に配慮すること。

また、特定事業者等、特定輸送事業者及び特定荷主等による非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成に当たっては、サステナビリティに関する基準やE S G評価への対応のために作成している計画の活用を可能とするなど、その負担を最小限に留めるよう配慮すること。

さらに、主務大臣によるエネルギーの使用の合理化、非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化のための指導及び助言に当たっては、民間企業におけるサステナビリティに関する基準やE S G評価への対応と整合を図り、その普及拡大に資するよう努めるとともに、サプライチェーン全体による取組や再生可能エネルギーの卸売市場の活用といった経営判断を尊重すること。

併せて、取組の評価に際しては、エネルギー使用の合理化にかかる年1%という基準の妥当性について現実に即した不断の見直しの議論を行いつつ、実質的にエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の効果が高い場合は高評価が得られるようにするとともに、評価結果に基づく罰則の適用や低評価の結果公表は慎重に行い、高評価の結果を積極的に開示するなど、事業者にインセンティブを与える措置を積極的に講ずること。

## ○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）要旨

本案は、産業保安分野における技術革新の進展及び保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請等の環境変化に対応し、産業保安規制体系の転換を図るため、高度な情報通信技術を活用した保安の促進、ガス事業者間の災害時の連携強化、小規模な太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し、カーボンニュートラルの実現に向けた燃料電池自動車に係る保安規制の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 高圧ガス保安法の一部改正

- 1 燃料電池自動車等について高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に規制を一元化すること。

- 2 高度な情報通信技術を用いて自立的に高度な保安を確保できる高圧ガス製造事業者について、「認定高度保安実施者」として規制の特例を設けること。

## 二 ガス事業法の一部改正

- 1 高度な情報通信技術を用いて自立的に高度な保安を確保できるガス小売事業者等について、「認定高度保安実施ガス小売事業者」等として規制の特例を設けること。
- 2 一般ガス導管事業者は、災害時における事業者間の連携に関する計画を策定し、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

## 三 電気事業法の一部改正

- 1 小規模な太陽光・風力発電設備を「小規模事業用電気工作物」と位置付け、設備の設置者の基礎情報の届出、技術基準への適合維持及び使用前の自己確認等を義務付けること。
- 2 一定の風力発電設備について、経済産業大臣の登録を受けた民間の専門機関である「登録適合性確認機関」が技術基準の適合性を確認する制度を設けること。
- 3 高度な情報通信技術を用いて自立的に高度な保安を確保できる事業用電気工作物の設置者について、「認定高度保安実施設置者」として規制の特例を設けること。

## 四 情報処理の促進に関する法律の一部改正

保安に係るサイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた場合等における原因究明調査を独立行政法人情報処理推進機構の業務に追加すること。

## 五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 本改正が産業保安分野におけるこれまでの事前規制を中心とする規制体系から新たな規制体系への転換を図るものであることを踏まえ、改正事項の運用に当たっては、公衆及び保安作業者に対する安全の確保を大前提とし、我が国の産業保安水準の更なる高度化と持続的な向上を図るために必要な措置について不断に検討を行うこと。
- 二 高圧ガス、都市ガス及び電気事業の各分野における「認定高度保安実施事

業者」の認定及び安全管理検査の特例等の運用に際しては、中小事業者であっても電気・ガス等の安定供給に必要な保安の実施、大規模災害等に対する迅速な設備復旧並びに公衆及び保安作業者の安全確保を可能とするための人材・技術基盤を確立することができるよう、保安分野におけるテクノロジーの活用方法及び自律的な検査の実施方法等の周知徹底、技術開発への支援等を通して、我が国全体の産業保安の水準が確保されるために必要な実効性ある措置を講ずること。

三 スマート保安の推進に当たっては、テクノロジーの活用と人が担うべき保安とを相互に連携・融合させつつ、より高度で強靱な保安管理体制を目指すものとし、デジタルトランスフォーメーションも見据えた専門人材の活用、熟練した技術者による中央・地方の事業者に対する技術伝達の促進、若年層にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援等の取組を進め、保安人材の持続的な育成・確保に万全を期すこと。

四 ガスに係る災害発生時の事業者の連携体制に関して見直しを行い、災害時対応に参画するガス小売事業者についてはその適格性を確認し、技術向上への支援とともに、連携の在り方や役割分担等について検討するなど、より適切な保安体制で災害時対応を実施することができるよう引き続き検討を行うこと。

五 太陽光発電及び風力発電に係る小出力発電設備に対する規制の見直しにより、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて有意義な小出力発電設備の導入が必要以上に抑制されることのないよう、再生可能エネルギーの導入と規制の実施とのバランスの取れた運用の在り方について引き続き検討を行うこと。

また、基礎情報等の届出手続については、設置者の負担を軽減するとともに、事務処理の効率化を図るため、可能な限りのデジタル技術の活用に努めること。

さらに、再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて立入検査等を通して十分に監視し、その是正・改善に努めること。併せて、いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止、安全規制や立地規制等の法令遵守の徹底等に努めるとともに、改正事項の趣旨・内容について、再生可能エネルギー発電事業者及び地域住民・地方自治体等に対し、十分に周知徹底及び情報提供等を行うこと。

## 【国土交通委員会】

### ○令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、令和9年に開催される国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 博覧会協会の指定等

- 1 主務大臣は、博覧会の準備及び運営等の業務（以下「博覧会業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を、博覧会協会として指定できること。
- 2 博覧会協会は、毎事業年度、博覧会業務に係る事業計画書等を作成し、主務大臣に提出しなければならないこと。
- 3 主務大臣は、博覧会協会に対し、博覧会業務に関し監督上必要な命令をすること等ができること。

#### 二 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置

- 1 国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができること。
- 2 国は、博覧会協会が博覧会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、博覧会協会に対し、無償で使用させることができること。
- 3 博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができること。
- 4 博覧会業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの等を円滑かつ効果的に行うため、博覧会協会の要請に応じて国の職員を博覧会協会に派遣することができること。

#### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

## ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、所有者不明土地の管理の適正化を図ることを追加すること。
- 二 所有者不明土地の利用の円滑化のための措置

- 1 地域福利増進事業及び土地収用法の特例の対象となる特定所有者不明土地として、所有者不明土地のうち、その利用が困難であり、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物として建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況、建築時からの経過年数その他の事情を勘案して定める基準に該当するものが存する土地を追加すること。
- 2 地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる地域福利増進事業の対象に、備蓄倉庫等の災害対策に関する施設を整備する事業及び再生可能エネルギー発電設備を整備する事業を追加すること。
- 3 都道府県知事による地域福利増進事業に係る裁定申請書等の縦覧期間を、6月間から2月間に短縮すること。
- 4 地域福利増進事業のための土地等使用権の存続期間について、民間事業者が購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を整備する事業については、その上限を現行の10年から20年に延長すること。

- 三 所有者不明土地の管理の適正化のための措置

- 1 所有者による管理が実施されておらず、かつ、引き続き管理が実施されないことが確実であると見込まれる所有者不明土地（以下「管理不全所有者不明土地」という。）について、周辺の土地における災害等の発生の防止のための市町村長による勧告、命令、代執行制度を創設すること。
- 2 管理不全所有者不明土地等について、民法の規定において利害関係人に限定されている管理不全土地管理命令等の請求を市町村長ができること。
- 3 都道府県知事及び市町村長は、勧告等を行うため当該勧告等に係る土地の土地所有者等の探索のために必要な土地所有者等関連情報の利用及び提供を行うことができること。

- 四 市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する計画の作成及び同計画の作成等に関する協議等を行うための所有者不明土地対策協議会の設置ができること。

- 五 市町村長は、所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うこ

とを目的とする法人を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定することができること。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 再生可能エネルギー発電設備は、環境や景観への悪影響、土砂災害の要因になることも危惧されることから各地で住民とのトラブルも起きていることを踏まえ、地域福利増進事業の対象事業として追加するに当たっては、防災用の非常電源や住民参加の地産地消に資する発電設備等に限定するなど、真に地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資するものとなるようその要件を厳格に定めること。また、当該設備の整備後においても適切な運用がなされるよう、関係省庁の連携の下、継続的な確認等の必要な措置を講じること。
- 二 特定所有者不明土地の範囲が朽廃した空き家等の建築物の存する土地に拡大することを踏まえ、地域福利増進事業等が円滑に行われるよう、建築物の除却に係る費用について、市町村等に対する必要な財政的支援を検討すること。
- 三 災害等の発生を防止するため、管理不全の所有者不明土地に対する市町村長による代執行制度が創設されることに伴い、その執行が適時適切に行われるよう、ガイドラインの作成、制度の周知徹底等を行うとともに、必要な財政的支援を検討すること。
- 四 所有者不明土地等の地域における課題がある土地への対応を実効的なものにするため、市町村が所有者不明土地対策計画の作成等のために組織することができる協議会において、宅地建物取引業者、司法書士、土地家屋調査士等の専門家の積極的な活用が図られるよう取り組むこと。
- 五 地域における所有者不明土地等の利用、管理の担い手となることが期待される、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の活動が円滑に行われるよう、ノウハウの共有や必要な情報提供等を図るとともに、税制上の特例措置等を検討すること。
- 六 地域福利増進事業の活用実績及び国土交通省職員の派遣の要請が少ない状況等を踏まえ、法に基づく所有者不明土地の利用の円滑化等の措置の活用が促進されるよう、地方公共団体や民間事業者に対して、地域福利増進事業等

の制度の周知をより一層図ること。

## ○自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第36号)(参議院送付) 要旨

本案は、自動車事故による被害者の保護の増進及び自動車事故の発生の防止を一層図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 自動車損害賠償保障法の一部改正

- 1 この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立するとともに、これを補完する措置を講ずることにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とすること。
- 2 指定紛争処理機関による紛争処理に対する時効の完成猶予効の付与等を行うこと。
- 3 自動車事故対策事業の創設
  - (一) 政府は、自動車事故対策事業として、自動車損害賠償保障事業及び被害者保護増進等事業を行うこと。
  - (二) 政府は、被害者保護増進等事業として、被害者の保護の増進を図るために必要な業務及び自動車事故の発生の防止を図るために必要な業務を行うこと。
  - (三) 国土交通大臣は、被害者保護増進等事業の安定的かつ効果的な実施を図るため、被害者保護増進等計画を作成すること。
  - (四) 保険会社等は、自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため、政令で定める金額を、自動車事故対策事業賦課金として政府に納付しなければならないものとする。

### 二 特別会計に関する法律の一部改正

- 1 自動車安全特別会計は、自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に関する政府の経理を明確にすることを目的とし、同特別会計は、自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定に区分すること。
- 2 自動車事故対策勘定においては、この法律の規定により同勘定に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額(自動車事故対策計画に基づく交付等に係るものに限る。)に相当する金額をもって基金とすること。
- 3 自動車事故対策勘定においては、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金

が生じた場合、当該剰余金のうち、被害者保護増進等計画を安定的に実施するために必要な金額を積立金として積み立てるものとする。

三 この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行すること。

### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 財務大臣及び国土交通大臣は、財源の枯渇を招いた原因と現状を含め、自動車ユーザーの納得を得るべく説明責任を果たすとともに、被害者支援対策・事故防止対策の維持に責任を果たすこと。また、繰入金残額の約6,000億円全額を被害者支援対策・事故防止対策が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう、令和3年12月の新たな大臣間合意を最低限遵守し、一般会計から早期かつ着実に繰り戻す措置を講ずること。
- 二 新たな賦課金制度の導入に当たっては、被害者支援対策・事故防止対策に係る取組の現状及び課題について積極的に情報を発信し、その必要性について丁寧な説明を行うなど自動車ユーザーの理解が得られるよう努めること。また、その具体的な負担額の水準の決定に当たっては、一般会計からの繰戻し額を踏まえて、「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」において、中立的な第三者を交えた議論の結果を考慮して、自動車ユーザーの負担を極力抑えるよう努めること。
- 三 今後、追加・拡充される被害者支援対策・事故防止対策として実施すべき施策については、新たな賦課金を求めることとする以上、施策決定過程の「見える化」を行い、実施内容を精査すること。特に、各施策の費用対効果等に関する事前及び事後の検証については、用途を明らかにした上で、自動車事故被害者、その家族及び遺族団体その他関係団体などの意見を踏まえ、第三者による客観的な視点で、毎年実施すること。また、未成年者及び高齢者を対象とする事故防止対策を強化すること。
- 四 被害者支援対策については、自動車事故被害者、その家族及び遺族等が求める支援のニーズが、事故直後の専門的な治療・リハビリの機会の充実のみならず、介護者なき後の被害者の生活支援、高次脳機能障害への対応、就労支援、遺族の精神的ケアなど長期的なものに関しても高まっていることから、これらの充実を図ること。特に、希望した在宅重度後遺障害者が、グループホーム等障害者支援事業所への入所を含め、必要とする障害福祉サービスを円滑に受けられるよう、十分な体制を整備すること。また、短期入院・入所



協力の充実を図ること。

- 五 被害者支援対策の実施に支障を来すことのないよう、療護施設等の老朽化対策、防災対策を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の充実・強化に努めること。
- 六 自動車の検査時期について使用者の認識を向上させるための措置等、無車検車、無保険車の排除のための適切な措置を早急に講ずること。
- 七 自動車事故対策勘定の積立金については、一定期間引き続き経常的な歳出の一部に充てることにより、自動車ユーザー負担の抑制を図ることとするが、将来的な自然災害などの非常時等に備えた臨時的な歳出の財源に充てるために必要な規模は常に確保すること。
- 八 自動車事故対策勘定における積立金の運用状況が大幅に改善される等の環境変化が生じた場合は、賦課金水準の引下げを図るなど、自動車ユーザーの負担軽減を行うこと。また、自動車安全特別会計の各勘定における剰余金の取扱いについては、今後、他会計への繰入れを行わないこと。
- 九 自動車ユーザーの負担による賦課金によって被害者保護増進等事業が行われることを踏まえて、独立行政法人自動車事故対策機構は、事業全般の精査・見直しを行い、機構の運営体制を効率的なものとし、管理業務の簡素化等を図ること。

## ○航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）要旨

本案は、航空分野における脱炭素化の推進のための所要の措置及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた航空運送事業者への支援を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 航空法の一部改正

- 1 航空法の目的として、航空の脱炭素化を推進するための措置を講ずることを追加すること。
- 2 国土交通大臣は、航空の脱炭素化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めること。
- 3 本邦航空運送事業者は、単独で又は共同で、航空運送事業の脱炭素化の推進を図るための計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができること。
- 4 国土交通大臣及び航空運送事業を経営する者、空港等の設置者その他の関係者は、航空の脱炭素化に関し相互に連携を図りながら協力しなければ

ならないこと。

- 5 国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針に令和3年度の料金減免の内容等に関する事項を定めた場合において、令和5年3月31日までの間に料金減免を行うときは、当該事項を令和3年度及び令和4年度の料金減免の内容等に関する事項に変更するとともに、定期航空旅客運送事業者は、航空運送事業基盤強化計画に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため必要とされる設備投資に関する事項についても記載すること。

## 二 空港法の一部改正

- 1 空港法の目的として、空港の脱炭素化を推進するための措置を講ずることを追加すること。
- 2 国土交通大臣である空港管理者は、その管理する空港の脱炭素化の推進を図るための計画（以下「空港脱炭素化推進計画」という。）を作成することができること。また、国土交通大臣以外の空港管理者は、空港脱炭素化推進計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができること。
- 3 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化推進計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。
- 4 国は、空港の脱炭素化のための事業（以下「空港脱炭素化推進事業」という。）の用に供するため、行政財産を2の国土交通大臣が作成した空港脱炭素化推進計画又は国土交通大臣以外の空港管理者が作成して国土交通大臣の認定を受けた空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に貸し付けることができることとし、当該貸付けの期間は30年以内とすること。

- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## ○宅地造成等規制法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）要旨

本案は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）による災害を防止し、国民の生命及び財産の保護を図るため、当該災害の防止に関する国土交通大臣及び農林水産大臣による基本方針の策定、都道府県等（都道府県、指定都市又は中核市）による当該災害の防止のための対策に必要な基礎調査の実施、現行の宅地造成工事規制区域制度における規制対象の

工事の拡大及び中間検査の新設、特定盛土等規制区域制度の創設、無許可工事等に対する罰則の強化等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改めるとともに、目的に、宅地造成に加え、特定盛土等及び土石の堆積について災害防止の規制の対象に追加すること。
- 二 国土交通大臣及び農林水産大臣は、宅地造成等に伴う災害の防止に関する基本方針を定めなければならないこと。また、都道府県等は基本方針に基づき、宅地造成等に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行うこと。
- 三 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域
  - 1 都道府県知事等（都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長）は基礎調査を踏まえ、宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域等を宅地造成等工事規制区域として指定できること。また、宅地造成等工事規制区域外の土地の区域であって、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害によって、居住者の生命等に危害を生ずるおそれが特に大きい区域を特定盛土等規制区域として指定できること。
  - 2 宅地造成等工事規制区域内で行われる宅地造成等又は特定盛土等規制区域内で行われる特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事について、工事主は、一定の場合を除き、当該工事に着手する前に都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。また、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について許可を受けた者は、一定の場合を除き、中間検査及び完了検査を受けなければならないこと。
  - 3 宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の公共施設用地を除く土地の所有者等は、宅地造成等（特定盛土等規制区域内にあつては、特定盛土等又は土石の堆積）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならないこと。また、都道府県知事等は、災害防止のため必要なときは、土地所有者等に加え、当該宅地造成等を行った工事施工者等の原因行為者に対しても是正措置を命令することができること。
- 四 罰則について、所要の規定を設けること。
- 五 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## (修正要旨)

政府は、この法律の施行後5年以内に、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域以外の土地における盛土等の状況その他この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、盛土等に関する工事、土砂の管理等に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の検討条項に修正すること。

## (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を円滑に進められるよう、基本方針、政省令等の案をできるだけ早く都道府県等に示すとともに、具体的な盛土計画がある地域を含め基礎調査の予備的な調査を施行日前に実施するよう促し、また、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査の結果の活用を検討し、基礎調査の早期完了を目指すこと。さらに、これらに必要な財政的支援を検討するとともに、専門的知識を有する職員が不足する地方公共団体への技術的支援のため、地方整備局等に配置する担当職員の増員等、支援に係る体制の整備に努めること。
- 二 盛土等に伴う災害から生命及び財産を守るという目的の重要性に鑑み、想定外の災害が発生しないよう、盛土等に伴う災害のリスクがある区域については、関係行政機関の適切な連携により、的確に規制区域の指定がされるようにすること。規制区域の指定の際に、都道府県等が適切に業務を行うことができるよう、きめ細かなガイドラインの策定や地方公共団体に対する必要な助言等の支援に努めること。
- 三 本法により、地方公共団体は、規制区域の指定や行政代執行等、難しい判断が求められることから、負担の軽減を図るため、必要に応じ有識者等から意見を聴くよう促すこと。
- 四 都道府県は、市町村が有する地形、地質、盛土等に関する情報の共有を図る等市町村との連携を図るよう促すこと。また、工事主が許可の申請を行う際に必要となる説明会等において住民等から出された要望等を踏まえ、周辺環境に十分に配慮した工事が行われるよう取り組むこと。
- 五 盛土等による災害防止のため、規制区域内において、都道府県知事等による勧告、改善命令及び行政代執行が適時適切に実施されるよう、既存不適格である特定盛土等を含め、いかなる基準を満たせば対象となるのかをガイド

ライン等で明確に示すこと。また、行政代執行に係る必要な財政的支援を検討すること。

六 工事許可の技術的基準の策定に当たっては、現行の基準にとらわれることなく、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等で起きた滑動崩落が起きないことを担保できる厳格な基準とすること。また、宅地造成のための盛土等、建設残土の一時保管のための盛土等、開発のための森林の形質の変更等多様な現場実態やリスクに見合った具体的な基準にすること。

七 都道府県知事等による不適切な盛土等の早期発見に資するため、都道府県知事等が地域住民、関係市町村長等から盛土等に関する情報の提供を得られやすい体制の整備を推進すること。また、警察による違法な盛土等の取締りの実効性を高めるため、体制の整備、関係機関との連携等を強化すること。

八 近年増加が懸念される所有者不明土地においても不適切な盛土等が発生しないよう、関係行政機関が連携し適切な措置を講じること。

九 建設残土の搬入及び搬出について、定期的の実態把握を行うとともに、建設発生土の工事間利用に係るマッチングを推進すること。また、公共工事や民間工事を問わず、可能な限り指定利用等を促すこと。さらに、必要な残土処分場の確保のため、行政による施設確保を含め残土処分場の適正な確保のための方策を検討すること。

十 工事主及び工事施工者が建設工事の施工に当たり、できるだけ建設発生土の発生を抑制するよう、設計・工法の改善や場内利用の促進を図ること。

十一 本法の今後の施行状況等を踏まえ、盛土等に関する工事に携わる優良な事業者が評価される仕組みについて検討すること。

十二 本法の今後の施行状況、関連する法令の運用状況等を踏まえ、本法の規制区域外における規制の在り方並びに大規模な工事から発生した土砂等の管理を適正に行うためのトレーサビリティ制度及び自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場が確保されるための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を検討すること。

十三 不適切な盛土等による災害を防止するため、本法と砂防法、森林法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を所管する関係府省庁との連携や調整を密に行うこと。また、主務大臣である国土交通大臣と農林水産大臣の権限と責任を明確にすること。

## ○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）要旨

本案は、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び建築物における木材の利用の更なる促進を図ることにより、我が国における脱炭素社会の実現に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正

- 1 題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改めるとともに、目的に建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ることを追加すること。
- 2 一定の適用除外を除く全ての建築物について、建築主が建築をしようとするときは、当該建築物（増改築の場合は、当該増改築部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないこと。
- 3 市町村が作成する計画において定める建築物再生可能エネルギー利用促進区域において、一定の場合を除き建築士はその設計に係る建築物に設置できる再生可能エネルギー利用設備について建築主に説明しなければならないとし、また、二の四の建築物の高さ等の制限に係る特例許可制度の適用についての特例措置を講じること。

### 二 建築基準法等の一部改正

- 1 建築主は、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超える木造建築物を建築しようとする場合等においては、建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないこと。
- 2 耐火建築物は、その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がない部分以外の部分が耐火構造である建築物等をいうこと。
- 3 地階を除く階数が3である木造建築物であつて、高さが13mを超え、16m以下であるもの等の構造方法は、簡易な構造計算である許容応力度計算等で確かめられる安全性を有するものでよいこと。あわせて、一級建築士の業務独占範囲を縮小すること。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が許可したものの建築物の高さ、容積率又は建蔽率は、その許可の範囲内において、法の規定等による限度を超えるものとするができること。
- 5 既存不適格建築物に関する制限の合理化等を行うこと。

### 三 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅のエネルギー消費性能の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 省エネ基準の適合義務制度の対象が住宅を含む原則全ての建築物に拡大されることに伴い、国民に大きな影響が及ぶことを踏まえ、住宅・建築物の省エネ性能の向上の必要性及び本法に盛り込まれた制度等の内容をわかりやすく説明し、本法が円滑に施行される環境を整備すること。
- 二 省エネ基準の適合義務制度の対象の拡大による市場の混乱が生じないように、十分な準備期間を置き、中小工務店向けの講習会の実施等による関係事業者等の省エネ基準や省エネ技術に係る習熟度向上に対する支援の充実を図ること。
- 三 2030年度以降新築される住宅・建築物について、Z E H・Z E B基準の水準の省エネ性能の確保を図るため、大手住宅事業者が担う住宅トップランナー基準によって省エネ性能の一層の向上を推進するよう国として促すとともに、財政上及び税制上の支援措置について検討すること。
- 四 建築物の利用者に対して省エネ性能に関する情報提供を行い、省エネ性能の高い建築物が選択される市場環境を整備するため、省エネ性能表示制度の活用を推進しその実施状況を見ながら表示制度義務化の検討を行うとともに、告示に従っていない場合の勧告が適切に行われるよう、勧告を行う基準を明確にすること。
- 五 既存の住宅・建築物の省エネ改修を更に促進するため、住宅金融支援機構による融資制度等に関する情報の積極的な提供を促すこと。また、低所得世帯の家計に占める光熱費負担割合の高さや断熱性能の低い住宅に住むことによる健康リスクが大きいことに鑑み、既存の賃貸住宅への断熱改修の目標を設定するとともに、既存ストックの更なる性能向上に向け、財政上及び税制上の一層の支援措置を検討すること。
- 六 既存の住宅・建築物の省エネ改修等を推進するに当たり、悪質な事業者による詐欺的な事件を防止し、消費者が安心して省エネ改修等を行うことがで

- きる環境を整備するため、関係法令の適切な執行や相談窓口の消費者への周知等の総合的な対応策を強化し、関係府省庁等が一体となって実施すること。
- 七 伝統的構法による木造建築物の建築に支障が生じないように、気候風土適応住宅に係る所管行政庁による地域の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた要件設定を促進するとともに、引き続き規制の合理化に向けてその在り方について検討を進めること。
- 八 市町村による建築物再生可能エネルギー利用促進区域の設定が効果的かつ適切になされるよう、市町村に対し、必要となる情報の提供を行うとともに、助言等支援を行うこと。
- 九 建築物再生可能エネルギー利用促進区域について、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進区域等と密接な連携を行い、各府省庁がそれぞれ行う再生可能エネルギー導入促進策を優先的に適用するなど関係府省庁横断的な政策の推進を行うこと。
- 十 建築確認等における審査省略制度（4号特例）の対象が大幅に縮小されることにより、事務等に混乱が生じることがないように、デジタル化の推進等の申請側及び審査側双方の負担軽減に資する必要な措置を講ずること。
- 十一 安全性の確保を前提としつつ、中大規模建築物の木造化や混構造等の部分的な木造化による木材活用の推進に資するよう、建築基準法に係る技術的基準を適切に定めること。また、最近の建築資材の価格高騰等に鑑み、国産材の安定供給に向けた木材供給事業者と工務店等の連携促進の取組を推進すること。
- 十二 公共建築物に加え、民間建築物の木造化を一層推進するため、建築基準法に基づく適切な技術的基準を制定するとともに、財政上、税制上及び金融上の一層の支援措置を検討すること。
- 十三 建築物の省エネ性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものの容積率、建蔽率又は建築物の高さの制限に係る特例許可制度について、恣意的な運用が行われないよう、国土交通省令で定める内容は明確にすること。また、当該特例許可制度が適用されるのは許可された箇所のみとすることを徹底し、その他の箇所には適用されないようにすること。



## 【環境委員会】

### ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、都道府県及び市町村が温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 二 株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）は、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」という。）に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする株式会社とすること。
- 三 政府は、常時、機構が発行している株式の総数の2分の1以上に当たる数の株式を保有していなければならないこととすること。
- 四 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととすること。
- 五 機構に、脱炭素化委員会を置くこととし、同委員会は、対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定等を行うこととすること。
- 六 機構は、その目的を達成するため、対象事業活動支援の対象となった事業者に対する出資、基金の拠出及び資金の貸付け、対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣及び助言等の業務を営むものとする。
- 七 環境大臣は、機構が対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定めるものとする。
- 八 機構は、環境大臣がこの法律の定めるところに従い監督することとすること。
- 九 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとすること。

## (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 地方公共団体による温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を策定及び実施するための費用への財政措置に当たっては、地方公共団体ごとの地理的条件や気象条件等の特性に応じたきめ細かな支援を行うように努めること。また、地方環境事務所の体制を充実させるとともに、専門的な人材が不足している地方公共団体への支援を強化すること。
- 二 株式会社脱炭素化支援機構が我が国における脱炭素社会の実現に向けた公的な役割を担っていることに鑑み、外国資本の株式保有の比率が高いものにならないよう、政府は責任をもって監督すること。
- 三 株式会社脱炭素化支援機構の役員等の選任に当たっては、適材適所を徹底し、公務員の新たな天下りの手段との疑念を持たれないよう、その運用に万全を期すとともに、株式会社脱炭素化支援機構が投資対象に関する専門的知見を備えたものとなるよう、投資に関する豊富な経験や知見等を有する人材を確保すること、また、人材の育成に当たって必要な措置を講じること。
- 四 事業年度ごとの業務実績評価の公表に加えて、株式会社脱炭素化支援機構に対し、出融資決定時における適切な情報開示や、実行後における当該出融資の適切な評価、情報開示を継続的に行うことを求めることを通して国民に対する説明責任を果たすように努めること。
- 五 株式会社脱炭素化支援機構による資金供給が、民間資金の呼び水の役割を果たしつつ民業補完に徹するものとなるよう、脱炭素化に資する事業に係る資金の需要、資金供給の状況等の把握を的確に行うように努めるとともに、一部の官民ファンドが多額の累積損失を生じさせていることに鑑み、株式会社脱炭素化支援機構による出融資においては、全体として長期収益性を確保し、脱炭素化に有益な出資案件を見出していく規律ある運営がされるよう、政府は責任をもって監督すること。
- 六 株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業の選定が国産技術の活用促進等も視野に入れて戦略的に行われるように努めるとともに、営農型太陽光発電など再生可能エネルギーの導入拡大の切り札となる事業の形成が戦略的に進むよう、地域の理解を促進するための助言などソフト面の支援の充実強化に努めること。
- 七 支援対象事業の選定において、収益性や政策性のみならず、地域の環境へ

の配慮という視点も重視し、支援対象事業が原因のトラブルを発生させることがないよう、株式会社脱炭素化支援機構に対し、地域との共生を確保することを求めること。また、全国の再生可能エネルギー事業等の地域における導入に当たっての課題を十分に把握すること。さらに、地域の金融機関と積極的に情報交換を図ること。

八 株式会社日本政策投資銀行のグリーン投資促進ファンド等が既に脱炭素分野への既存の資金供給を行っていることに鑑み、株式会社脱炭素化支援機構との相乗効果を発揮する連携が実現するように努めること。

九 附則第4条に定める施行後10年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の施行状況について検討を行うとともに、検討の結果を踏まえ、適宜適切に見直しの措置を講ずること。

十 地球温暖化対策に関する環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めること。

### **○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）要旨**

本案は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策を強化するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 主務大臣及び国の関係行政機関の長並びに地方公共団体の長は、特定外来生物の生息又は生育の状況等に関する情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員等に、他人の土地等に立ち入り、調査を行わせることができるものとする。

二 物品の輸入時の検査対象を土地や施設にも拡充するものとする。

三 都道府県が行う防除等について、国の確認手続を不要とするものとする。

四 特定外来生物のうち、国内に広くまん延した場合には著しく重大な生態系等への被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、緊急に検査、防除等を行う必要があるものを「要緊急対処特定外来生物」として指定する制度を創設するものとする。

五 要緊急対処特定外来生物に係る検査や検査対象の移動禁止や消毒の命令等を規定するものとする。

六 今後新たに指定される特定外来生物の一部について、当分の間、その種の状態に応じ、政令で規制の一部を適用除外できる特例を設けるものとする。

と。

七 国、地方公共団体、事業者及び国民に関する責務規定を創設するものとする  
ること。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範  
囲内において政令で定める日から施行するものとする。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきであ  
る。

- 一 本法において、ヒアリ等への対策が強化され、国と地方公共団体による防  
除体制が明記されることから、それに係る人員体制の確保及び財政上の措置  
等必要な措置を講じながら、国と地方公共団体の緊密かつ積極的な連携を図  
るよう努めること。また、外来生物対策に係る科学的知見の充実を図るとと  
もに、特にヒアリ類をはじめとした特定外来生物の効果的かつ実用的な防除  
手法の研究・開発を推進すること。
- 二 水際対策において最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強  
化のため、国際連携の強化を進めること。
- 三 特定外来生物等の指定について、新たな被害実態や科学的知見が明らかにな  
った場合に対応できるよう、指定を迅速に検討する体制を確保すること。
- 四 特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実  
態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連  
携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、  
特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の  
指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること。
- 五 アメリカザリガニやアカミミガメは、既に広く一般に飼育されている状況  
を鑑み、特定外来生物への指定を検討する場合には、野外への放出を防ぐた  
め、新たな規制内容を広範に周知するなど、学校教育等の機会も捉えつつ、  
外来種問題について普及啓発を一層強化すること。また、こうしたアメリカ  
ザリガニやアカミミガメの飼育を通常の特定期間と同様に制限しない場  
合には、生態系等に係る被害が生ずるおそれを解消することができないこと  
から、無責任な飼育をなくす方向に誘導すること。
- 六 アカミミガメは寿命が非常に長く、その間に飼育者の世代交代が起こること  
が考えられることから、そのような場合でも、飼育者が野外への放出を行  
うことがないよう、まずは飼育者が責任を持って対応した上で、国と地方公

共団体も連携して必要な措置を講ずることにより、生態系等に係る被害の防止を図ること。

### **○石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第37号）要旨**

本案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特別遺族弔慰金等の請求期限を10年延長し、施行前死亡者の遺族については石綿による健康被害の救済に関する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から26年、未申請死亡者の遺族については当該未申請死亡者の死亡の時から25年を経過するまでとすること。
- 二 特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期を10年延長し、施行日から20年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものについても、支給の対象とすること。
- 三 特別遺族給付金の請求期限を10年延長し、施行日から26年を経過するまでとすること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。

## 【安全保障委員会】

### ○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 常勤の防衛大臣政策参与、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒に支給される期末手当の支給割合を100分の162.5とすること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。
- 三 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定めること。

### ○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 防衛省設置法の一部改正  
自衛官の定数を改めること。
- 二 自衛隊法の一部改正
  - 1 外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等を見直すこと。
  - 2 自衛隊が外国の軍隊に麻薬等を譲り渡す場合の特例を整備すること。
- 三 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正  
保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等を行うこと。
- 四 施行期日等
  - 1 この法律は、令和5年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。
  - 2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。
  - 3 関係法律について所要の改正を行うこと。

#### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 在外邦人等の輸送要件における輸送対象者となる外国人の範囲の拡大について、引き続き検討を行うこと。
- 二 使用航空機等へ同乗させることができる外国人については、人道的観点並びに我が国の国際社会における責任及び役割を果たす観点から、事前の情報収集を十分に行った上で、現場の状況判断が重視され、そのことが迅速かつ適切に外務大臣から防衛大臣への依頼につながるよう、必要な態勢を整えること。

## 【予算委員会】

### ○令和4年度一般会計予算

本予算は、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進する一方、「コロナ後の新しい社会」を見据え、成長と分配の好循環を実現するため成長戦略、分配戦略などに基づき予算を重点配分しつつ、東日本大震災を始め各地の災害からの復興・創生や防災・減災、国土強靱化等に対応するとともに、現下の国際情勢に的確に対応し、国家の安全保障の確保に必要な予算を講じるため、いわゆる「16か月予算」の考え方で、令和3年度補正予算と一体として、編成されたものである。

歳出のうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して0.7%増の67兆3,746億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を6兆6,710億円下回る36兆9,260億円で、公債依存度は34.3%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

#### 歳入

1 租税及印紙収入 65,235,000百万円

成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずるなど、所要の税制改正を行うこととしている。

2 官業益金及官業収入 50,922百万円

3 政府資産整理収入 251,716百万円

4 雑収入 5,079,641百万円

5 公債金 36,926,000百万円

(1) 公債金 6,251,000百万円

(2) 特例公債金 30,675,000百万円

6 前年度剰余金受入 53,146百万円

計 107,596,425百万円

#### 歳出

1 社会保障関係費 36,273,542百万円

(1) 年金給付費 12,764,072百万円



(2) 医療給付費	12,092,506百万円
(3) 介護給付費	3,580,257百万円
(4) 少子化対策費	3,109,416百万円
(5) 生活扶助等社会福祉費	4,175,867百万円
(6) 保健衛生対策費	475,602百万円
(7) 雇用労災対策費	75,823百万円

令和4年度診療報酬・薬価等改定等の様々な改革努力を積み重ねることにより、社会保障関係費の実質的な伸びは対前年度4,400億円程度の増加となり、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針に沿ったものになっている。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、令和元年10月の消費税率の引上げによる増収分を活用し、社会保障の充実を実施することとしている。

2 文教及び科学振興費	5,390,116百万円
(1) 義務教育費国庫負担金	1,501,467百万円
(2) 科学技術振興費	1,378,765百万円
(3) 文教施設費	74,329百万円
(4) 教育振興助成費	2,313,852百万円
(5) 育英事業費	121,703百万円

教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から、所要額を計上している。

3 国債費	24,339,285百万円
4 恩給関係費	122,149百万円
(1) 文官等恩給費	5,452百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	108,867百万円
(3) 恩給支給事務費	726百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	7,105百万円
5 地方交付税交付金	15,655,839百万円

所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額15兆9,314億円から、平成20年度、21年度、28年度及び令和元年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）等に基づき、令和4年度分の交付税の総額から減額することとされている額

2,910億円を控除し、加算することとされている額154億円を加えた額を計上している。

6 地方特例交付金 226,700百万円

交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて、地方公共団体に対し地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7 防衛関係費 5,368,725百万円

平成30年12月18日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」等を踏まえ、多次元統合防衛力の構築に向けて、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、海空領域における能力等を強化するとともに、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努めることとしている。

8 公共事業関係費 6,057,523百万円

- (1) 治山治水対策事業費 950,737百万円
- (2) 道路整備事業費 1,665,986百万円
- (3) 港湾空港鉄道等整備事業費 398,783百万円
- (4) 住宅都市環境整備事業費 729,932百万円
- (5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費 161,911百万円
- (6) 農林水産基盤整備事業費 608,052百万円
- (7) 社会資本総合整備事業費 1,397,301百万円
- (8) 推進費等 67,573百万円
- (9) 災害復旧等事業費 77,248百万円

防災・減災対策におけるソフト対策の強化や新技術の活用による老朽化対策の効率化といった観点を踏まえつつ、防災・減災、国土強靱化の取組への重点化を実施するほか、人口減少に対応した広域的なコンパクト・プラス・ネットワークの推進や生産性向上・成長力強化につながるインフラ整備を進める観点から、メリハリ付けを強化することとしている。

9 経済協力費 510,547百万円

ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10 中小企業対策費 171,267百万円

取引適正化対策や事業再生・事業承継支援に資金の重点的な配分を図る

とともに、デジタル化をはじめ生産性向上に向けた支援など、現下の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営課題に対応するために必要な額を計上する一方、中小企業・小規模事業者に対する貸出動向等を踏まえた政策金融に要する経費を減額することとしている。

11 エネルギー対策費 875,642百万円

「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12 食料安定供給関係費 1,270,121百万円

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）の基本理念として掲げられている食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために必要な経費を計上している。

13 その他の事項経費 5,834,968百万円

14 新型コロナウイルス感染症対策予備費 5,000,000百万円

今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を講じるため、計上することとしている。

15 予備費 500,000百万円

計 107,596,425百万円

## ○令和4年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等13特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、467兆2,823億9,600万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、218兆4,865億9,700万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

### 1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
51,419,136	49,955,051

歳入では、一般会計から15兆9,366億5,200万円を受け入れ、東日本大震災

復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として919億4,300万円を受け入れるほか、地方法人税については、1兆7,127億円を計上し、その全額から平成28年度地方法人税決算精算額を控除した額を地方交付税交付金の財源としている。歳出では、一時借入金の利子並びに令和3年度における借入金の償還及び利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金16兆8,906億5,600万円（うち、震災復興特別交付税929億3,900万円）を計上している。

## 2 国債整理基金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
245,791,483	245,791,483

歳入において、一般会計から24兆3,384億9,100万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から67兆9,946億円、東日本大震災復興特別会計から203億6,900万円をそれぞれ受け入れるほか、租税1,126億円、公債金149兆814億8,000万円、復興借換公債金3兆8,589億200万円、東日本大震災復興株式売却収入1,721億800万円、東日本大震災復興配当金収入39億7,200万円、運用収入298億6,400万円、東日本大震災復興運用収入1億2,200万円、雑収入1,789億5,400万円及び東日本大震災復興雑収入2,100万円をそれぞれ見込んでいる。

## 3 外国為替資金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
2,490,632	1,147,486

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して195兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により令和3年度において生ずる決算上の剰余のうち1兆4,244億8,300万円を令和4年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

## 4 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	48,062,486	47,855,170
(2) 投資勘定	716,391	716,391
(3) 特定国有財産整備勘定	53,546	22,533

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を25兆円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。

投資勘定において、科学技術立国の実現、経済安全保障の推進等を図ることとし、3,262億円の産業投資支出を行うこととしている。

#### 5 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定	2,236,769	2,236,769
(2) 電源開発促進勘定	322,436	322,436
(3) 原子力損害賠償支援勘定		
	11,216,819	11,216,819

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年法律第94号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

#### 6 労働保険特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 労災勘定	1,174,823	1,078,048
(2) 雇用勘定	3,593,661	3,593,661
(3) 徴収勘定	3,186,583	3,186,583

労災勘定においては、保険給付費について、令和3年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として1兆3,795億5,400万円（うち一般会計からの繰入210億7,100万円）を、育児休業給付の支給に要する費用として7,299億9,500万円（うち一般会計からの繰入91億2,500万円）を計上している。

#### 7 年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	27,668,099	27,668,099
(2) 国民年金勘定	3,811,867	3,811,867
(3) 厚生年金勘定	49,338,138	49,338,138
(4) 健康勘定	12,400,423	12,400,423
(5) 子ども・子育て支援勘定		
	3,273,823	3,273,823
(6) 業務勘定	419,161	419,161

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、

歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1兆9,113億9,900万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、10兆2,467億9,700万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成27年度（10月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、57億8,700万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当の支給に必要な所要額を計上するとともに、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費や、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2兆4,920億1,600万円を受け入れることとしている。

以上のほか、地震再保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興の各特別会計についても所要の措置を講じている。

## ○令和4年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

### 1 沖縄振興開発金融公庫

収 入（百万円）	支 出（百万円）
16,654	11,798

新型コロナウイルス感染症により厳しい状況にある中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、新分野展開、業態転換などの事業再構築の取組や生産性向上に資する設備投資等を支援するほか、現行の「沖縄振興特別措置法」（平成14年法律第14号）の期限到来後の新たな沖縄振興策の初年度にあたり、政策金融の取組を推進し、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じる

こととし、貸付契約額として2,930億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資21億円を予定している。

## 2 株式会社日本政策金融公庫

	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
(1) 国民一般向け業務	295,521	150,483
(2) 農林水産業者向け業務	44,172	39,948
(3) 中小企業者向け業務	172,603	81,039
(4) 信用保険等業務	322,027	880,018
(5) 危機対応円滑化業務	134,809	409,220
(6) 特定事業等促進円滑化業務		
	4,524	4,524

国民一般向け業務において、新型コロナウイルス感染症により厳しい状況にある小規模事業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、新分野展開、業態転換などの事業再構築の取組や生産性向上に資する設備投資等を支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとしている。このため、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を含め総額5兆8,960億円（うち、小規模事業者経営改善資金貸付3,930億円）の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金20億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金2億700万円、財政融資資金の借入れ2兆3,000億円、社債の発行による収入1,700億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で17兆767億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金473億2,000万円を予定している。

## 3 株式会社国際協力銀行

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
885,627	834,354

我が国産業の国際競争力強化の観点等から、諸外国における脱炭素社会の実現に向けた取組や国際的なサプライチェーンの強靱化・再構築の取組、ポストコロナを見据えた新たな海外事業展開等を支援していくこととし、総額2兆3,000億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融

資特別会計投資勘定からの出資金850億円、外国通貨長期借入金400億円、財政融資資金からの借入金4,010億円、社債の発行による収入1兆8,560億円及び借入金償還等△820億円を予定している。

#### 4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
128,791	107,853

開発途上地域の政府等に対して、1兆4,200億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金470億9,000万円、財政融資資金からの借入金5,237億円、国際協力機構債券の発行による収入1,980億円及び貸付回収金等6,512億1,000万円を予定している。

### ○令和4年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において令和4年4月26日に決定された「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を踏まえ、歳出面において、今後の災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、原油価格高騰対策として必要な経費及び今後への備えとして必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことにより所要の補正措置を講ずるものである。

本補正の結果、令和4年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。  
(原則として単位未満四捨五入)

#### 歳入

当初	107,596,425百万円
補正	2,700,917百万円
計	110,297,342百万円

#### 歳出

当初	107,596,425百万円
補正	2,700,917百万円
計	110,297,342百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

#### 歳入

特例公債金	2,700,917百万円
-------	--------------



計	2,700,917百万円
歳出	
1 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」関係経費	
	2,693,923百万円
(一) 原油価格高騰対策	1,173,923百万円
(二) 今後への備え	1,520,000百万円
(1) 予備費	400,000百万円
(2) 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	1,120,000百万円
2 国債整理基金特別会計へ繰入	6,994百万円
計	2,700,917百万円

#### ○令和4年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、一般会計予算補正に関連して、国債整理基金特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

#### 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	245,791,483	245,791,483
補正	6,994	6,994
計	245,798,477	245,798,477

**【決算行政監視委員会】**

**○令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第207回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の予算額９兆6,500億円のうち、令和２年５月19日から令和３年３月23日までの間において決定された９兆1,420億4,968万7,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費、持続化給付金の支給に必要な経費等38件である。

**○令和２年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第207回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和２年度一般会計予備費の予算額5,000億円のうち、令和２年４月７日から令和３年３月29日までの間において決定された2,838億6,709万4,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費、道路等災害復旧事業等に必要な経費、大雪に伴う道路事業に必要な経費等43件である。

**○令和２年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第207回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和２年度特別会計予備費の予算総額7,944億4,250万円のうち、令和２年12月15日に決定された労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費550億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

**○令和２年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第207回国会、内閣提出）**

本件は、令和２年度特別会計予算総則第19条第1項の規定により令和２年12月15日に決定された労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス

感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費1,000億円の増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

## 【議院運営委員会】

### ○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出、衆法第13号) 要旨

本案は、人事院勧告に伴い、内閣総理大臣等の特別職の国家公務員に令和4年6月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに準じて、各議院の議長、副議長及び議員について同様の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 令和4年6月に受ける期末手当等について特例を設けること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

### ○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第14号) 要旨

本案は、人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員に令和4年6月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに準じて、国会議員の秘書について同様の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 令和4年6月に受ける期末手当等について特例を設けること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

### ○国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第15号) 要旨

本案は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、特別の事情がある場合を除き、2回以内とすること。
- 二 一の育児休業の回数には、現行では子の出生の日から両議院の議長が協議して定める期間内にする最初の育児休業を含めないこととされているものを、当該期間内にする2回目の育児休業についても含めないこととすること。
- 三 この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

## ○国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第29号）要旨

本案の内容は次のとおりである。

- 一 文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改めること。
- 二 調査研究広報滞在費は、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給すること。
- 三 調査研究広報滞在費の支給について、任期満限、辞職、退職又は除名の場合には、日割計算に改めること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。
- 五 所要の規定の整理を行うこと。

## ○国立国会図書館法等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第38号）要旨

本案の改正点は、次のとおりである。

- 一 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）により地方公共団体情報システム機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の出版物の納入義務を課すこと。
- 二 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）により地方税共同機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の出版物の納入義務を課すこと。
- 三 私人の提供するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているもの（五において「有償等オンライン資料」という。）について、国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三及び五は、令和5年1月1日から施行すること。
- 五 有償等オンライン資料であって、三の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例によること。

## 【災害対策特別委員会】

### ○津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、地域の特性に応じた津波避難施設等の整備の推進に関する規定及び津波対策における情報通信技術の活用に関する規定を追加するとともに、国の財政上の援助に関する規定の有効期限を延長するもので、その内容は次のとおりである。

- 一 国及び地方公共団体が津波対策に係る施設の整備等において特に配慮して取り組むべき事項として、地域の特性に応じた津波避難施設、津波避難施設への避難路等の整備の推進を追加すること。
- 二 国及び地方公共団体は、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波からの迅速かつ円滑な避難の確保その他の津波対策の推進に当たっては、情報通信技術の活用を通じて、これらをより効果的に行うよう努めなければならない旨の規定を追加すること。
- 三 地方公共団体に対するハザードマップ等の作成に係る国の財政上の援助に関する規定の有効期限を令和9年3月31日まで5年延長すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。

### ○豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第12号）要旨

本案は、豪雪地帯の現状に鑑み、豪雪地帯対策の基本理念を定め、豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進、財政上の措置等、幹線道路の交通の確保、命綱固定アンカーの設置の促進等、地域における除排雪の安全確保等並びに克雪に関する技術の開発及び普及等の規定の追加等を行うとともに、特別豪雪地帯に対する特例措置の期限を延長しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定において、豪雪地帯について総合的な対策を樹立し、その実施を推進するに当たっては、豪雪地帯が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることをも踏まえるべきことを明記すること。
- 二 基本理念として、豪雪地帯対策は、国土強靱化の観点を踏まえて克雪対策を充実させること及び親雪又は利雪の観点から豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした取組を積極的に支援することにより、農業、林業そ

- の他の産業の振興及び地域の活性化並びに豪雪地帯の住民の生活及び生命の保護等を図ることを旨として、行われなければならないことを定めること。
- 三 国及び地方公共団体は、基本計画及び道府県計画を定めるに当たっては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯における地域の特性を踏まえた地震、津波等に係る防災に関する施策を促進するものとなるよう適切な配慮をするものとする。
- 四 現行の財政上の措置に関する規定を改め、国は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 五 国及び地方公共団体は、短期間に集中的な降雪が生じた場合においても豪雪地帯における幹線道路の交通が確保されるよう、幹線道路に係る除排雪の体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 六 国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止するため、既存の住宅等への命綱固定アンカーの設置の促進等が図られるよう適切な配慮をするものとする。
- 七 国は、地域における除排雪の安全を確保するための取組であって豪雪地帯に係る地方公共団体が実施するものについて、当該地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 八 国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止する等のため、克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。
- 九 特別豪雪地帯に対する基幹的市町村道の改築の道府県による代行に係る特例措置及び公立小中学校等の施設等の整備費に対する国の負担割合の特例措置の期限を10年間延長すること。
- 十 この法律は、公布の日から施行すること。

**○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第33号）  
要旨**

本案は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、同地震に係る地震防災対策の推進を図るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定に、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み」との文言を追加すること。
- 二 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定をするに当たっては、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定して行うものとする。
- 三 関係指定行政機関の長等、関係地方公共団体の長及び関係指定公共機関等は、共同で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における災害応急対策及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進協議会を組織することができること。
- 四 内閣総理大臣は、推進地域のうち、特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとする。
- 五 特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、市町村防災会議が定める日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画に基づき、避難施設、避難路等の整備に関する事業等の津波から避難するため必要な緊急に実施すべき事業に関する計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）を、都道府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、作成することができること。
- 六 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される一定の事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例等の規定を設けること。
- 七 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置の規定を設けること。
- 八 国及び地方公共団体は、特別強化地域において、津波避難対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における津波避難対策上必要な機能が確保されるよう特に配慮しなければならないこと。
- 九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。



## ＜委員会決議＞

### ○豪雪地帯対策の充実強化に関する件

政府は、豪雪地帯が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることに鑑み、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するべきである。

- 一 除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域における除排雪に係る体制の整備に当たっては、除雪機械の更新に配慮するとともに、除排雪に係る人材や事業者の確保、育成及び資質の向上が促進されるよう配慮すること。
- 二 大雪、少雪の年によるギャップが大きくなっており、除排雪に必要な準備・執行ができるよう、国は十分な予算措置をすること。
- 三 豪雪地帯の高齢者、障害者等が、その居住する住宅の除排雪について必要な支援を受けることができるよう配慮するとともに、日常生活において使用する道路、旅客施設、官公庁施設、学校・保育園や医療・福祉施設等を積雪時においても円滑に利用することができるよう配慮すること。
- 四 雪冷熱エネルギーの活用は、エネルギーの地産地消の推進及び脱炭素社会の実現を図る上で重要な役割を有していることに鑑み、その一層の促進に努めること。
- 五 総合的な雪情報システムについては、近年における降雪の態様の変化、情報通信技術の発達・普及等を踏まえ、降雪量に関する予測技術の向上など、その改善に努めるとともに、情報が効果的に発信され、年齢、障害の有無等にかかわらず全ての住民等に的確に伝達されるように運用すること。
- 六 積雪期における複合災害への対応については、地震、津波等の自然災害に限らず、原子力災害への対応も含め、地域の特性に配慮した施策を策定し、確実に実施すること。
- 七 地域における除排雪の安全確保等のための交付金その他の措置については、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金等により、地域コミュニティによる持続可能な除排雪体制の確保、高齢者等要援護者世帯の住宅の除雪など、地域の実情に応じた対応ができるようにするとともに、十分な予算を安定的に確保すること。
- 八 近年における電気自動車等の次世代自動車の普及を踏まえ、大雪により車

両の滞留が発生した場合における滞留車両への燃料供給、充電対応等の体制の整備に努めること。

九 克雪用水の確保のため、河川からの必要かつ十分な量の取水が円滑に行われるよう配慮するとともに、非灌漑期における農業用水の消雪への活用を図ること。

十 除雪効果を増大させるため、流雪溝の整備を促進すること。

十一 豪雪地帯対策の推進に当たっては、地方公共団体や地域住民の意見を聴取すること等により、地域の特性が施策に十分に反映されるよう努めること。右決議する。

### ○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の強化に関する件

政府は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するべきである。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の多くは東日本大震災で津波による甚大な被害を受けた地域となることを見込まれることから、東日本大震災からの復興に万全を期すこと。

二 事前防災として集団移転促進事業が行われる場合には、防災性の向上のみならず、地域コミュニティの維持及び活性化が十分に確保されるよう、ガイドラインの作成その他の方法により、当該集団移転促進事業に係る地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

三 事前防災として集団移転促進事業を行うことを検討する地方公共団体の判断に資するよう、近年実施された集団移転促進事業に係る事例の分析及び整理を行うとともに、その結果について、インターネットその他の方法を活用して、広く積極的に情報提供を行うこと。

四 地震・津波災害と原子力発電所の事故等の複合災害への対応についても十分な配慮を行うこと。

五 実効ある災害廃棄物処理計画を作成し、速やかに生活環境や公衆衛生の確保が講じられるようにすること。

六 帰宅困難者対策については、近年の鉄道など公共交通機関の耐震対策の進展や、スマートフォンの普及などデジタル化の進展等を踏まえた対策の見直

しを踏まえつつ、十分な配慮を行うこと。

七 感染症の感染拡大時における感染防止策についても十分な配慮を行うこと。  
右決議する。

## 【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

### ○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、基幹放送事業者におけるAM放送（中波放送）のFM放送（超短波放送）への転換に伴い、FM放送の放送設備による政見放送をすることができることとする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

##### 1 選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

- (一) 自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に係る加算規定を設けること。
- (二) ポスター掲示場費の基準額について、区画数の増加に伴う加算額を実情に即するよう見直すこと等により、この基準額を改定すること。
- (三) 保存期間経過後の投票用紙の処分に要する経費について措置するため、事務費の基準額を改定すること。
- (四) 災害の発生、感染症のまん延等により生じた経費のうち基準額を超えるものを措置するための規定を整備すること。

##### 2 投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定すること。

#### 二 公職選挙法の一部改正

基幹放送事業者におけるAM放送のFM放送への転換に伴い、FM放送の放送設備により政見放送をすることができることとすること。

#### 三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

## 【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

### ○沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、その一層の振興を図るため、沖縄振興特別措置法等の有効期限を延長するとともに、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等について沖縄県知事の認定制度を新設するほか、駐留軍用地が段階的に返還される場合の拠点返還地の指定要件を緩和する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 沖縄振興特別措置法の一部改正

- 1 法の有効期限を令和14年3月31日まで延長するとともに、更なる産業振興のため、特区・地域制度において、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等の沖縄県知事による認定制度を導入することとし、課税の特例のほか、中小企業信用保険法等の特例を設けること。
- 2 沖縄振興の充実を図るため、北部地域や離島の振興、子どもの貧困対策、多様な人材を育成するための教育、脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成等に関し、国及び地方公共団体の努力義務規定を創設する等の所要の措置を講ずること。

#### 二 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部改正

法の有効期限を令和14年3月31日まで延長するとともに、拠点返還地の指定制度について、駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還される場合の指定要件を緩和する措置を講ずること。

#### 三 沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進のため、沖縄振興開発金融公庫の業務範囲を拡大すること。

#### 四 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正

沖縄振興開発金融公庫の株式会社日本政策金融公庫への統合時期を10年間延長すること。

#### 五 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正

沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置を、単式蒸留焼酎については令和14年5月14日まで、単式蒸留焼酎を除く酒類については令和8年9月30日まで延長し、段階的に縮減しつつ廃止すること。

#### 六 沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正

法の施行の状況について国が検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる時期をおおむね5年ごととすること。

## 七 施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行すること。

2 政府は、この法律の施行後5年以内に改正後の沖縄振興特別措置法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うこと。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に十分配慮し、沖縄県と連携を図りつつ、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

一 沖縄振興一括交付金制度が沖縄の自立的経済の発展に極めて重要な役割を担っていることを踏まえ、安定的な制度運用及び必要な予算額の確保を図るとともに、さらに効率的・効果的に活用できるよう、沖縄の実情に即した運用を図るなど一層の充実に努めること。

二 特区・地域制度の十分な活用により産業集積が一層促進され、もって沖縄の自立的経済の発展が図られるよう、広く制度の周知に努めるとともに、必要に応じ課税の特例その他の制度の改善を検討すること。その際、「措置実施計画」の作成など課税の特例等の要件が、事業者の過大な負担や産業集積の進展の阻害とならないよう、企業活動の実情等を的確に把握した上で制度設計を行うこと。

三 北部地域及び離島において、地方公共団体による産業の振興や移住・定住の促進、雇用機会の拡充等に資する取組への支援を強化するとともに、離島が我が国の領海及び排他的経済水域の保全に果たしている重要な役割を踏まえ、離島住民の生活にとって欠かせない生命線である離島航路・航空路の維持及び充実に努めること。

四 沖縄において長年、子どもの貧困問題が解消されていない状況を踏まえて、子どもの貧困対策の推進に資するため、子どもの教育・生活安定の支援、保護者の就労支援、子どもに対する経済的支援、担い手の人材育成・確保等について、財政上の措置を含めた適切な措置を講ずるとともに、沖縄振興に資する多様な人材の育成に必要な教育の充実にしても、県及び市町村の要望を踏まえた形での支援を行うよう努めること。

五 沖縄振興特別措置法の施行後5年以内の見直しについては、法の期限が10年間延長されることを踏まえ、計画期間全体を通じた取組を念頭に置いて

設定される施策の成果指標等について適切に評価すること。

六 県及び市町村が駐留軍用地跡地の利用推進のために公共用地を取得する際には、過大な負担を生じさせることのないよう十分に配慮し、財政上の措置を含めた適切な措置を講ずること。

七 沖縄振興開発金融公庫については、沖縄の政策金融を総合的・一元的に担っていることを踏まえ、引き続き、沖縄振興策の展開において大きな役割を担うとともに、新事業創出促進業務の範囲の拡大に当たっては、民間金融を補完して民間主導の自立型経済の構築等に貢献するとの役割を踏まえて、民業を圧迫することのないよう十分配慮すること。

八 泡盛製造業が沖縄の伝統文化や風土を現代に伝えるとともに、特に、離島地域において重要な雇用の基盤を提供してきたことを踏まえ、今後10年間に於いて泡盛の販路拡大や製造場の創意工夫を支援する取組を強力に展開すること。

九 沖縄科学技術大学院大学（以下「OIST」という。）については、世界最高水準の教育研究を推進していくための規模の拡充等の取組を支援するとともに、県や市町村と連携して沖縄の特性や資源を活かした研究を推進し、OISTの教育研究が沖縄の振興及び自立的発展に貢献するよう促すこと。

十 戦没者の遺骨収集、不発弾処理対策等地元からも強い要望のある戦後処理問題等の諸問題について、政府が県及び市町村の協力を得て対応を加速すること。

十一 沖縄の深刻化する交通渋滞を解消するため、道路等の整備に努めつつ、総合的な交通体系の整備を促進するとともに、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向け、公共交通機関に関連する技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度についても調査及び検討を行うこと。

## ＜委員会決議＞

### ○沖縄の本土復帰50年及び沖縄問題の解決促進に関する件

本委員会は、本年5月の沖縄の本土復帰50年の節目にあたり、沖縄問題に関する対策の樹立を使命とする特別委員会として、ここに改めて、沖縄が抱える問題の解決に向けて最大限の努力を払う決意を表明する。

昭和47年5月の沖縄の本土復帰以来、沖縄振興特別措置法等に基づく5次にわたる振興策の実施と、県民の不断の努力とによって、特に、社会資本整備の

面で本土との格差是正が図られるとともに、観光リゾートや情報通信関連分野における産業の振興等、沖縄の経済社会は、総体として発展してきた。

しかしながら、国土面積0.6%の沖縄に、今なお米軍専用施設面積の70.3%が集中していることに加え、1人当たり県民所得は全国平均の7割程度であり、子どもの貧困や労働生産性の低さなど、沖縄には解決すべき課題が残されている。政府においては、引き続き、沖縄における米軍施設・区域の整理縮小及び早期返還の実現に努めるなど、これらの課題の解決に取り組むとともに、新たな沖縄振興特別措置法等に基づく振興策において、沖縄の自立的発展と県民の生活向上に資するよう、地元の意思を十分尊重して推進することを求める。

また、政府は、新型コロナウイルス感染症等の指定感染症・検疫感染症の流行時においては、地域の経済社会活動への影響を最小限にとどめるため、沖縄県等の要望を踏まえ、在日米軍に対し感染拡大防止措置の徹底など、米軍基地から派生する諸問題の解決のため、事態の抜本的改善に取り組むべきである。

平成12年の「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の世界遺産への登録等によって、琉球王国の歴史や貴重で魅力ある琉球文化は世界的にも高く評価されており、その象徴たる首里城は、まさしく県民の心の拠り所である。政府においては、その復興を推進するとともに、沖縄県等とも連携し、沖縄独自の歴史・文化の継承や保存を図り、あわせて国内外への積極的な発信を促進することを求める。

沖縄が有する地理的特性は、長らく特殊事情として克服すべき条件不利性とされてきた。しかし、成長著しい東アジアの中心に位置する優位性として、沖縄の潜在力を最大限に引き出す可能性を秘めている。沖縄が、文化、教育、経済、外交等の様々な分野における多元的交流の推進や世界に広がるウチナーンチュのネットワークを基軸とした人的基盤を通じて、21世紀の「万国津梁」を形成し、沖縄の自立的発展のみならず、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の持続的発展、信頼醸成にも貢献するよう、政府においては最大限の努力をもって、その実現に努めるべきであり、我々もまた、その一翼を担うものである。

右決議する。



## 【消費者問題に関する特別委員会】

### ○消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を更に図るため、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型を追加する等の措置を講ずるとともに、被害回復裁判手続の対象となる損害の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 消費者契約法の一部改正

- 1 意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型として、消費者が消費者契約の締結についての勧誘を受けている場所において、相談を行うための連絡をする旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、連絡することを妨げることを追加すること。
- 2 事業者の損害賠償責任の一部を免除する契約条項について、当該条項において事業者等の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものを無効とすること。
- 3 事業者の努力義務として、消費者の求めに応じて、解除権の行使に関して必要な情報を提供すること及び解約料の算定根拠の概要を説明すること並びに適格消費者団体からの要請に応じて、契約条項の開示及び解約料の算定根拠を説明すること等を規定すること。

#### 二 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正

- 1 共通義務確認訴訟の対象となる損害について、算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通すること等の要件を満たす慰謝料を追加すること。
- 2 共通義務確認訴訟について、事業者以外の個人も被告とすることができるものとする。
- 3 共通義務確認訴訟における和解について、共通義務の存否にかかわらず和解をすることができること。
- 4 簡易確定手続において、事業者等は知っている対象消費者等に対して一定の事項を通知しなければならないものとする。
- 5 内閣総理大臣は、一般社団法人等であって、特定適格消費者団体等を支援する活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわた

り継続して適正に行っていると認められること等の要件に該当すると認められるものを、消費者団体訴訟等支援法人として認定することができるものとする。

### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、一については公布の日から起算して1年を経過した日から、二については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始すること。
- 二 一の検討の際には、超高齢社会が進展し高齢者の消費者保護の重要性が高まっていることや、成年年齢の引下げ後における若年者の消費者被害の状況等を踏まえ、悪質商法による被害を実効的に予防・救済するとの観点を十分に踏まえること。
- 三 一の検討の際には、「平均的な損害」の額に係る立証責任の転換を含め、消費者契約に関する検討会の報告書において将来の検討課題とされた事項等について引き続き検討すること。
- 四 消費者契約法第4条第3項第3号については、同項第1号及び第2号の従前の解釈を狭めるものではないことを周知すること。また、同項第4号に関し、内閣府令で相談を行う方法を定めるに当たっては、特定の相談方法が除外されることがないように網羅的に規定すること。
- 五 消費者契約法第9条第2項の算定根拠の概要の説明については、請求されている損害賠償又は違約金が平均的な損害の額を超えているか否かについて消費者が理解し得るような説明を事業者がすべきことを周知すること。
- 六 消費者契約法第12条の3から第12条の5までに関し、内閣府令で要請の方法を定めるに当たっては、適格消費者団体が過度の負担を負うことがないよ

うにすること。

- 七 集团的消費者被害回復制度における共通義務確認訴訟の対象範囲の拡大及び和解の柔軟化並びに簡易確定手続の対象消費者への通知方法の見直し等について、十分な周知を行うとともに、政省令等を検討するに当たっては、改正の趣旨を踏まえたものとする。
- 八 差止請求制度及び集团的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、新たに創設される消費者団体訴訟等支援法人に対し、充実した業務を実施するための支援を行うとともに、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の充実及びP I O-N E Tに係る情報の開示の範囲の更なる拡大の検討を行うこと。
- 九 裁判手続のI T化及びオンラインでの紛争解決（O D R）推進の議論を踏まえて、簡易確定手続における特定適格消費者団体と対象消費者の間の手続のI T化に当たって、必要な支援について、検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 十 消費者裁判手続特例法等に関する検討会の報告書において、提言がなされたが改正事項とはならなかった「公告に要する費用の一定額を事業者が負担すること」、同報告書で将来的な検討課題とされた「特定適格消費者団体が事業者以外の第三者から対象消費者に関する情報を取得すること」及び「財産に関する情報を含む事業者の情報の開示手続を新設し、同手続を含む事業者の情報について行政機関や事業者以外の第三者から取得すること」について、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十一 より効率的に集团的な被害回復を図る制度として、オプトアウト方式等の事業者に不当な収益を残さないための有効な手段の導入について、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十二 悪質商法による被害に遭った消費者の被害回復には、集团的消費者被害回復制度のみでは不十分であることから、特定適格消費者団体又は行政庁による破産申立て及び行政庁が加害者の財産を保全し違法収益をはく奪する制度などを含め、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十三 具体的な消費者団体訴訟事案に関し、適格消費者団体等の活動状況や消費者団体訴訟の訴訟結果を一覧できる仕組みの構築等を通じて、消費者が安心して案件を確認し、訴訟に参加できる環境を整備すること。
- 十四 全国どこに住んでいても質の高い消費者行政サービスを受けることができる地域体制を整備することが重要であり、そのためには全国各地の消費生

活センター及び消費生活相談員の活動支援に努めることが不可欠であることから、その実現に向けて地方公共団体に対する更なる支援に努めること。その他、地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、既存の財政支援の維持・拡充、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の処遇改善等による人材の確保、若年者が利用しやすくなるようSNSを活用した消費生活相談窓口の充実に向けた支援措置、地方公共団体の執行体制強化につながる支援措置、消費者安全確保地域協議会の設置の促進等の適切な施策を実施すること。

## 【東日本大震災復興特別委員会】

### ○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するため、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に資する研究開発等に関する基本的な計画を内閣総理大臣が定めることとするとともに、福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務を行う福島国際研究教育機構を新たに設立するもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 新産業創出等研究開発基本計画の策定

内閣総理大臣は、福島において取り組むべき新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに当該研究開発に係る人材の育成及び確保に関する施策等の推進に関する新産業創出等研究開発基本計画を定めるものとし、同計画は、福島国際研究教育機構が中核的な役割を担うよう定めること。

#### 二 福島国際研究教育機構の設立

- 1 福島国際研究教育機構の目的、業務の範囲等に関する事項を定めること。
- 2 福島国際研究教育機構の役員として、理事長、監事及び理事を置くこと。
- 3 福島国際研究教育機構の主務大臣等について定めるほか、中期目標の策定等に当たって、復興推進委員会、総合科学技術・イノベーション会議及び福島県知事の意見を聴くこと。

#### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 福島国際研究教育機構が先端技術の中核とした実用化重視の研究を行い、大胆な規制緩和や地域の研究施設、実証フィールドの活用を図りながら、機構発のベンチャー等を創出し、当該ベンチャー等と地域企業との連携を促進する仕組みを構築するとともに、インキュベーション施設の設置などによりベンチャー等を呼び込み、地域の雇用創出や取引拡大、定住人口の増大等の地域発展に寄与する拠点となるよう整備すること。
- 二 福島国際研究教育機構が分野横断的な研究及び産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成等を推進する重要な拠点となり、福島イノベー

ション・コースト構想における創造的復興の中核拠点となるよう、復興庁の設置期限後も、政府は責任を持って、長期的かつ十分な予算、体制を確保すること。

- 三 我が国の科学技術力・産業競争力の強化を図るためには、福島国際研究教育機構の魅力ある取組を世界に発信し、世界レベルの研究者を呼び込むよう努めること。研究者等が最先端の研究を行いつつ安心して教育にも取り組めるような多言語対応にも配慮した住環境づくりの推進を図るため、研究者やその家族の受け入れに必要な生活環境・インフラ整備について、自治体と連携して取り組むための財源を確保すること。
- 四 福島国際研究教育機構を中核とした国際研究都市の形成のために必要不可欠なコンベンション施設など産学の活動を支援する施設、5Gなどの情報通信基盤、基幹となる広域的な交通インフラその他の周辺環境の整備については、政府が前面に立ち、自治体と連携して取り組むとともに、自治体や事業者等が行う周辺環境の整備等については、政府が全面的に支援すること。
- 五 原子力災害に見舞われた福島県の復興のためには、東京電力福島第一原子力発電所の着実かつ安全な廃炉が必要不可欠であり、政府は廃炉につながる福島国際研究教育機構の研究開発を支援すること。
- 六 ふくしま医療機器開発支援センター等地域の研究施設と連携した研究開発や地域課題の解決につながる研究開発を支援するなど、福島イノベーション・コースト構想の推進を加速すること。
- 七 福島国際研究教育機構の研究者等が安心して研究開発に取り組むことができるよう、研究者等本人の意向を踏まえ、可能な限り有期労働契約から無期労働契約へ移行させるよう努めること。また、我が国における科学技術の水準の長期的な向上を図るため、若手・女性研究者等に活躍の機会を与える環境を整備するよう努めること。
- 八 福島浜通り地域等が持続的な発展を遂げるには、復興をリードする地域の人材育成が重要であることから、地域の教育機関等との連携の下、地域の高専生や高校生を始め、小中学生も含めたシームレスな形での福島国際研究教育機構による地域人材に対する育成の仕組みを構築するなど、機構の教育機能を充実させること。
- 九 新産業創出等研究開発基本計画その他の本法で規定する目標、計画の策定等に当たっては、地域住民、企業、各種団体等の理解が得られるように、幅広い意見を聴取する機会を設け、その反映に努めること。

- 十 福島国際研究教育機構が各省庁の縦割りを越えた研究開発等を一元的に実施していくために、機構の理事長のリーダーシップ等により一体性を確保するとともに、理事長と緊密に連携しながら、復興庁が司令塔となり、共管省庁と連携していくこと。また、機構の見直しに当たっては、復興庁の設置期限の到来を見据え、縦割り行政の弊害に留意した検討を行うこと。
- 十一 福島国際研究教育機構の理事等役員には、大学・研究機関・企業の運営に高度な知識及び経験を有する者、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者、福島の復興に関して優れた識見を有する者など卓越した人材を任命すること。
- 十二 新産業創出等研究開発協議会は、福島国際研究教育機構で行う研究開発や人材育成に関連する幅広い大学その他の研究機関を構成員とし、関係行政機関や地元地方公共団体等も含めて活発な協議を行い、機構の業務に積極的に関与すること。
- 十三 福島の復興・再生に向けて、福島国際研究教育機構の取組等を含め、県内外の避難者が真に安定した生活を取り戻すことができるまで、政府は支援を継続すること。
- 十四 福島国際研究教育機構は、研究開発や人材育成に関し、被災3県をはじめとする東北及び隣接する茨城県等の廃炉等の原子力関連研究施設やエネルギーに関係する大学・研究機関等とも密接な連携を取るよう努めること。
- 十五 福島国際研究教育機構と同様、福島県以外の被災地における雇用創出、定住人口の増大、新産業の創出、持続性のある人材育成、世界レベルの研究者の移住を推進するという見地から、国際リニアコライダー研究所の誘致を含め、世界最先端の国際研究都市の創造に向け、積極的な検討を行うこと。

## 【地方創生に関する特別委員会】

### ○構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）要旨

本案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣が行う構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、職業能力開発短期大学校における高度職業訓練を修了した者の大学への編入学に係る学校教育法の特例措置及び国立大学法人の所有する土地等の貸付けに係る国立大学法人法の特例措置の追加等をするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 学校教育法の特例として、区域内の職業能力開発短期大学校における高度職業訓練で長期間の訓練課程のものを修了した者が区域内の大学に編入学できること。
- 二 国立大学法人法の特例として、革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に区域内の国立大学法人の所有に属する土地等の貸付けを行う場合は、文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができること。
- 三 内閣総理大臣は、構造改革の推進等に関する提案をしようとする者又は区域計画の認定申請をしようとする地方公共団体からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする規定を追加すること。
- 四 令和4年3月31日となっている新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を、令和9年3月31日まで延長すること。
- 五 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、四は、公布の日から施行すること。

### ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第51号）（参議院送付）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲



住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うこととし、関係法律（1法律）の改正を行うこと。

## 二 義務付け・枠付けの見直し等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律（11法律）の改正を行うこと。

## 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。



#### IV 決議案

##### ○新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案（古屋圭司君外4名提出、決議第1号）

近年、国際社会から、新疆ウイグル、チベット、南モンゴル、香港等における、信教の自由への侵害や、強制収監をはじめとする深刻な人権状況への懸念が示されている。人権問題は、人権が普遍的価値を有し、国際社会の正当な関心事項であることから、一国の内政問題にとどまるものではない。

この事態に対し、一方的に民主主義を否定されるなど、弾圧を受けていると訴える人々からは、国際社会に支援を求める多くの声が上がっており、また、その支援を打ち出す法律を制定する国も出てくるなど、国際社会においてもこれに応えようとする動きが広がっている。そして、日米首脳会談、G7等においても、人権状況への深刻な懸念が共有されたところである。

このような状況において、人権の尊重を掲げる我が国も、日本の人権外交を導く実質的かつ強固な政治レベルの文書を採用し、確固たる立場からの建設的なコミットメントが求められている。

本院は、深刻な人権状況に象徴される力による現状の変更を国際社会に対する脅威と認識するとともに、深刻な人権状況について、国際社会が納得するような形で説明責任を果たすよう、強く求める。

政府においても、このような認識の下に、それぞれの民族等の文化・伝統・自治を尊重しつつ、自由・民主主義・法の支配といった基本的価値観を踏まえ、まず、この深刻な人権状況の全容を把握するため、事実関係に関する情報収集を行うべきである。それとともに、国際社会と連携して深刻な人権状況を監視し、救済するための包括的な施策を実施すべきである。

右決議する。

##### ○ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案（森英介君外6名提出、決議第2号）

ウクライナは、EUとロシアの間に位置することから、地政学上、地域の安定を実現する上で重要な役割を担っている。我が国は、ウクライナの主権と領土の一体性を一貫して支持している。そして、同国の民主化・自由化を推進し、地域の平和と安定に寄与するために、G7をはじめとする国際社会と協調しつつ、同国に対する支援を行ってきた。

そのような中で、昨年後半以降、ウクライナ国境付近の情勢は国外勢力の動

向によって不安定化しており、緊迫した状況が継続している。

本院は、こうした状況を深く憂慮し、自国と地域の安定を望むウクライナ国民と常に共にあることを表明する。いかなる国であろうとも、力による現状変更は断じて容認できない。そのため、関係する国々に対し、外交努力を通じ、地域の安定が早期に回復するよう求める。

政府においては、本院の意を体し、国際社会とも連携し、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの緊張状態の緩和と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く要請する。

右決議する。

### **○ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案（山口俊一君外12名提出、決議第3号）**

ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名し、同22日、ロシアは、両「共和国」との間での「友好協力相互支援協定」を批准した。そして、同24日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。

このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

本院は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

本院は、改めてウクライナ及びウクライナ国民と共にあることを表明する。

政府においては、本院の意を体し、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会とも連携し、制裁を含め、事態に迅速かつ厳格な対応を行い、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの平和を取り戻すことを強く要請する。

右決議する。

### ○強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰50周年に関する決議案（國場幸之助君外9名提出、決議第4号）

本院は、本年5月15日に迎える沖縄の本土復帰50年の節目に当たり、苛烈な地上戦とその後の米軍統治、そして外交努力による本土復帰の歴史に思いをいたし、沖縄の持つ魅力と可能性が最大限発揮されるよう、沖縄振興を国家戦略として取り組む決意をここに表明する。

沖縄返還協定が調印されて以来、本院は、昭和46年の「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」、平成9年の「沖縄における基地問題並びに地域振興に関する決議」を踏まえ、沖縄の課題解決に取り組んできた。しかし、5次、50年にわたる沖縄振興計画等での取組みによっても、全国最下位の1人当たり県民所得や子どもの貧困等、依然として沖縄の特殊事情に起因する課題が存在している。政府は、こうした現実を踏まえ、引き続き、事件、事故の防止を含む米軍基地の負担軽減と諸課題の解決に向けた責務を果たす必要があり、さらに、復帰50周年に当たって、沖縄県民の安心・安全及び強い沖縄経済の実現並びに世界の平和と安定のための創造拠点としての沖縄づくりに向け、最大限努力すべきである。

世界文化遺産と世界自然遺産を兼ね備えた沖縄の優位性と独自性を生かし、教育、芸術、学術、医療、経済、スポーツ、そして国際交流の分野で、アジア、世界との架け橋となる「万国津梁の魂」を体現する人材育成を行う必要がある。沖縄の発展に取り組んできた幾多の先人に感謝の念を表し、そして、その志を継承し、沖縄県民の意思を最大限尊重しつつ国民の共感と理解を得、世界を魅了する沖縄に向けた総合的かつ大胆で持続可能な振興策を、政府、国会、沖縄県が一体となって推進すべきである。

右決議する。



## V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○警察法の一部を改正する法律案 (内閣提出第2号)	最近におけるサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等を追加するとともに、警察庁が当該活動を行う場合における広域組織犯罪等に対処するための措置に関する規定を整備するほか、警察庁の組織について、サイバー警察局を設置する等の改正を行うもの	1/28	3/30
	○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第7号)	人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行うもの	2/1	4/6
	○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第8号)	一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の額の改定を行うもの	2/1	4/6
	○国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第9号)	人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、行政執行法人の非常勤の職員について介護休業の取得要件を緩和するもの	2/1	4/6
	○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案 (内閣提出第22号)	国の歳入等の納付に係る関係者の利便性の向上を図るため、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用して自ら納付する方法及び情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による国の歳入等の納付を可能とするために必要な事項を定めるもの	2/8	4/27

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
内閣	○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第37号）	国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設するもの	2/25	5/11
	○こども家庭庁設置法案（内閣提出第38号）	こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めるもの	2/25	6/15
	○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第39号）	こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行うもの	2/25	6/15
	○道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）	最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、特定自動運行に係る許可制度を創設するとともに、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定並びに特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備等を行うもの	3/ 4	4/19



委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
	<p>●こども基本法案（加藤勝信君外10名提出、衆法第25号）</p>	<p>日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進するもの</p>	4/ 4	6/15
内閣	<p>●性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第43号）</p>	<p>性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため、性行為の強制の禁止並びに他の法令による契約の無効及び性行為その他の行為の禁止又は制限をいささかも変更するものではないとのこの法律の実施及び解釈の基本原則を明らかにした上で、出演契約の締結及び履行等に当たっての制作公表者等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例を定めるとともに、出演者等のための相談体制の整備等について定めるもの</p>	5/25	6/15
総務	<p>○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）</p>	<p>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもの</p>	1/28	3/22

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	令和4年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うもの	1/28	3/22
	○地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る介護休業の取得要件を緩和するもの	2/ 1	4/22
	○電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	電波の公平かつ能率的な利用を促進するため、電波監理審議会の機能強化、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備、電波利用料制度の見直し等を行うほか、近年の放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、基幹放送の業務に係る認定申請書等の記載事項に外国人等が占める議決権の割合等を追加し、その変更を届出義務の対象に追加する等情報通信分野の外資規制の見直しを行うとともに、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための還元目的積立金の制度を整備する等の措置を講ずるもの	2/ 4	6/ 3
	○電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備を行うとともに、電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いに関する制度の整備を行うほか、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する制度の整備等を行うもの	3/ 4	6/13
	○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	日本放送協会の令和4年度予算であり、一般勘定事業収支については、事業収入、事業支出ともに6,890億円であり、収支均衡予算となっている。 事業運営に当たっては、受信料で成り立つ公共メディアとして、健全な民主主義の発展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たしていくこととしている。	2/ 4	3/30

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
法務	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を40人減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人減少するもの	2/ 1	4/15
	○裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	裁判官について育児休業の取得回数の制限を緩和するもの	2/ 1	4/15
	○民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、電子情報処理組織を使用することができる申立て等の範囲の拡大、申立て等に係る書面及び判決書等を電子化する規定並びに映像と音声の送受信による口頭弁論の手続を行うことを可能とする規定の整備、当事者の申出により一定の事件について一定の期間内に審理を終えて判決を行う手続の創設、訴えの提起の手数料等に係る納付方法の見直し等の措置を講ずるとともに、離婚の訴えに係る訴訟等において映像と音声の送受信による手続で和解の成立等を可能とする規定を整備するほか、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、民事関係手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を秘匿する制度を創設するもの	3/ 8	5/18
	○刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）（修正）	刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、「懲役」及び「禁錮」を廃止して「拘禁刑」を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げるもの なお、侮辱罪の法定刑引き上げの規定の施行後3年を経過したときに、改正後の侮辱罪の規定の施行の状況を検証する規定を追加する修正を行った。	3/ 8	6/13

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
法務	○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第58号）	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど所要の整理等を行うもの	3/ 8	6/13
外務	○2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出第24号）	令和7年に開催される2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関し、国際博覧会条約の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めるもの	2/ 8	3/31
	○旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	旅券に関する国際的な動向及び情報技術の進展を踏まえ、旅券の発給申請手続等の電子化に係る関連規定の整備、査証欄の増補の廃止、一般旅券の失効に係る例外規定の整備、大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度の創設及び未交付失効旅券の発行費用の徴収のための規定の整備を行うもの	2/22	4/20
	○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案（内閣提出第30号）	東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止するもの	2/22	4/20
	○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費（労務費、光熱水料等、訓練資機材調達費及び訓練移転費）の全部又は一部を一定期間負担すること等について定めるもの	2/ 8	3/25

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	我が国とベトナムとの間の、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を実施するための枠組みについて定めるもの	3/ 8	6/ 8
	○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	現行の日・スイス租税条約を改め、支店等の恒久的施設に帰属する事業利得の算定に関する規定の新設、投資所得に対する源泉地国における限度税率の更なる減免、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の新設等について定めるもの	3/ 8	5/20
	○2025年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	博覧会国際事務局との間で、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に参加する国及び国際機関、博覧会国際事務局等が享有する特権及び免除等について定めるもの	3/ 8	5/20
	○強制労働の廃止に関する条約（第105号）の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	一定の行為に対する制裁等（政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに対する制裁等）としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めるもの	3/ 8	6/ 8
	○1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	漁船の安全のための国際的な規則を定めるため、未発効である1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の修正、実施等について定めるもの	3/ 8	6/ 8

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○万国郵便連合憲章の第10追加議定書、万国郵便連合憲章の第11追加議定書、万国郵便連合一般規則の第2追加議定書、万国郵便連合一般規則の第3追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	万国郵便連合憲章の第10及び第11追加議定書は、締結手続の簡素化等、現行の憲章の改正を内容とするもの。万国郵便連合一般規則の第2及び第3追加議定書は、仲裁規定の改正等、現行の一般規則の改正を内容とするもの。万国郵便条約は、国際郵便業務に関する規則等について定めるもの	3/ 8	5/20
財務金融	○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から、賃上げに係る税制措置及びオープンイノベーション促進税制の拡充、住宅ローン控除制度の見直し等を行うもの	1/25	3/22
	○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定税率等の適用期限の延長、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定する等の改正を行うもの	1/28	3/25
	○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなることに伴い、当該出資の額を増額に応ずるための措置を講じるもの	1/28	3/30
	○保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	保険契約者等の保護を的確に行うため、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限延長を行うもの	2/ 1	3/31
	○公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等を行うもの	3/ 1	5/11

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
財務金融	○安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、電子決済手段の取引等を業として行う者への登録制の導入、複数の銀行等の委託を受けて為替取引のモニタリング等を業として行う者への許可制の導入等を行うもの	3/ 4	6/ 3
	○関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	国際関係の緊急時において、関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適当でないときに適用する関税率等を定めるもの	4/ 5	4/20
	○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	支払規制及び資本取引規制をより一層効果的なものとするため、暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とするとともに、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務を課す等の措置を講ずるもの	4/ 5	4/20
文部科学	○博物館法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	博物館の設置主体の多様化を図るため、設置者を国及び独立行政法人以外の法人に改めるとともに、博物館の適正な運営を確保するため、設置者に対する都道府県教育委員会の勧告及び命令等の制度を創設するもの	2/22	4/ 8
	○教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	公立の小学校等の教員等の任命権者等による研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等に関する規定を整備するとともに、教員免許更新制に関する規定を削除する等の措置を講ずるもの	2/25	5/11
	○国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案（内閣提出第35号）	世界と伍する研究大学となることが見込まれる大学を「国際卓越研究大学」として文部科学大臣が認定し、当該大学に対して、10兆円規模の大学ファンドの運用益による助成を行う等の制度を構築するもの	2/25	5/18
	●在外教育施設における教育の振興に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第51号）	在外教育施設における教育の振興に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項を定めるもの	6/ 3	6/13

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	○雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	失業等給付の基本手当の特例等の期限を延長するとともに、激変緩和のための暫定的な雇用保険料率を定め、雇用情勢等に応じた機動的な国庫負担の仕組みを導入するほか、求職者情報を収集する募集情報等提供事業の届出制の創設等の措置を講ずるもの	2/ 1	3/30
	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、処方情報及び調剤情報の即時的な一元管理を可能とする電子処方箋の仕組みを整備するもの	3/ 1	5/13
	○児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）（修正）	市町村におけるこども家庭センターの設置、児童の意見聴取等の仕組みの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入等の措置を講ずるもの なお、保育所等の運営について、国の定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として「児童の安全の確保」を追加する修正を行った。	3/ 4	6/ 8
	●労働者協同組合法等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第41号）	非営利性が徹底された労働者協同組合を特定労働者協同組合として認定することができる制度を創設するとともに、特定労働者協同組合に対する税制上の措置を講ずるもの	5/20	6/13
	●令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第42号）	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給される特別給付金について、その対象者自らが使用することができるよう差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	5/20	6/13
	●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案（参議院提出、参法第7号）	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置等について定めるもの	4/12	5/19



委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	●障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案（参議院提出、参法第8号）	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項等を定めるもの	4/12	5/19
農林水産	○土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、農用地の利用の集積を促進するため、農業用排水施設の豪雨対策を目的とした急施の防災事業の実施、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずるもの	2/ 4	3/30
	○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案（内閣提出第32号）	農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設け、認定を受けた者に対する支援措置を講ずるもの	2/22	4/22
	○植物防疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	近年の有用な植物を害する動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、有害動植物の国内への侵入状況等に関する調査事業の実施、緊急防除の迅速化、発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告及び命令等の措置の導入、植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡充等の措置を講ずるもの	2/22	4/22
	○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）（参議院送付）	農林水産物及び食品の輸出の更なる拡大を図るため、農林水産物又は食品の輸出先国での需要の開拓等の業務を行う団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する金融上の措置の拡充等を行うとともに、日本農林規格の制定対象への有機酒類の追加等の措置を講ずるもの	3/ 4	5/19

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
農林水産	○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、市町村による地域農業経営基盤強化促進計画の作成について定め、当該計画の区域において担い手に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講ずるもの	3/ 8	5/20
	○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	人口の減少、高齢化の進展等により農用地の荒廃が進む農山漁村における農用地の保全等を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画の記載事項として農林漁業団体等が実施する農用地の保全を図るための当該農用地の管理等に関する事業を新たに位置付けることとし、当該事業の実施に必要な農林地等についての所有権の移転等を促進するための措置等を講ずるもの	3/ 8	5/20
	●特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第11号）	しばしば台風の来襲を受け、雨量が極めて多く、かつシラス等特殊な火山噴出物等に覆われている特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業への特別な助成等を引き続き実施するため、法律の有効期限を令和9年3月31日まで5年間延長するもの	3/15	3/30
経済産業	○貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	本邦企業の国際的な事業展開を取り巻く環境の変化に対応して、円滑な外国貿易その他の対外取引の進展を図るため、輸出入、貸付け及び海外投資に係る貿易保険の填補事由等の拡大、新たな貿易保険の創設、株式会社日本貿易保険による外国法人への出資業務の追加等の措置を講ずるもの	2/18	4/ 8

委員会名	議案名	概要	提出	成立
経済産業	○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギーの利用の拡大が求められる中で、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るため、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加するとともに、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、非化石エネルギーへの転換に関する計画の作成を義務化するほか、一定規模以上のエネルギーを供給する事業者に対する水素等を含む非化石エネルギー源の利用に関する計画の作成の義務化、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の名称変更及び水素の製造等に対する出資・債務保証業務の追加、発電事業者による発電設備の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更等の措置を講ずるもの	3/ 1	5/13
	○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	産業保安分野における技術革新の進展及び人材の高齢化に対応するため、高圧ガス保安法、ガス事業法及び電気事業法において高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けた認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、気候変動問題への対応の要請、自然災害の頻発及び電力の供給構造の変化を踏まえ、燃料電池自動車に係る高圧ガス保安法の適用除外、ガス事業者による災害時連携計画の策定の義務化、小規模事業用電気工作物に係る届出制度の創設等の措置を講ずるもの	3/ 4	6/15
国土交通	○令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出第15号）	令和9年に開催される国際園芸博覧会が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるもの	2/ 1	3/30

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図るため、特定所有者不明土地となる土地の範囲の拡大並びに地域福利増進事業における対象事業の拡充、裁定申請書等の縦覧期間の短縮及び土地等使用権の存続期間の上限の延長等の措置を講ずるとともに、市町村長による管理が実施されていない所有者不明土地に対する災害等の発生の防止のための命令制度の創設、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための計画の作成、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等の措置を講ずるもの	2/ 4	4/27
	○自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）（参議院送付）	自動車事故による被害者の保護の増進及び自動車事故の発生の防止を一層図るため、当分の間の措置として実施している被害者の保護の増進又は自動車事故の発生の防止の対策に関する事業を恒久的かつ安定的に実施する措置を講ずるとともに、指定紛争処理機関による紛争処理の手続の利用を促進するため、調停による時効の完成猶予及び訴訟手続の中止の特例を新設する等の措置を講ずるもの	2/25	6/ 9
	○航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	航空分野における脱炭素社会の実現に向けた対策及び航空運送事業の利用者の利便の確保を一層推進するため、航空脱炭素化推進基本方針の策定、航空運送事業者が作成する航空運送事業脱炭素化推進計画及び国以外の空港管理者が作成する空港脱炭素化推進計画の認定制度の創設並びにこれらの計画に基づく事業等に係る特別の措置について定めるとともに、航空運送事業基盤強化方針等の特例の延長等の措置を講ずるもの	3/ 1	6/ 3

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	○宅地造成等規制法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）（修正）	<p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積による災害を防止し、国民の生命及び財産の保護を図るため、当該災害の防止に関する国土交通大臣及び農林水産大臣による基本方針の策定、都道府県等による当該災害の防止のための対策に必要な基礎調査の実施、宅地造成工事規制区域制度における規制対象の工事の拡大及び中間検査の新設、特定盛土等規制区域制度の創設、無許可工事等に対する罰則の強化等の措置を講ずるもの</p> <p>なお、政府は、この法律の施行後5年以内に、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域以外の土地における盛土等の状況その他この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、盛土等に関する工事、土砂の管理等に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の検討条項に修正を行った。</p>	3/ 1	5/20
	○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）	<p>建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び建築物における木材の利用の更なる促進を図ることにより、我が国における脱炭素社会の実現に資するため、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲の拡大及び市町村が定める区域において再生可能エネルギー利用設備の設置の促進のために必要な措置を講ずる制度の創設並びに木造建築物に係る建築確認の対象範囲の拡大、防火及び構造に関する規制の合理化、建築物の高さ等の制限に係る特例許可制度の拡充並びに既存不適格建築物に関する規制の合理化等の措置を講ずるもの</p>	4/22	6/13
環境	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	<p>我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定める等の措置を講ずるもの</p>	2/ 8	5/25

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
環境	○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	外来生物対策を強化するため、国と地方公共団体の役割分担の見直し等による防除体制の強化、特定外来生物のうち緊急に対処を要するものに係る検査並びに当該検査対象の移動禁止及び消毒命令等の措置の新設、特定外来生物の一部についてその飼養の状況等に鑑み規制を適用除外とする規定の整備等の措置を講ずるもの	3/ 1	5/11
	●石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第37号）	石綿健康被害者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長、特別遺族給付金の支給対象の拡大を行うもの	5/13	6/13
安全保障	○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定するもの	2/ 1	4/ 6
	○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等の措置を講ずるもの	2/ 8	4/13
予算	○令和4年度一般会計予算 ○令和4年度特別会計予算 ○令和4年度政府関係機関予算	新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進する一方、「コロナ後の新しい社会」を見据え、成長と分配の好循環を実現するため成長戦略、分配戦略などに基づき予算を重点配分しつつ、東日本大震災を始め各地の災害からの復興・創生や防災・減災、国土強靱化等に対応するとともに、現下の国際情勢に的確に対応し、国家の安全保障の確保など必要な予算措置を講ずるもの 一般会計予算の規模は、107兆5,964億円となっている。 特別会計予算は、13の特別会計について予算を計上し、また、政府関係機関予算は、4機関について予算を計上している。	1/17	3/22

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
予算	<p>○令和4年度一般会計補正予算(第1号)</p> <p>○令和4年度特別会計補正予算(特第1号)</p>	<p>令和4年4月26日に決定された「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえ、歳出面において、今後の災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、原油価格高騰対策として必要な経費及び今後への備えとして必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことにより所要の補正措置を講ずるもの</p> <p>この結果、令和4年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも2兆7,009億円増加し、110兆2,973億円となる。</p> <p>また、国債整理基金特別会計について、所要の補正措置を講ずる。</p>	5/25	5/31
決算 行政監視	<p>○令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第207回国会、内閣提出)</p>	<p>一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額9兆6,500億円のうち、令和2年5月19日から令和3年3月23日までの間において決定された使用額は、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費等38件、計9兆1,420億円余</p>	(令和3年) 12/6	5/18
	<p>○令和2年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第207回国会、内閣提出)</p>	<p>一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年4月7日から令和3年3月29日までの間において決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費等43件、計2,838億円余</p>	(令和3年) 12/6	5/18
	<p>○令和2年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第207回国会、内閣提出)</p>	<p>特別会計予備費予算総額7,944億円余のうち、令和2年12月15日に決定された使用額は、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費1件、550億円</p>	(令和3年) 12/6	5/18
	<p>○令和2年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第207回国会、内閣提出)</p>	<p>特別会計予算総則第19条第1項の規定により、令和2年12月15日に決定された経費増額は、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費の増額1件、1,000億円</p>	(令和3年) 12/6	5/18

委員会名	議案名	概要	提出	成立
議院運営	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第13号）	令和3年人事院勧告に伴い、内閣総理大臣等の特別職の国家公務員に令和4年6月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに準じて、議長、副議長及び議員について同様の措置を講ずるもの	3/17	4/6
	●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第14号）	令和3年人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員に令和4年6月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに準じて、国会議員の秘書について同様の措置を講ずるもの	3/17	4/6
	●国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第15号）	政府職員の改正に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するもの	3/17	4/6
	●国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第29号）	文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給することとともに、その支給を原則として日割りとするもの	4/14	4/15
	●国立国会図書館法等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第38号）	地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、有償等オンライン資料について、国立国会図書館への提供義務を課すもの	5/17	5/25
災害対策	●津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第9号）	地域の特性に応じた津波避難施設等の整備の推進に関する規定及び津波対策における情報通信技術の活用に関する規定を追加するとともに、国の財政上の援助に関する規定の有効期限を令和9年3月31日まで5年間延長するもの	3/10	3/25



委員会名	議案名	概 要	提出	成立
災害対策	●豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第12号）	豪雪地帯の現状に鑑み、基本理念を定め、豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進、財政上の措置等、幹線道路の交通の確保、命綱固定アンカーの設置の促進等、地域における除排雪の安全確保のための交付金の交付等の規定の追加等を行うとともに、特別豪雪地帯における特例措置の期限を10年間延長するもの	3/16	3/30
	●日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第33号）	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、同地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、同地震に係る地震防災対策の推進を図るため、地震防災対策推進協議会の組織、津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めるもの	4/21	5/13
倫理選挙	○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、基幹放送事業者におけるAM放送（中波放送）のFM放送（超短波放送）への転換に伴い、FM放送の放送設備による政見放送をすることができることとする等の措置を講ずるもの	2/ 4	3/31
沖縄北方	○沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、その一層の振興を図るため、沖縄振興特別措置法等の有効期限を延長するとともに、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等について沖縄県知事の認定制度を新設するほか、駐留軍用地が段階的に返還される場合の拠点返還地の指定要件を緩和する等の措置を講ずるもの	2/ 8	3/31
消費者問題	○消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を更に図るため、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型を追加する等の措置を講ずるとともに、被害回復裁判手続の対象となる損害の範囲を拡大する等の措置を講ずるもの	3/ 1	5/25

委員会名	議案名	概要	提出	成立
震災復興	○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	福島の復興及び再生を一層推進するため、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に寄与する研究開発等に関する基本的な計画を内閣総理大臣が定めることとするとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担うものとして、福島国際研究教育機構を設立することとし、その目的、業務の範囲、業務運営についての目標等に関する事項等を定めるもの	2/ 8	5/20
地方創生	○構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、職業能力開発短期大学校における高度職業訓練を修了した者の大学への編入学に係る学校教育法の特例措置及び国立大学法人の所有する土地等の貸付けに係る国立大学法人法の特例措置の追加等の措置を講ずるもの	2/18	5/25
	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第51号）（参議院送付）	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるもの	3/ 4	5/13

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号） (立民)	新型コロナウイルス感染症等の影響により所得が減少して経済的に困窮する低所得者がいるにもかかわらず、これらの者に対して必要な支援が行われていない現状に鑑み、その生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるもの
	●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外11名提出、衆法第54号） (立民・維新・国民・共産・れ新)	性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定めるもの
	●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（大河原まさこ君外10名提出、衆法第55号） (立民・国民・共産・れ新)	全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの
	●多文化共生社会基本法案（中川正春君外7名提出、衆法第58号） (立民)	我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び多文化共生社会の形成の推進に係る体制の整備について定めるもの

委員会名	議 案 名	概 要
総務	●日本放送協会改革推進法案（中司宏君外2名提出、衆法第17号） (維新)	公共放送を担う者としての日本放送協会の適切な機能の確保を図るため、日本放送協会改革について、その基本理念その他の基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に推進するもの
	●インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案（岩谷良平君外5名提出、衆法第36号） (維新)	インターネット <sup>ひぼう</sup> 誹謗中傷の防止及び被害の迅速・確実な救済という課題に対処するため、誹謗中傷対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、対策の基本となる事項を定めることにより、対策を総合的に推進するもの
	●地方自治法の一部を改正する法律案（中司宏君外4名提出、衆法第47号） (維新)	普通地方公共団体の議会の議員及び長等の出席の方法について、条例で定める方法とすることができるものとする規定を設けるとともに、参考人の出頭について、条例で定める方法により求めることができる規定を設けるもの
法務	●戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案（鈴木庸介君外5名提出、衆法第22号） (立民)	人道的見地から、戦争等避難者を我が国に緊急かつ円滑に受け入れるため、戦争等避難者について、出入国管理及び難民認定法の特例等を定めるもの
	●国家賠償法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、衆法第52号） (立民)	国家賠償法に基づく求償権の適正かつ厳格な行使の徹底を図るとともに、国家賠償請求訴訟の事案に係る国の説明責任を確保するため、国家公務員が故意によって違法に他人に損害を加えた場合における国による求償権の行使の義務化、国が損害を賠償する責めに任ずる場合における求償権の有無についての判断の結果等の公表等の措置を講ずるもの
	●民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外10名提出、衆法第53号） (立民・国民・共産・れ新)	最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの
外務	●特定人権侵害行為への対処に関する法律案（松原仁君外5名提出、衆法第60号） (立民)	諸外国の人権状況が国際社会全体の正当な関心事であること等に鑑み、特定人権侵害行為への対処に関し、各議院等による特定人権侵害行為に係る事案調査のための報告要求等必要な事項について定めるもの

委員会名	議 案 名	概 要
財務金融	<p>●揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案（足立康史君外2名提出、第207回国会衆法第2号）（維新・国民）</p>	<p>揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする（適用停止措置を停止している規定の削除）等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案（末松義規君外7名提出、第207回国会衆法第3号）（立民）</p>	<p>現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする（適用停止措置を停止している規定の停止）等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●日本銀行法の一部を改正する法律案（足立康史君外2名提出、衆法第16号）（維新）</p>	<p>日本銀行の目的に物価の安定、名目経済成長率の持続的な上昇及び雇用の最大化を図るため通貨及び金融の調節を行うことを明記するほか、日本銀行の役員解任に関する規定を整備する等の改正を行うもの</p>
	<p>●所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（末松義規君外9名提出、衆法第23号）（立民）</p>	<p>消費税の適格請求書等保存方式を廃止する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案（足立康史君外2名提出、衆法第32号）（維新）</p>	<p>現下の石油製品の価格その他の物価の高騰が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしていることに鑑み、その悪影響を緩和するために政府が講ずべき国民負担の軽減等に関する措置について定めるもの</p>
	<p>●消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案（小川淳也君外7名提出、衆法第59号）（立民・共産・れ新）</p>	<p>現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するとともに、税負担の公平の確保、経済的格差の是正、経済の活性化等を図る観点から、消費税の減税その他の税制の見直しについて定めるもの</p>
厚生労働	<p>●保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（岡本あき子君外12名提出、衆法第28号）（立民・国民）</p>	<p>保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外16名提出、衆法第30号） （立民）	介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの
	●公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（落合貴之君外6名提出、衆法第40号） （立民）	公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保することにより、国民の政治への参画の機会の増大を図るため、選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後3日まで休暇を取得できる立候補休暇の制度を設けるもの
農林水産	●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外4名提出、衆法第44号） （立民・国民・共産・有志）	国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの
	●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外4名提出、衆法第45号） （立民・国民・共産・有志）	国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの
経済産業	●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外9名提出、衆法第3号） （立民）	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が長期にわたり継続し、中小事業者等の事業の継続に支障を及ぼし、ひいてはその従業者及び事業主の生計の維持にも支障を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けている中小事業者等に対する事業の継続のための緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの
	●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案（落合貴之君外9名提出、衆法第24号） （立民）	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている中小事業者の事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小事業者に対する金融の円滑化を促進するために必要な措置を定めるもの
	●自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外15名提出、衆法第35号） （立民・国民・有志）	我が国における2050年までの脱炭素社会の実現が重要な課題であることに鑑み、我が国の基幹的な産業である自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、自動車産業における脱炭素化の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	<p>●中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外 8 名提出、衆法第46号） （立民）</p>	<p>現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずるもの</p>
	<p>●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（山崎誠君外 6 名提出、衆法第56号） （立民）</p>	<p>気候変動が生活、社会、経済及び自然環境に重大な影響を及ぼし、地球温暖化の防止及び気候変動の影響への適応が重要な課題となっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、その基本理念、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの</p>
	<p>●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案（田嶋要君外 5 名提出、衆法第57号） （立民）</p>	<p>脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関し、実施目標及びこれを達成するための方針、改修等計画の作成等について定めるもの</p>
国土交通	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案（小宮山泰子君外 7 名提出、衆法第 6 号） （立民）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が長期間にわたり観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●特定土砂等の管理に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、衆法第18号） （維新）</p>	<p>災害の防止及び生活環境の保全に資するため、特定土砂等の管理に関する制度を設けることにより、特定土砂等の管理の適正化を図るため、所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>●土砂等の置場の確保に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、衆法第19号） （維新）</p>	<p>災害の防止及び生活環境の保全に資するため、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
安全保障	<p>●自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（前原誠司君外1名提出、第207回国会衆法第9号） （維新・国民）</p>	<p>領海等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊による警戒監視の措置及びその際の権限について定めるとともに、海上保安庁の任務として領海の警備が含まれることを明記する等するもの</p>
	<p>●領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案（篠原豪君外14名提出、第207回国会衆法第11号） （立民）</p>	<p>領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域等の警備に関する基本原則を定め、並びに領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画の策定その他の領域等の警備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、領域警備・海上保安体制強化会議を設置することにより、領域等の警備において警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするもの</p>
決算 行政監視	<p>○平成30年度一般会計歳入歳出決算 平成30年度特別会計歳入歳出決算 平成30年度国税収納金整理資金受払計算書 平成30年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入105兆6,974億円余、歳出98兆9,746億円余であり、差引き剰余は6兆7,227億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計381兆1,771億円余、歳出合計368兆9,360億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額78兆2,204億円余、一般会計等の歳入への組入額等は76兆8,977億円余であり、資金残額は1兆3,227億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,307億円余、支出合計1兆635億円余</p>
	<p>○平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より1兆7,697億円余増加し、108兆5,939億円余</p>
	<p>○平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>	<p>国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より365億円余増加し、1兆1,473億円余</p>



委員会名	議 案 名	概 要
決 算 行政監視	○令和元年度一般会計歳入歳出決算 令和元年度特別会計歳入歳出決算 令和元年度国税収納金整理資金受払計算書 令和元年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入109兆1,623億円余、歳出101兆3,664億円余であり、差引き剰余は7兆7,959億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計386兆5,519億円余、歳出合計374兆1,696億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額77兆4,666億円余、一般会計等の歳入への組入額等は76兆812億円余であり、資金残額は1兆3,854億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,645億円余、支出合計1兆644億円余
	○令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の令和元年度末現在額は、平成30年度末現在額より1兆2,773億円余増加し、109兆8,712億円余
	○令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和元年度末現在額は、平成30年度末現在額より463億円余増加し、1兆1,937億円余
	○令和2年度一般会計歳入歳出決算 令和2年度特別会計歳入歳出決算 令和2年度国税収納金整理資金受払計算書 令和2年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入184兆5,788億円余、歳出147兆5,973億円余であり、差引き剰余は36兆9,814億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計417兆5,611億円余、歳出合計404兆5,188億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額82兆2,569億円余、一般会計等の歳入への組入額等は80兆8,247億円余であり、資金残額は1兆4,322億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆958億円余、支出合計8,040億円余
	○令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より7兆3,885億円余増加し、117兆2,598億円余
	○令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より204億円余増加し、1兆2,142億円余

委員会名	議 案 名	概 要
決 算 行政監視	○令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和3年4月30日から令和3年11月26日までの間において決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費等11件、計3兆1,656億円余
	○令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年4月20日から令和3年11月17日までの間において決定された使用額は、政府広報に必要な経費等7件、計447億円余
	○令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	特別会計予備費予算総額8,352億円余のうち、令和3年11月26日に決定された使用額は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費1件、23億円
	○令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第19条第1項の規定により、令和3年9月16日に決定された経費増額は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額1件、692億円余
	○令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和4年3月25日に決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費等5件、計1兆4,529億円余
	○令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和4年3月4日から令和4年3月25日までの間において決定された使用額は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費等8件、計4,033億円余
	○令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	特別会計予備費予算総額8,352億円余のうち、令和4年3月4日に決定された使用額は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費1件、300億円
	○令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第19条第1項の規定により、令和4年2月22日から令和4年3月29日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額2件、計334億円余

委員会名	議 案 名	概 要
議院運営	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（足立康史君外1名提出、第207回国会衆法第1号） (維新・国民)	文書通信交通滞在費に関し、日割計算による支給の導入、収支報告書の提出及び公開並びに残余の額の返還等について定めるもの
	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（篠原孝君外7名提出、第207回国会衆法第4号） (立民)	国会議員の歳費に関し、衆議院が解散されたときの日割計算による支給の導入等について定めるとともに、文書通信交通滞在費に関し、日割計算による支給の導入、収支報告書の提出及び公開並びに残余の額の返還等について定めるもの
	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（藤田文武君外6名提出、衆法第1号） (維新)	議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外するもの
	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（馬場伸幸君外2名提出、衆法第61号） (維新)	調査研究広報滞在費に関し、収支報告書の提出及び公開並びに残余の額の返還について定めるとともに、文書通信交通滞在費に関し、日割計算することとした場合の差額を国庫に返納することができることとするもの
倫理選挙	●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、衆法第39号） (立民)	公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満18年に、参議院議員及び都道府県知事については満23年に、それぞれ引き下げるもの
	●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、衆法第48号） (立民)	会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、衆法第49号） (立民)	国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、個人情報保護を図りつつ、収支報告書のインターネットを利用する方法による公表を義務付けるもの
	●インターネット投票の導入の推進に関する法律案（井坂信彦君外17名提出、衆法第50号） (立民)	インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置すること等により、これを推進するもの

< 憲法審査会 >

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

議 案 名	概 要
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（新藤義孝君外6名提出、衆法第34号） （自民・維新・公明・有志）</p>	<p>憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、開票立会人の選任に係る規定を整備し、及び投票立会人の選任要件を緩和するとともに、超短波放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送をすることができることとする等の措置を講ずるもの</p>